

新たな過疎対策に向けて

－島根からの新たな提言－

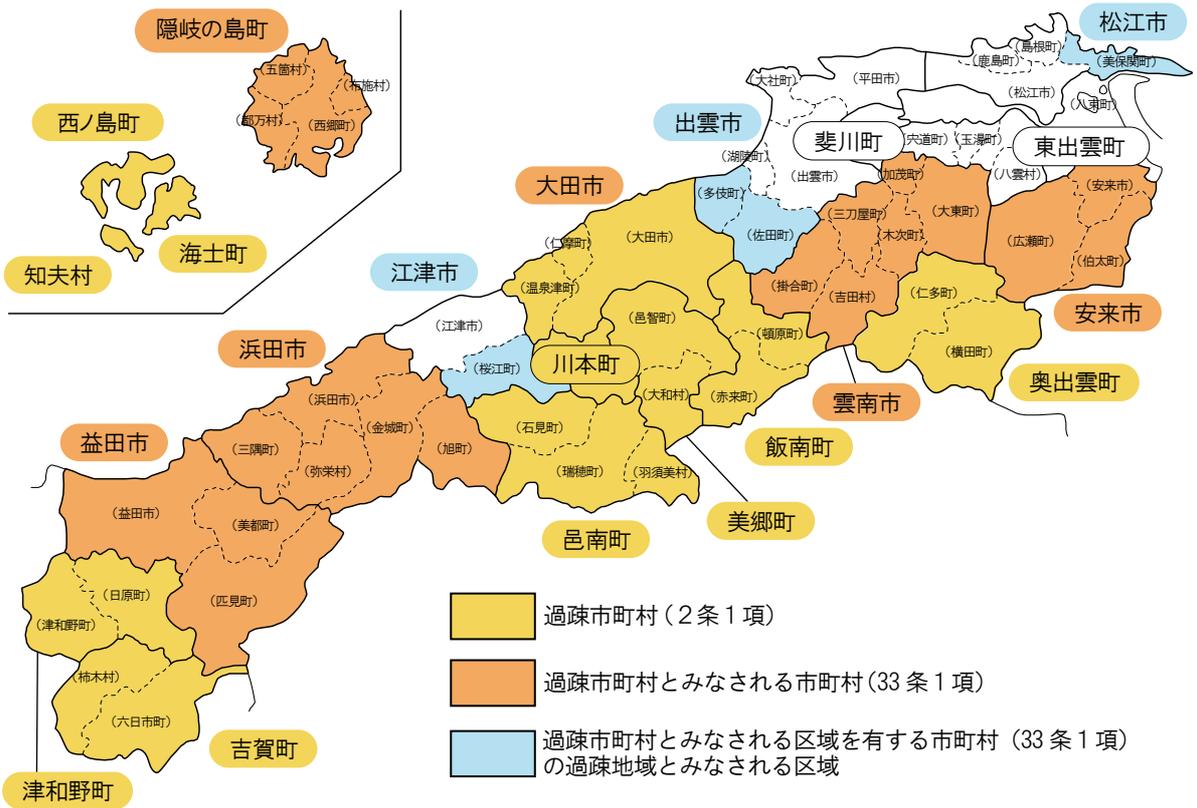
【素案】

平成20年1月25日

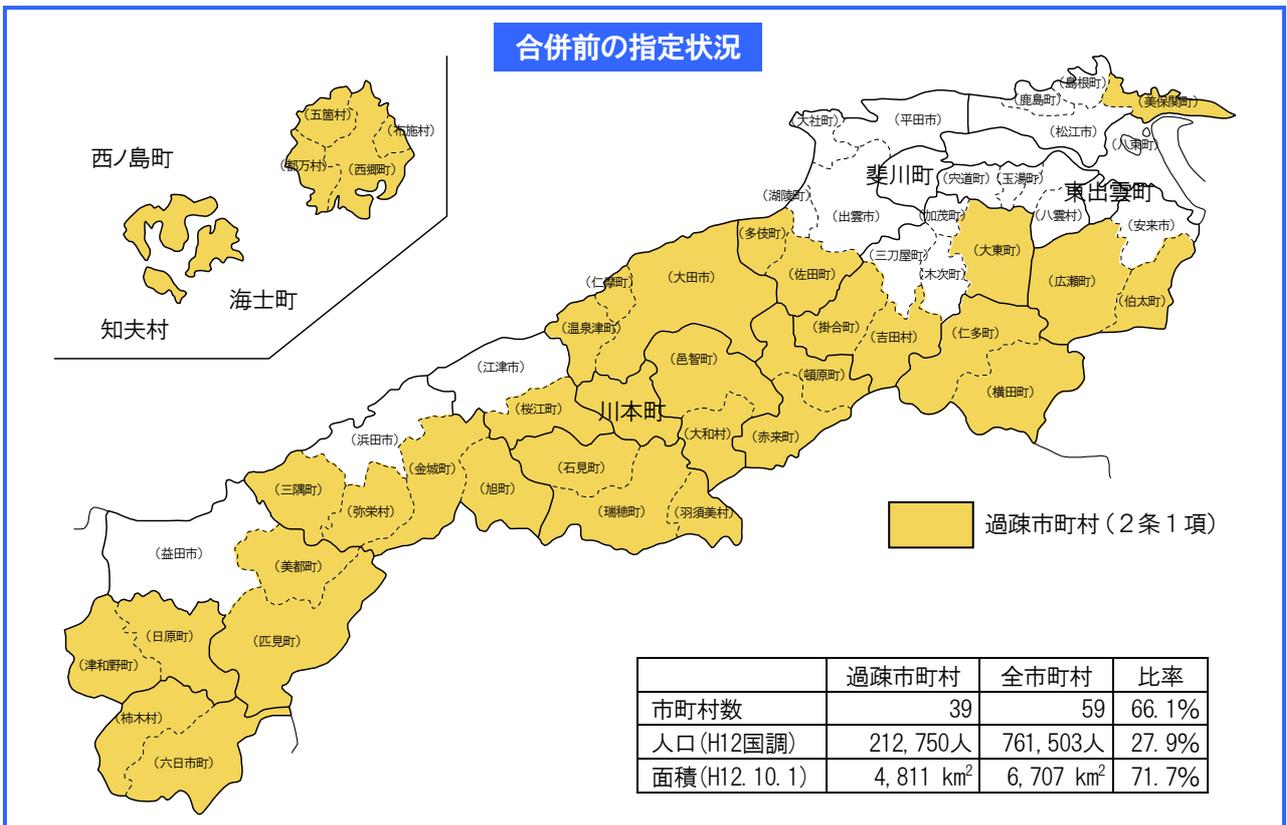
(島根県過疎・中山間地域対策研究会事務局案)

島根県・島根県過疎地域対策協議会

島根県の過疎市町村の指定状況



	過疎市町村	全市町村	比率
市町村数	19	21	90.5%
人口(H17国調)	347,588人	742,135人	46.8%
面積(H13.10.1)	5,572 km ²	6,707 km ²	83.1%



目次

I はじめに（新たな過疎対策に向けて）	1
資料1 過疎地域自立促進特別措置法の概要	3
資料2 過疎対策事業債の対象事業一覧	5
II 過疎地域の意義（過疎地域と都市との共生が国を守る）	7
1 過疎地域を支える人々	9
（1） 過疎地域の森林等の整備費用は、年間約5,600億円	
（2） 1割の人口で、国土の半分を占める過疎地域を支える	
2 過疎地域の森林・農地の果たす役割	10
（1） 木材・食料生産を担う森林・農地は、過疎地域に存在	
（2） 過疎地域の森林・農地の多面的機能は、政府の年間税込規模に匹敵	
（3） 都市で排出される二酸化炭素を過疎地域の森林が吸収	
（4） 美しい農山村の景観を形成する森林・農地	
3 都市の食料を支える過疎地域	12
（1） 農業の経済効果は15.2兆円、約300万人の雇用に相当	
（2） 低い食料自給率のなかで、主食米を地方が供給	
（3） 他の先進国と比べて低い、我が国の食料自給率40%	
（4） 世界的な食料不足により輸入がストップする懸念	
4 都市の水・エネルギーを支える過疎地域	14
（1） 「緑のダム」として水資源を涵養する森林	
（2） 水資源の安定供給に支えられる経済成長	
（3） 地方の発電所が都市の電力を支える	
（4） 首都圏のゴミは東北地方を含む広範囲で受入れ	
5 都市を支えている過疎地域の人材	16
（1） 過去に都市へ移った地方の人の合計は、東京都の人口にほぼ匹敵	
（2） 都会で暮らす地方の学生への親元から仕送りは、年間1,500億円	
6 都市と過疎地域の交流	17
（1） 都市と農山漁村の交流を望む人が8割	
（2） 都市住民の主な旅行先は地方	

1 社会経済情勢の変化と今後の課題..... 23

(1) 人口の減少

- ① 出生数の減少と高齢者の死亡による自然減の進行
- ② 景気回復に伴う若年者の流出による社会減の進行
- ③ 人口動態の推移
- ④ 過疎地域の人口減少と少子高齢化の進行

(2) 所得格差の拡大

- ① 全国平均より低い県民所得
- ② 景気拡大で地域間格差が拡大傾向

(3) 産業の状況

- ① 農業就業者の減少とサービス業就業者の増加
- ② 後継者不足に悩む農業
- ③ 後継者不足に悩む林業

(4) 集落の状況

- ① 小規模・高齢化集落の増加
- ② 急速に増加しつつある耕作放棄地

2 社会基盤の整備状況と今後の課題..... 29

(1) 広域的機能連携の観点から必要とされる道路の重点的整備

(2) 定住・交流のための下水道の重点的整備

(3) 民間バス撤退による地域生活交通の整備

(4) 条件不利性の解消に有効な情報通信基盤の整備

- ① ブロードバンドの整備
- ② 携帯電話の不感地域対策

(5) 保健・医療機能の低下

- ① 診療施設の状況
- ② 医師不足の状況

(6) 教育施設等

- ① 保育所・幼稚園の状況
- ② 小・中学校の状況
- ③ 社会教育施設等の状況

3 過疎市町村の財政状況..... 37

(1) 過疎対策事業の実施状況

(2) 厳しさを増す市町村の財政

(3) 過疎債に依存する過疎市町村

(4) 過疎債による必要な社会基盤整備

IV 新たな過疎対策（新たな過疎対策の提言）	41
1 過疎対策の財源措置	45
（1）市町村の安定した行財政運営の確保と財源措置の充実強化	
2 産業の振興	47
（1）市町村を窓口とする耕作放棄地等農地管理対策	
（2）企業が農業参入するための助成制度の充実強化	
（3）地域資源を活用した企業等の起業化支援	
（4）過疎地域の雇用増加等につながる企業の施設整備等への支援	
（5）既存の工業団地の付加価値を高める事業や他用途への利用促進	
（6）森林及び里山地域保全対策	
（7）森林資源を活用した産業・雇用対策	
3 生活交通の確保	61
（1）自治会等による輸送活動の支援	
（2）離島航路維持対策	
（3）過疎対策事業として、広域的機能連携に必要な国道・県道整備	
4 情報基盤の確保	67
（1）過疎地域における光ファイバー網の緊急整備	
（2）携帯電話の不感地域解消対策	
5 医療体制の確保	71
（1）診断支援ネットワークによる離島・山間地域の医療支援	
（2）医療用多目的ヘリコプター（過疎ヘリ）の整備と広域的な医療支援	
（3）通院支援のための患者搬送車等の整備	
（4）遠隔地病院での長期入院に対応した滞在施設整備	
6 新たな自治組織による生活支援	79
（1）新たな自治組織による地域自治力を強化する取組支援	
7 定住環境の整備	81
（1）過疎地域の小規模校における教育環境の整備と都市との交流促進	
（2）移住交流施策の推進	
8 その他の対策	85
（1）過疎地域における公営企業のあり方検討	
（2）遊休施設の有効活用の促進	
その他の主な制度改正要望	89
V おわりに	91

I

はじめに

新たな過疎対策に向けて

- 過疎地域は豊かな自然や景観、歴史・文化を有し、国民のよりどころとなる地域として、未来の世代に引き継いでいくべき国民共通の財産である。
- また、食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、地球温暖化の防止等多面的な機能を発揮している地域であり、国土形成に寄与するとともに、都市の産業活動・生活を支えている。
- 今後とも我が国が豊かな国土を形成し、持続可能な社会の発展を実現するためには、過疎地域と都市との共生が最重要の課題である。
- 昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、社会基盤整備を中心に、長年にわたって講じられてきた過疎対策は、日本が右肩上がりの成長をとげるなか、過疎地域を底上げする役割を十分果たしてきた。
- しかしながら、国全体が人口減少・高齢社会に突入し、経済もグローバル化し低成長となる局面のなか、その抱える条件不利性から新たな危機を迎えている。
- 近年若年者の流出による人口減少、少子・高齢化の一層の進行により、医師不足、路線バスの廃止による生活交通問題、生活用品の購買問題、耕作放棄地の増加など新たな問題が発生し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど主に山間地域を中心に地域生活を維持することが困難な地域が拡大しつつある。
- 耕作放棄地の増加とともに、小規模・高齢化集落が増大し、多くの集落が消滅することになれば、伝統・文化などこれらかけがえのない財産が失われるとともに、我が国全体を支えてきた過疎地域の多面的な機能の多くも失われ、地域社会の崩壊ばかりでなく、ひいては国の崩壊につながるゆゆしき事態となる。
- 今後の過疎対策としては、これらの課題を単なる過疎地域の限定的なものとしてではなく国家的な課題としてとらえ、現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し、必要な社会基盤整備のほか、過疎地域が抱える新たな問題を解決するためのソフト施策や広域的な機能連携を図るための施策などを盛り込んだ総合的な対策を講じることが必要である。
- 本県では新たな法律制定に向けて、格差是正ばかりでなく、都市と過疎地域が互いを支え合っているという認識を深め、それぞれの地域の実態に合わせて特色ある発展を実現することが重要との考えに立ち、このたび新たな対策について、提言として取りまとめたものである。

提言の骨子

過疎地域の意義

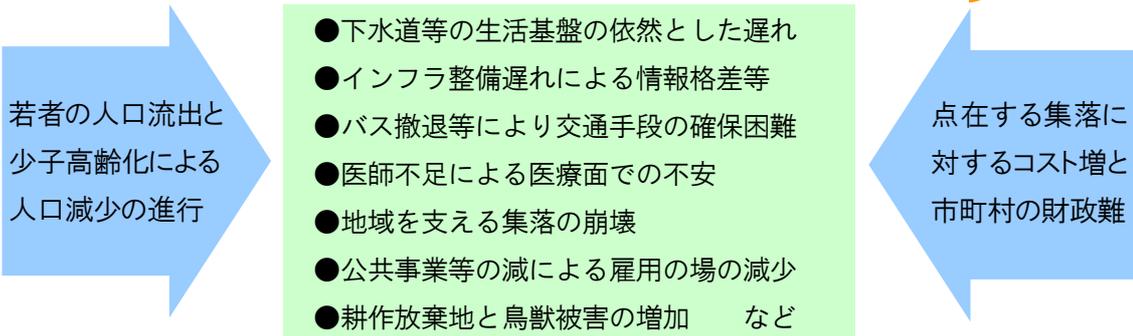


国民的合意形成

国土の半分を占める過疎地域を1割の人口で支えている

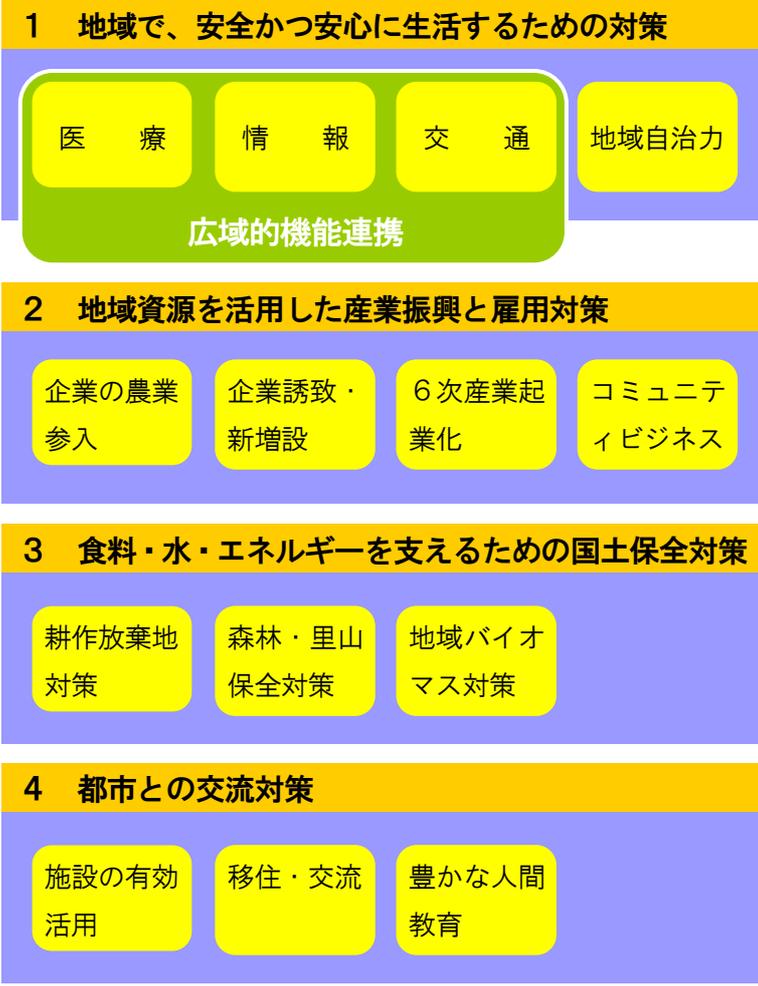
社会基盤整備を中心とした過疎対策は一定の成果を上げたが、過疎地域を支える人々の暮らしは新たな課題に直面

過疎対策の成果と課題



都市との共生関係による特色ある発展

新たな過疎対策



①財政措置

- 国土保全のための新税導入と譲与税の創設
- 緊急・広域事業に対する交付金の創設
- 地域課題の解決のための総合的支援を図る基金の創設
- 過疎債・地方交付税措置の充実強化

②税制措置

- 地域資源を活用した企業等への税制措置

③規制緩和

- 過疎地域の実情を踏まえた規制緩和

資料1 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の概要

1 法律の目的（法第1条）

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、及び美しく風格ある国土の形成に寄与

2 過疎地域の指定要件（法第2条）

人口要件・財政力要件の両方を満たす地域

(1)人口要件：以下のいずれかに該当すること

- ①S35年～H7年の人口減少率が30%以上
- ②S35年～H7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
- ③S35年～H7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
- ④S45年～H7年の人口減少率が19%以上

※ただし、①②③の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は対象外

(2)財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下

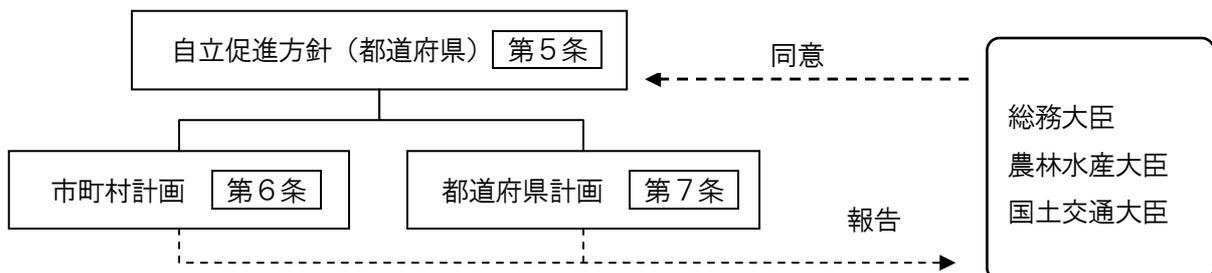
かつ、公営競技収益が13億円以下であること（施行令第1条）

	全 国			島 根 県		
	過疎市町村	全市町村	比率	過疎市町村	全市町村	比率
市町村数 (H19.4.1)	738	1,804	40.9 %	19	21	90.5 %
人口 (H17国調:万人)	1,068	12,776	8.4 %	35	74	46.8 %
面積 (H13.10.1: km ²)	204,369	377,880	54.1 %	5,572	6,707	83.1 %

3 過疎地域自立促進のための対策の目標（法第3条）

- ① 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入・起業の促進、観光の開発等により、産業の振興、安定的な雇用を増大
- ② 交通施設、通信施設等の整備等により、交通通信連絡を確保、情報化・地域間交流を促進
- ③ 生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上・増進、医療の確保、教育の振興により、住民生活の安定と福祉を向上
- ④ 美しい景観の整備、地域文化の振興により、個性豊かな地域社会を形成
- ⑤ 基幹集落の整備、適正規模集落の育成により、地域社会の再編成を促進

4 過疎地域自立促進計画等（法第5～7条）



5 支援内容（法第10～31条）

<p>国庫補助の嵩上げ 〔10・11条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 統合に伴う小中学校校舎等（1/2→5.5/10：公立学校施設整備費負担金） ● 公立保育所（1/2→5.5/10※） ● 公立以外の保育所（1/2→2/3：次世代育成支援対策施設整備交付金） ● 消防施設（1/3→5.5/10※） ● 統合に伴う教職員住宅の建築（事業に要する経費の5.5/10：安全・安心な学校づくり交付金） <p>※税源移譲に伴い、嵩上げ分は特別の地方債で措置（100%交付税措置）</p>
<p>過疎対策事業債 〔12条〕</p> <p>※充当率 原則100% ※交付税措置率70%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業の振興 法人への出資，市町村道，農林道，漁港・港湾施設，地場産業振興施設，観光レク施設，農林漁業経営近代化施設，商店街振興に係る共同利用施設等 ● 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進 市町村道，農林道，漁港関連道，電気・情報通信に関する設備（有線TV，共同受信施設，加入者系光ファイバー網設備等），住民の交通の便に供するための自動車・渡船施設，除雪機械等 ● 生活環境施設等厚生施設整備及び医療の確保 下水処理施設，消防施設（消防自動車，防災無線等），高齢者の保健又は福祉の向上又は増進の施設，保育所，児童館，診療施設，市町村保健センター，母子健康センター，簡易水道施設等 ● 教育文化施設の整備 統合に伴う校舎・屋内運動場及び寄宿舎・スクールバス・スクールボート・学校給食施設，小規模校の危険校舎等の改築，公民館その他集会施設，地域文化振興施設等 ● 集落再編整備のための用地取得及び住宅等の整備
<p>都道府県代行制度 〔14・15条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹道路整備（基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道） ● 公共下水道整備（幹線管渠、終末処理場、ポンプ場）
<p>行政上の特別措置 〔16～25条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療の確保、高齢者の福祉の増進、交通の確保等の配慮
<p>金融措置〔26～28条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府系金融機関等からの低利貸付け
<p>税制措置〔29・30条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例 ● 所得税・法人税に係る減価償却の特例…製造業・旅館業・ソフトウェア業
<p>減収補てん措置 〔31条〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置 事業税・不動産取得税・固定資産税…製造業・旅館業・ソフトウェア業 個人事業税 …畜産業・水産業

6 合併の場合の取扱い（法第33条）

過疎地域の指定要件を満たさなくなる合併市町村については、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして措置

7 法律の失効日（法附則第3条）

平成22年3月31日

資料2 過疎対策事業債の対象事業一覧

事業区分・事業名 (黄色は、過疎債特有のメニュー)	過疎		辺地		他に活用可能な起債		公営企業債	
	補助	単独	補助	単独	補助分	単独分		
1 産業の振興	①法人への出資金(地場産、観レク)	○	○	×	×			
	②市町村道	○	○	○	○	一般公共(充45交50)	臨道(充95交30又は充90交[30])	
	③林道・林道用作業路	○	○	○	○	一般公共(充90交50)	臨道(充90交[30])	
	④漁港施設	○	○	×	×			
	⑤港湾施設	○	○	×	×			港湾(充100交0)
	⑥地場産業振興施設							
	技能習得施設	○	○	○	○			
	試験研究施設	○	○	○	○			
	生産施設・加工施設	○	○	○	○			
	流通販売施設	○	○	○	○			
	⑦観レク施設							
	道路	○	○	○	○		臨道(充95交30又は充90交[30])	
	展望施設、宿泊施設など	○	○	○	○			
	体育館	○	○	○	○	学校教育(充75交0)		
⑧農業、林業又は漁業経営の近代化								
近代化のための共同利用施設	○	○	○	○				
⑨商店街振興のための共同利用施設	○	○	×	×				
2 交通通信体系の整備	①市町村道	○	○	○	○	一般公共(充45交50)	臨道(充95交30又は充90交[30])	
	②農道、林道及び漁港関連道	○	○	○	○	一般公共(充90交50)	臨道(充90交[30])	
	③電気通信に関する施設							
	有線放送(CATV含む)	○	○	○	○	地活(充90交[30])		
	無線電話	○	○	○	○			
	無線局(防災行政無線含む)	○	○	○	○			
	移動通信用鉄塔(携帯電話)	○	○	○	○			
端末・電気通信設備	○	○	○	○				
⑤自動車及び渡船施設	○	○	○	○			交通(充100交0)	
⑥除雪機械	○	○	○	○	一般公共(充45交50)			
3 生活環境施設	①下水処理施設	●	●	●	●			下水(充100交44)
	②消防施設	○	○	○	○	防災対策(充75交30)		
	③高齢者の保健・福祉施設	●	●	●	●		社福(充80交0)、地活(充90交30)	介護(充100交0)
	④保育所及び児童館	○	○	○	○	社福(充80交0)	社福(充80交0)	
	⑤保健センター・母子健康センター	○	○	○	○		地活(充75交30)	
	⑥診療施設	●	●	●	●			病院(充100交22.5)
	⑦簡易水道(下記以外)	●	●	●	●			簡水(充100交※1)
	⑧簡易飲用施設	○	○	○	○			
4 教育文化施設	①統合小中学校	○	○	×	×	学教(充90交[60])	学教(充75交0)	
	②小規模危険校舎改築等	○	○	○	○			
	③通学バス・渡船施設	○	○	○	○	学教(充75交0)	学教(充75交0)	
	④学校給食施設	○	○	○	○	学教(充90交[22.5])	学教(充75交0)	
	⑤地域文化振興施設	○	○	×	×			
	⑥公民館・その他集会施設	○	○	○	○			
5 集落再編	①集落再編事業	○	○	×	×		地活(充75交30)	
	うち建物	△	△	×	×			
②移転跡地	○	○	×	×				

注) 一般補助、一般単独、合併特例の各事業債は除いて作成

○は過疎・辺地債のみの充当 ●は公営企業債との併用充当 △は充当率が75%

()内の数字は充当率及び地方交付税措置率(%)、ただし、通常分+財対分で措置の場合は、合算充当率及び[対事業費措置率]

※印：元利償還金の一部の繰出額を交付税措置

1 過疎債を充当しなければならない事業

【具体例】

- 法人に対する出資・補助
 - ・第3セクター(地場産業、観光レクリエーション)に対する出資金
 - ・公共的団体が整備する高齢者の保健・福祉施設等に対する補助金
- 地場産業振興施設
 - ・農林水産物加工処理施設、直売所等
- 観光レクリエーション施設
 - ・地域間交流施設等
- 自動車及び渡船施設
 - ・過疎バス
- 地域文化振興施設
- 公民館等集会施設

2 過疎債の活用により重点的な整備が進んだ事業

【具体例】

- 道路整備事業
 - ・市町村道、農道、林道等
- 下水道整備事業
- 情報通信施設
 - ・ケーブルテレビ、移動通信用鉄塔、光ファイバー網整備等

3 過疎地域における不採算性から公営企業債との併用充当を認める事業

【具体例】

- 下水道施設
- 病院
- 簡易水道

II

過疎地域の存在意義

過疎地域と都市との共生が国を守る

- 食料・水・エネルギーは、人々の生命を維持し、産業活動や社会生活を支える、世界共通の貴重な資源である。
- これら基本的な生活に欠かせない資源は、歴史的には、自分たちの生活と身近なところで再生産されてきたが、高度経済成長期以降の経済効率性を追求した都市への人口移動の結果、都市での活動に必要な資源が十分得られない状況に陥っている。
- 過疎地域は都市に不足するこれらの資源を長期にわたり安定的に供給してきたが、人口減少、少子・高齢化の一層の進行により、地域社会の機能が急速に低下し、これら資源を安定的に供給するための生産基盤が崩れつつある。
- 一方、人口爆発による食料危機や異常気象に伴う干ばつによる水不足などにより、世界的には安定的な食料と水の確保が厳しい見通しである。これにより、食料自給率が低く諸外国からの輸入に頼る日本の食料安全保障が不安定となることから、国の責務としてこれらの事態に対処する必要がある。
- 国内の食料自給率を今以上に低下させないことが絶対条件となるが、その実現のためには、水、食料、エネルギーの持続的な再生産の基盤である過疎地域の森林・農地など国土の保全管理を適切に行っていく必要がある。
- また、我が国は、高度経済成長期以降、経済成長率は次第に鈍化し、バブル崩壊以降は人口減少・高齢化の進展に伴い、経済は成熟の度合いを深め、これまでの経済効率性優先の社会から、生活の質や豊かさ、健康、多様な価値観を重視する成熟社会に転換することが求められている。
- 来るべき成熟社会においては、ライフステージの様々な段階に応じて都市と過疎地域の二地域居住や住み替え、田舎暮らしを志向する人々などが増加していくと見込まれており、豊かな自然や環境、歴史・文化を有する過疎地域は、都市住民に多様な生き方の機会を提供できる貴重な地域でもある。
- これら多面的な機能を有する過疎地域の存在意義を再認識し、過疎地域と都市が共生し、持続可能な社会のしくみを構築することが、豊かな国土形成と我が国の未来を守ることにつながる。
- 新たな過疎対策の検討に当たっては、このことについて国民的な合意形成を得ることが喫緊の課題となっている。

1 過疎地域を支える人々

森林等の管理には多額の労力と経費を要し、その活動は、ただちには付加価値生産に結実しないが、その持続的かつ長期にわたる活動が、水・食料・エネルギーなど資源の再生産につながっている。

過疎地域は我が国土面積の半分以上を占めるが、その地域を支えているのは全人口の1割のわずかな人々である。

2 森林・農地の果たす役割

過疎地域に多くある森林・農地は、食料・水などの供給をはじめ、洪水・侵食防止など多面的機能を担っており、国民生活を支えるとともに、二酸化炭素の吸収などにより地球環境保全の役割も果たしている。

3 都市の食料を支える過疎地域

米価の低迷・農家数の減少により食料自給率は低下傾向にあるが、過疎地域では農業の占めるウェイトが相対的に高く、相当程度の経済波及効果を有するとともに、都市の食生活を支えている。

世界的な人口爆発や異常気象により、食料の安定的な輸入が危惧されるなか、安全・安心でかつ安定的な食料生産を確保するため過疎地域では引き続き農業を維持していく必要がある。

4 都市の水・エネルギー等を支える過疎地域

森林は、洪水防止・侵食防止の機能ばかりでなく、水源かん養・水質を浄化する機能も持ち、生活用水や工業用水として都市の生活や生産活動を支えている。

さらに、水力発電などによる電力の供給を行い、水・エネルギー供給の役割も果たしている。

5 都市を支えている過疎地域の人材

地方から都市へ、これまで昭和40年代の高度経済成長期以降、東京都の人口にほぼ匹敵する人口が流出し、都市の機能を維持している。

また、都会で暮らす過疎地域出身の学生も多く、依然として都市への人口流出傾向は続いている。

6 都市と過疎地域の交流

過疎地域は、都市で失われた自然・伝統文化が残る貴重な地域であり、都市で住む人々の生活に潤いと癒しをもたらしている。

過疎地域に対する都市住民の関心は高く、グリーンツーリズムなど都市と過疎地域の交流活動は年々活発化している。毎年の盆や正月の帰省や、団塊の世代の地方への移住の動きなどは、地方回帰の象徴である。

1

過疎地域を支える人々

(1) 過疎地域の森林等の整備費用は、年間約5,600億円

- 過疎地域の森林・農地を維持していくためには、農林業の生産活動が持続的に行われることが必要である。
- そのために必要な維持管理費用は年間約5,600億円である。

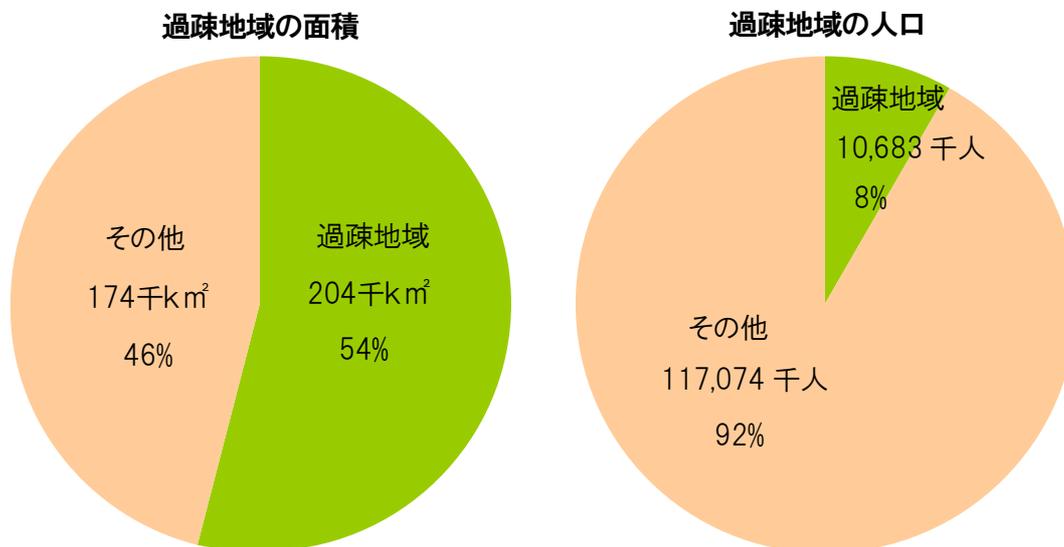
過疎地域の農地・森林の整備費用

	面積	総費用
過疎地域の管理が必要な森林	801万ha	5,420億円
過疎地域の田	100万ha	120億円
過疎地域の畑	83万ha	100億円

資料:面積=平成18年耕地面積(農林水産省) 人工林率=2000年世界農林業センサス
費用=面積×整備費用 平成18年農業経営統計調査(農林水産省ほか)ほか

(2) 1割の人口で、国土の半分を占める過疎地域を支える

- 過疎地域は国土の半分以上の面積を占めているが、その地域を僅か1割の人口で支えている。



資料:全国過疎地域自立促進連盟(H19年4月)

第2章での資料集計上の定義

※「過疎地域」の統計数値は、H19年3月31日現在の過疎市町村で集計

※「都市」は以下のとおり定義し、「地方」はそれ以外として整理

東京圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

名古屋圏：岐阜県・愛知県・三重県

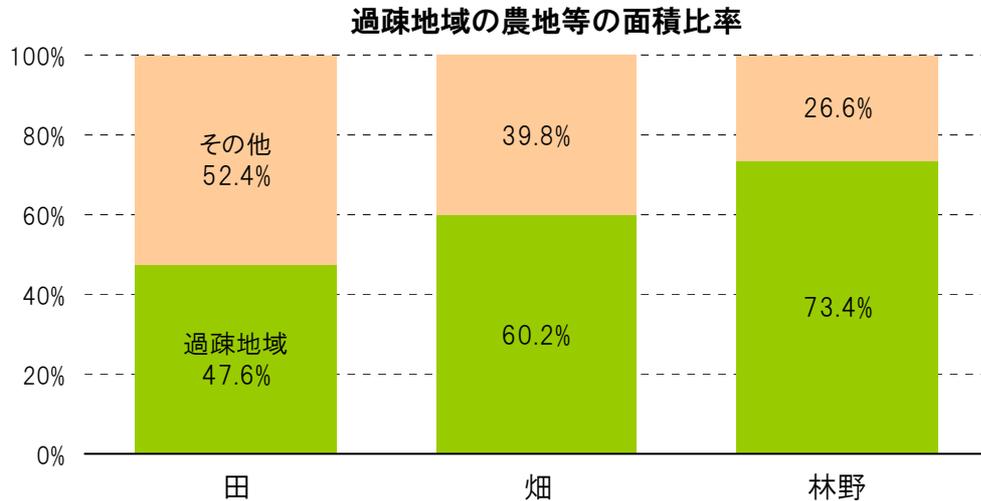
大阪圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

2

過疎地域の森林・農地の果たす役割

(1) 木材・食料生産を担う森林・農地は、過疎地域に多数存在

- 森林・農地は、主に過疎地域に存在しており、木材生産・食料生産などを担っている。

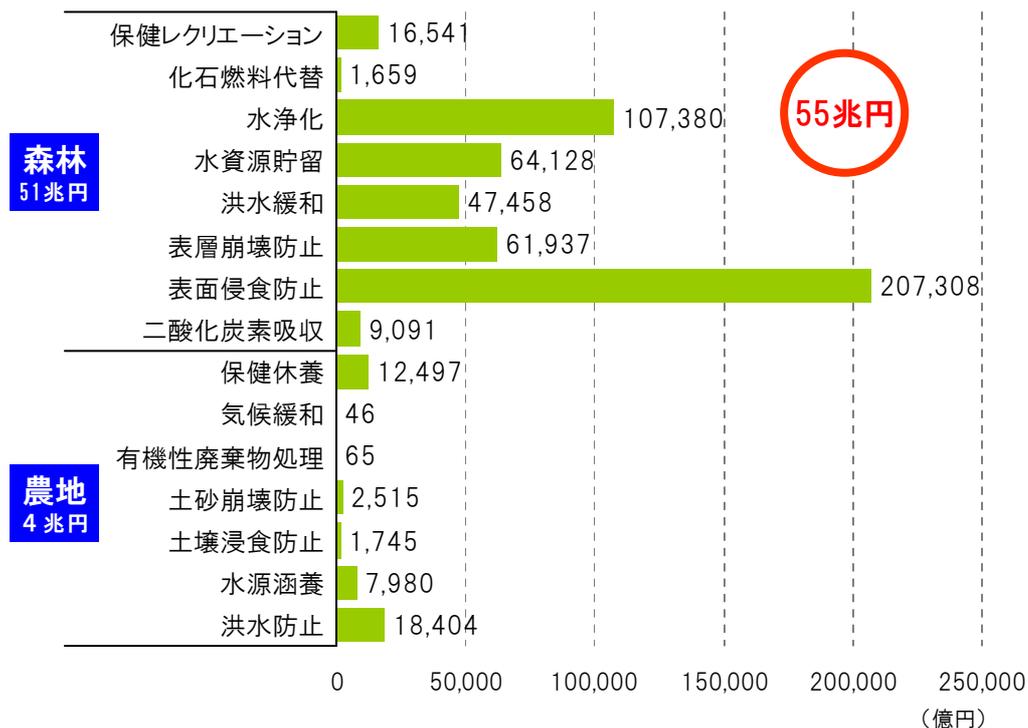


資料：2005年農林業センサス(農林水産省)

(2) 過疎地域の森林・農地の多面的機能は、政府の年間税収規模に匹敵

- 森林・農地は、国土・自然環境の保全や水源のかん養などの多面的機能を有している。
- その機能は約55兆円と試算され、これは国の年間税収総額を上回る金額である。

森林・農地の多面的機能評価(過疎地域)



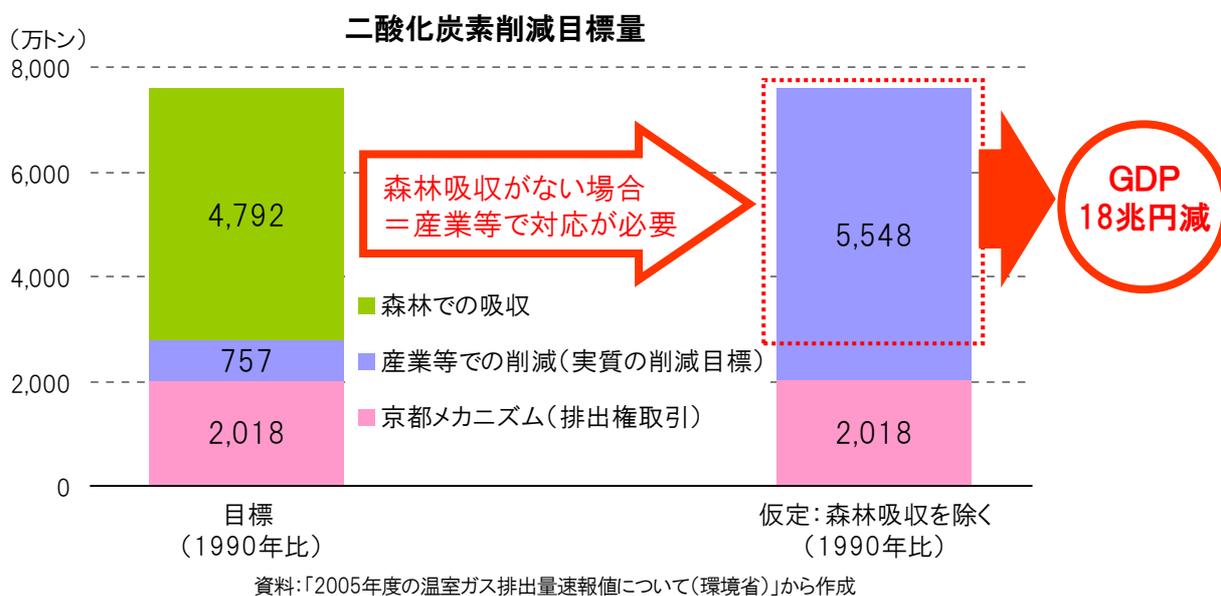
資料：「第1回地球環境保全と森林に関する懇談会資料(日本学術会議答申)」から作成

(3) 都市で排出される二酸化炭素を過疎地域の森林が吸収

- 過疎地域の森林の二酸化炭素吸収量は年間約8,500万トンであるが、管理された人工林の吸収量が高いことから、森林を適切に管理することが必要である。
- 地球温暖化防止のための森林による二酸化炭素削減目標が達成できない場合、産業側で排出抑制が必要となり、GDPや雇用など日本経済に大きな影響を与える。

【試算】

- 日本の二酸化炭素排出削減量に森林の吸収量を使用しない場合、産業で新たに3.8%の排出抑制が必要となり、これは3.5%のGDP削減（約18兆円）に相当する。
- 雇用者所得は約5兆円減少し、年間一人当たり約10万円の所得減又は約100万人の雇用者数減（H18年完全失業率4.1%が1.6ポイント上昇）が想定される。



(4) 美しい農山村の景観を形成する森林・農地

- 森林や農地は、地方の美しい景観を形成しているが、それは森林や農地が日々手入れされていることで、かろうじて維持されている。

適切に管理された農地・山林



管理がなされていない農地・山林



3

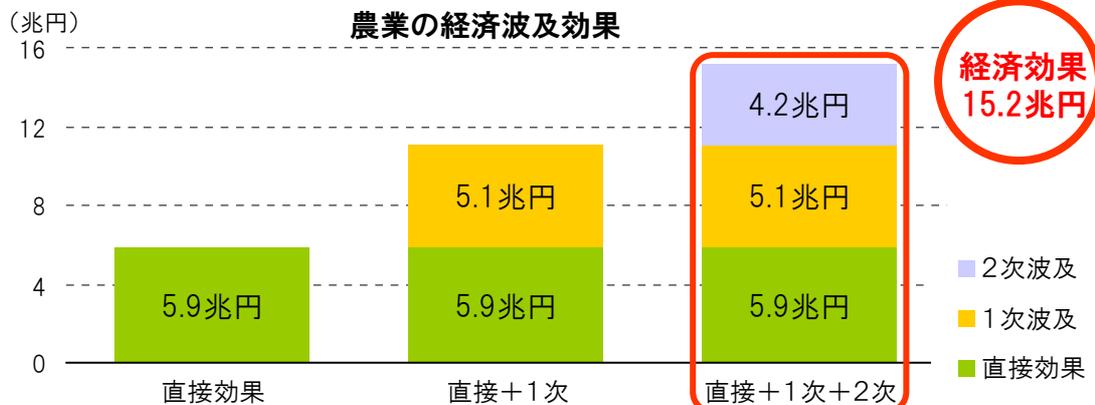
都市の食料を支える過疎地域

(1) 農業の経済効果は15.2兆円、約300万人の雇用に相当

- 農業生産による経済効果は、農業の付加価値額と関連産業の需要で約11兆円となる。
- 雇用者所得から生じる家計消費も含めると、その経済効果は15.2兆円で、約300万人の雇用に相当する。

【試算】

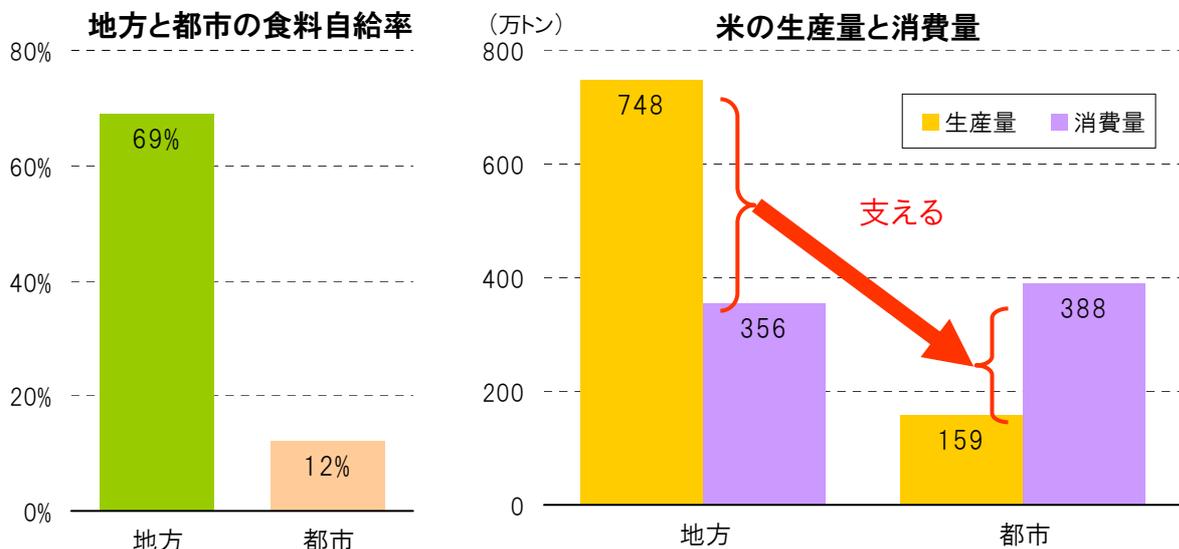
- 国内の農業生産がなくなり、それに伴い失われる経済効果を雇用者数で割ると年間1人当たり約28万円の所得減となる。
- これを、1人当たり平均所得で割ると約300万人の雇用者数減（H18年完全失業率4.1%が4.7ポイント上昇）となる。



資料：H12年産業連関表（総務省）をもとに作成、2005年IMF資料
 なお、食料輸入増分については考慮していない。

(2) 低い食料自給率のなかで、主食米を地方が供給

- 都市と地方の人口はほぼ同じだが、都市の食料自給率は、極めて低くなっている。
- 主食米については国内自給率100%だが、地方で消費量を上回る生産を行い、都市の不足分（約220万トン、約4,000万人分）を補っている。

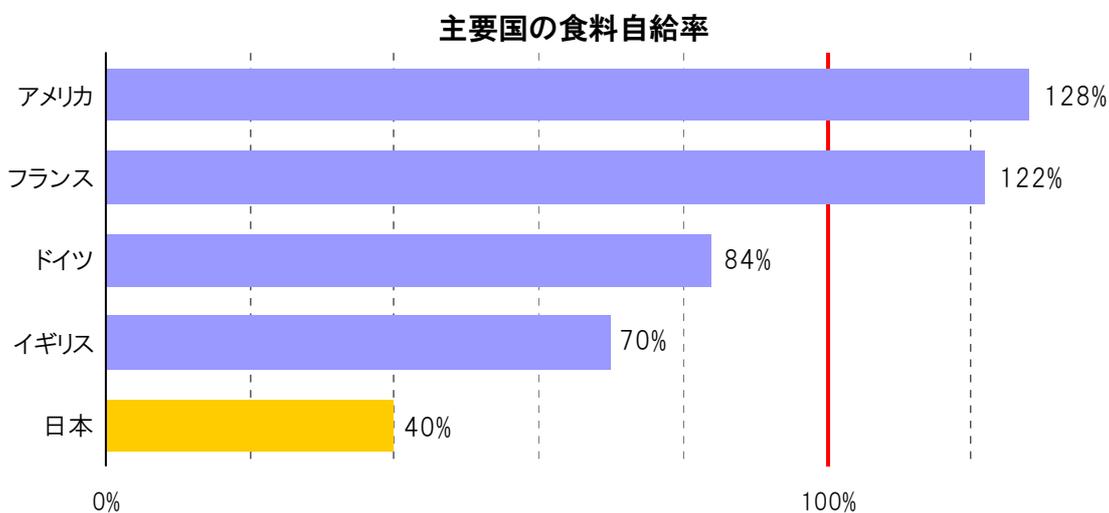


資料：「食料需給表」、「作物統計」、「生産農業所得統計」等を基に農林水産省で試算

資料：平成18年産水陸稲の収穫量、米の1人1ヶ月当たり消費量(H19年5月分)、食糧統計年報（農林水産省）

(3) 他の先進諸国と比べて低い、我が国の食料自給率40%

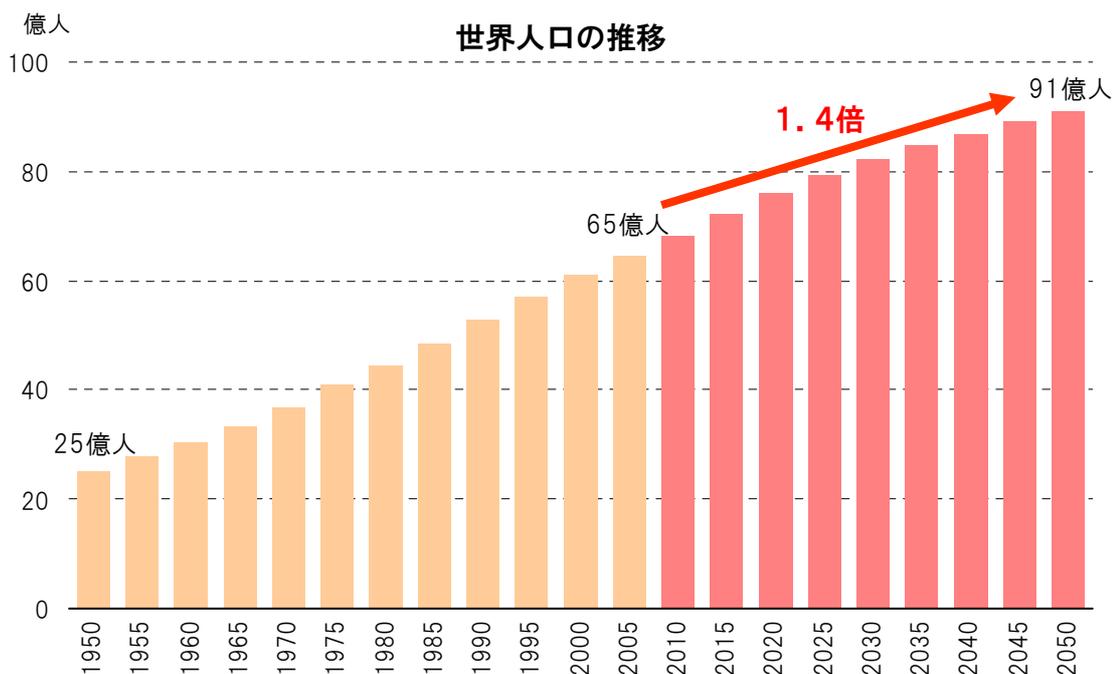
- わが国の食料自給率は、S40年当時は熱量ベースで73%だったが、H17年には40%と年々低下している。
- 他の先進諸国と比較しても、フランス122%、ドイツ84%と比べて日本は著しく低く、将来的に安定的な輸入ができない恐れもあり、食料安全保障上の大きな課題である。



資料：食料自給率レポート(農林水産省)

(4) 世界的な食料不足により輸入がストップする懸念

- 50年後の世界人口は今の1.4倍の91億人になるという人口爆発が予測されており、近年は、バイオ燃料生産のための穀物消費等を背景に穀物価格の高騰もみられ、将来的には食料の需給関係が逼迫し、また異常気象による凶作などの影響で食料生産量が減少し輸入がストップする懸念もある。



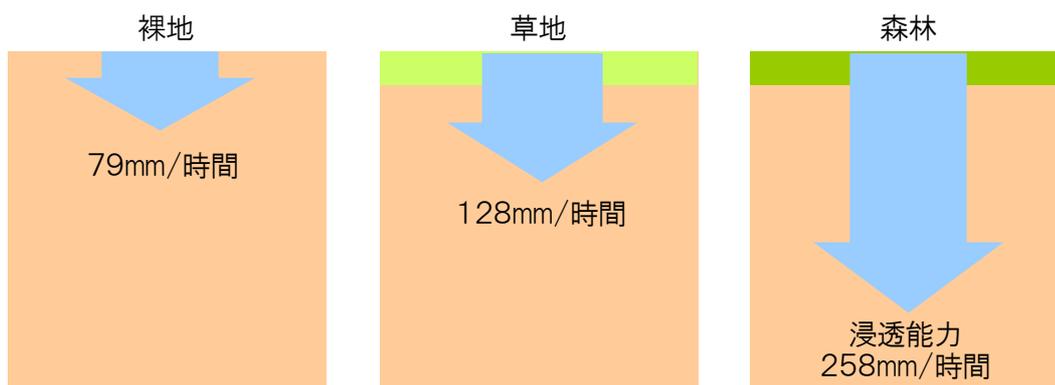
資料：国際連合人口部

4 都市の水・エネルギーを支える過疎地域

【水の供給】

(1) 「緑のダム」として水資源を涵養する森林

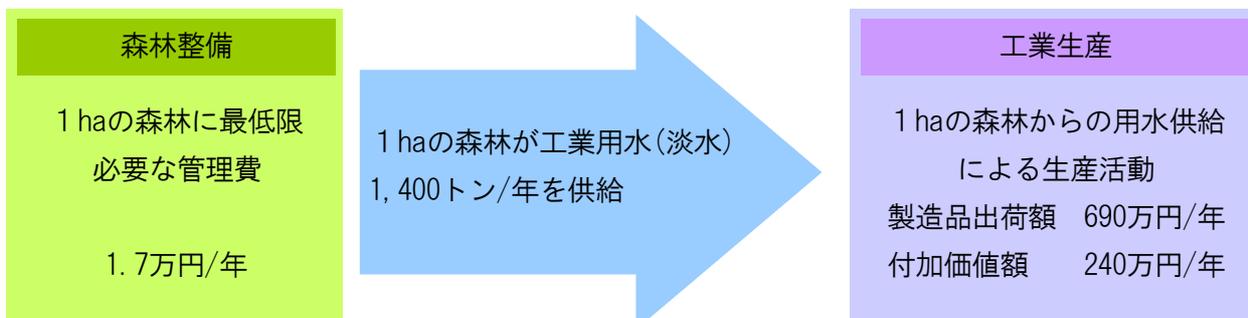
- 森林は、雨水を貯え、河川・湖沼及び地下へゆっくり供給する「緑のダム」である。
- このダムは、洪水や渇水時の流量調整のほか、水質を浄化する機能を持っている。



資料: 林野庁HP

(2) 水資源の安定供給に支えられる経済成長

- 年間降水量のうち13%が農業用水・生活用水・工業用水として利用されており、S40年からH12年までの間に、必要な生活用水・工業用水量は3倍に増加している。
- 森林は「緑のダム」として降雨を受けとめ、生活用水・工業用水として供給し、企業の生産活動を支えている。
- 緑のダムとしての機能を発揮する森林の管理費用は少額であるが、その恩恵を受けた企業活動による付加価値は比較にならないほど大きい。



【従業員30人以上の製造事業所】

【エネルギーの供給】

(3) 地方の発電所が都市の電力を支える

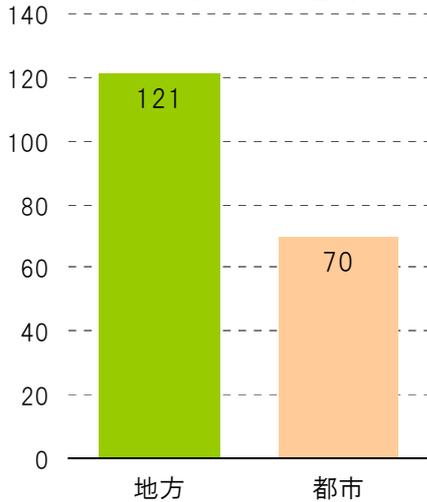
- 水力発電所等出力の合計は都市よりも地方の方が大きく、都市の電力不足量15.1万Gwh(13.7%)を地方が補っている状況。

【試算】

○都市で13.7%の電力不足を補えない場合、約69兆円のGDPの減少となる。

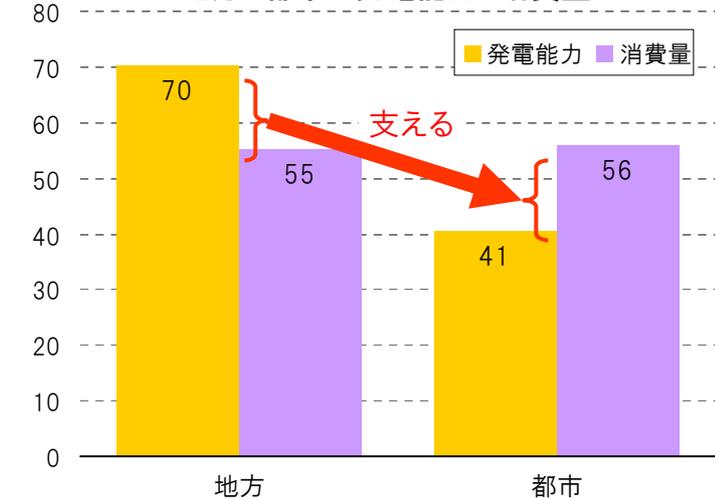
○うち、雇用者所得は約20兆円の減少となり、年間1人当たり約37万円の所得減又は約390万人の雇用者数減（H18年完全失業率4.1%が6.2ポイント上昇）で、日本経済に大きな影響を与える。

(百万kw) 地方と都市の発電所出力



資料:各電力供給事業者資料

(万GWh) 地方と都市の発電能力と消費量



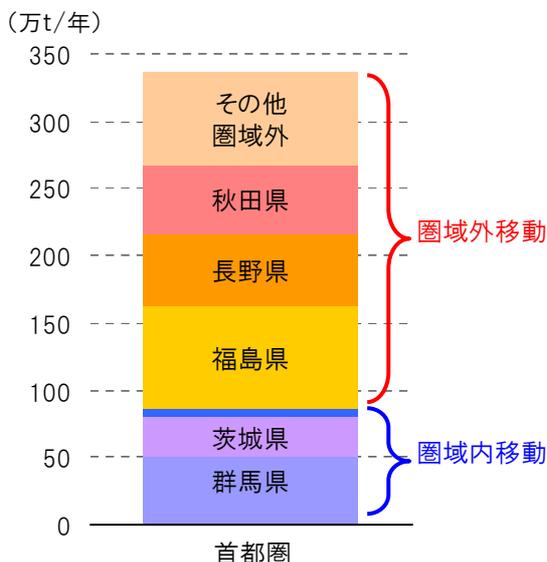
資料:各電力供給事業者資料、エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)
※発電所稼働率を0.674に設定し、全国最終消費電力を賅うと仮定

【ゴミの受入れ】

(4) 首都圏のゴミは、東北地方を含む広範囲で受入れ

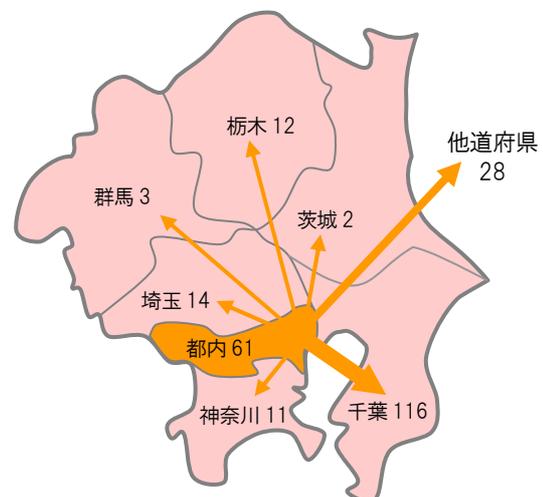
- 都市の産業活動は、大きな付加価値を都市住民にもたらすが、その一方、排出されるゴミは秋田・長野・福島県といった、その恩恵を受けない、広範囲の県で受け入れている。

首都圏のゴミ移動状況(H12年度)



資料:廃棄物の広域移動対策検討調査(環境省)

産業廃棄物最終処分先の分布(東京都)



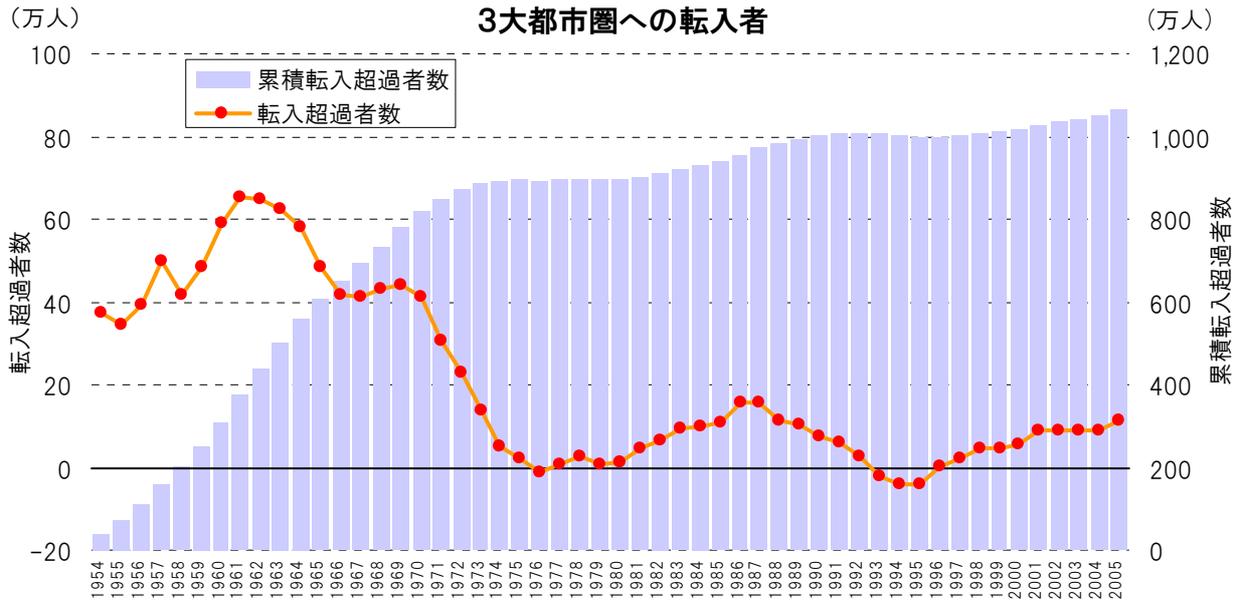
資料:東京都 単位:万トン(平成14年度)

5

都市を支えている過疎地域の人材

(1) 過去に都市へ移った地方の人の合計は、東京都の人口にほぼ匹敵

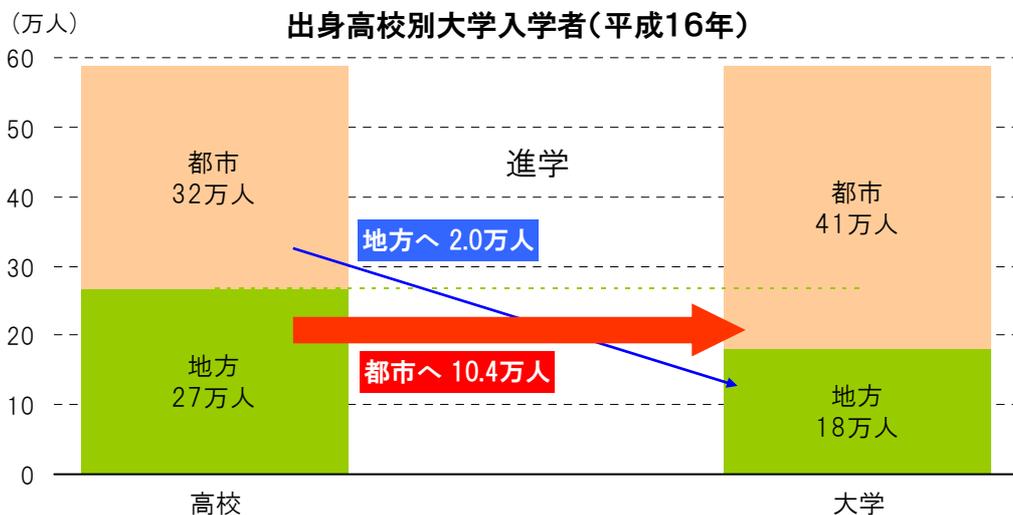
- 昭和30年代から40年代にかけて地方から都市へ人々が集中し、日本経済と都市の発展に寄与してきた。
- 3大都市圏への転入者の合計は、現在の東京都の人口にほぼ匹敵する1,000万人以上となっている。



資料:住民基本台帳人口移動報告年報(総務省統計局)

(2) 都会で暮らす地方の学生への親元からの仕送りは、年間1,500億円

- 都市から地方の大学へ進学する学生が少ない一方で、都市の大学に通う大学生は10.4万人に上る。
- その仕送りは、年間約1,500億円となっている。



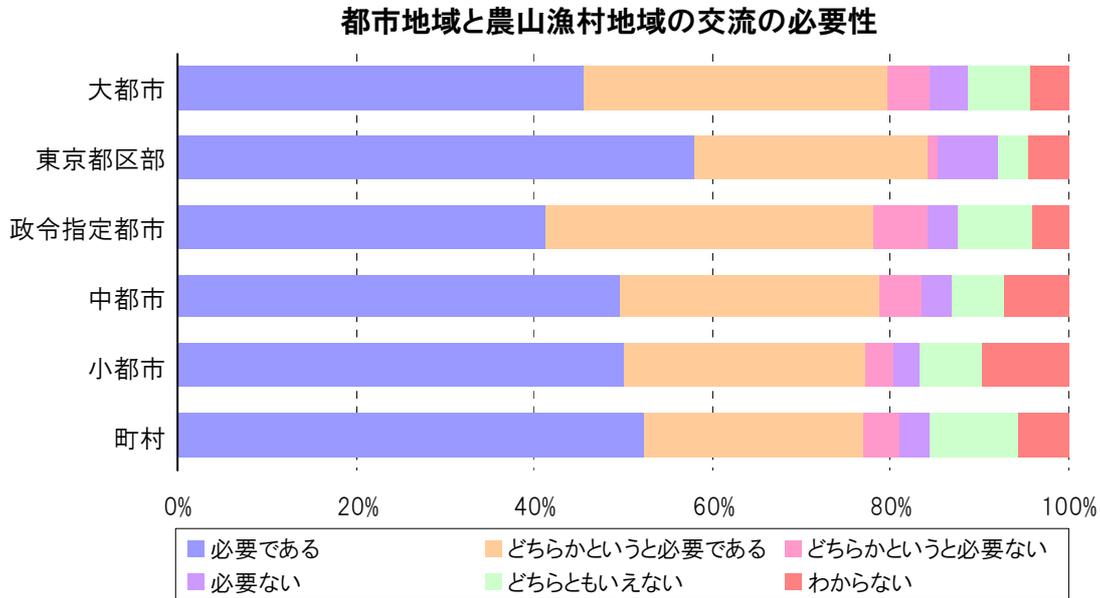
資料:平成18年度学校基本調査(文部科学省)

※仕送り額は、平成16年度学生生活調査結果(日本学生支援機構)から推計

6 都市と過疎地域の交流

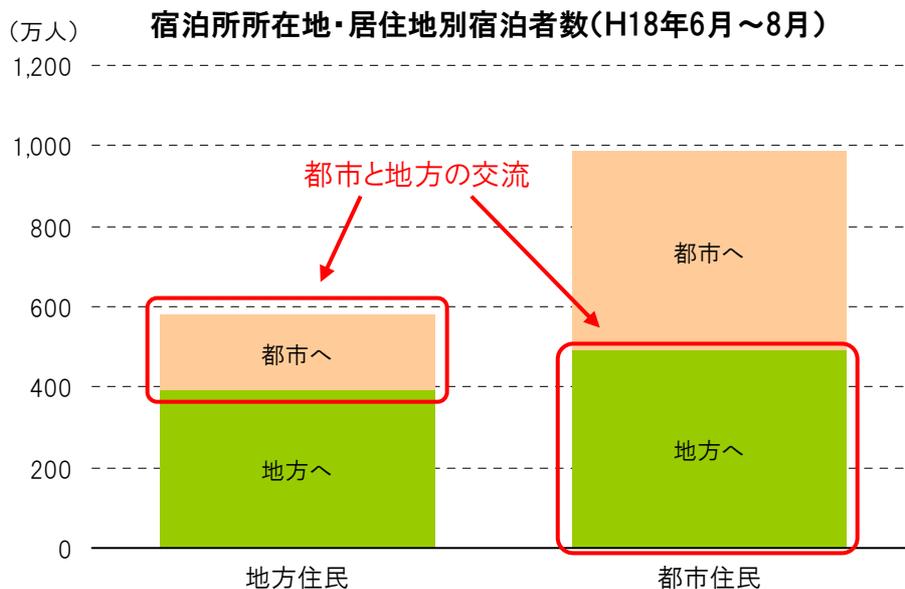
(1) 都市と農山漁村の交流を望む人が8割

- 世論調査では、都市地域と農山漁村の交流を約8割の人が必要だと感じており、特に東京都区部在住者が強く感じている。



(2) 都市住民の主な旅行先は地方

- 宿泊旅行調査において、都市住民の地方への宿泊は増加傾向にある。



III

過疎対策の成果と課題

社会経済情勢の変化と地域格差の拡大

- 高度経済成長期の雇用の場を求めての地方から都市への著しい人口流出と地域社会の衰退に対応し、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法を制定以降、これまでの過疎対策は主に生活面での格差解消のため、社会基盤整備を重点的に進めてきた。
- こうした対策の結果、社会基盤整備が相当程度進み、バブル崩壊以降も地域格差は縮小傾向に向かったが、近年のいざなぎ景気を超える景気回復と止まらない地方からの若年層を中心とした人口流出、少子・高齢化の一層の進行による人口減少等により、都市と地方との格差は、再度拡大傾向にある。
- しかし、これまでのように公共投資等の公的支出に依存した地域経済の立て直しは、現下の国・地方を通じた厳しい財政状況においては、期待することができない。
- 今後の過疎対策においては、地域が持続的かつ、特色ある発展を実現するため、地域資源を活用した起業化や、農業においても付加価値生産性の高い 6 次産業化を目指すなど、地域が自立した経済システムを自ら構築することが重要な課題となってくる。
- また、これまでの過疎対策によって、県全体としては各種整備が一定程度進んだが、地域ごとにみると山間地域を中心にまだまだ基盤整備が遅れており、下水道等の必要な基盤整備を進めるほか、将来の発展の基盤となる情報等の整備を進める必要がある。
- このほか、広域的な機能連携を図るための道路整備など引き続き必要なハード対策を進めるとともに、低下しつつある地域社会の生活機能を維持向上するために必要なソフト面での思い切った対策を充実強化する必要がある。

1 社会経済情勢の変化と今後の課題

(1) 人口減少の見通し

本県の人口は、若年者を中心とする人口流出のほか、少子・高齢化による自然減が進行しており、人口減少が進むことが見込まれる。

(2) 所得格差

雇用機会と高賃金を求めて、高度経済成長期以降地方から都市へ人口が移動し、結果的に、3大都市圏を中心として都市に付加価値生産性の高い産業が集積し、相対的に地方に付加価値生産性の低い一次産業等が残り、これが地域格差の主たる要因となっている。

バブル崩壊以降、公的支出に支えられて地域格差は縮小傾向に向かったが、近年は、民間需要主導型の景気回復に伴い格差は拡大しつつある。

(3) 産業の状況

農業は、長期にわたる米価の低迷と担い手の高齢化により、農家数、農業所得とも減少し、担い手対策をはじめ、企業の農業参入等の対策を強化する必要がある。公共事業費の削減により、建設業のウェイトは相対的に低下傾向にあり、依然として雇用情勢は厳しく、過疎地域の地域資源を活かした起業化など特色ある産業振興を進める必要がある。

(4) 集落の状況

人口減少と少子・高齢化の一層の進行、農協・商工会の合併や郵政民営化などによる主要機関の縮小、民間バス事業者の撤退等により、地域社会の機能が低下し、生活の維持が困難となる集落が増加しつつあるため、集落での生活を維持するための対策を充実強化する必要がある。

2 社会基盤の整備状況と今後の課題

(1) 道路

これまでの過疎対策により、県全体として市町村道の改良率等は向上したが、引き続き、医療機関、商業施設などとの広域的な機能連携を強化するため、道路整備を進める必要がある。

(2) 下水道

基礎的な生活条件を整備するためには、上下水道の整備が不可欠だが、未だ西部地域を中心に下水道の普及率が低く、事業期間も長期にわたるため、国による重点的な助成措置が必要である。

(3) 生活交通

山間地域を中心に、民間バス事業者の撤退が相次ぎ、市町村による代替バスの運行も厳しい財政状況から見直さざるを得ない状況にあり、地域において通院・通学などに支障が生じないよう、住民自らによる運行のしくみづくりなども必要である。

(4) 情報通信基盤

情報通信基盤は、山間部では未だに整備が遅れている。こうした地域は交通基盤も脆弱であり、今後地域の条件不利性を克服し、生活水準を維持するための対策を進めるため、また、将来の発展を図るための条件整備としても情報基盤整備が早急に必要である。

(5) 医療

山間地域の病院では、産婦人科、小児科以外の診療科においても医師が不足し、診療に支障が生じているため、山間地域の診療を中核的な病院が支援する体制の構築が必要である。

(6) 教育施設等

小中学校は、生徒数の減少に伴い小規模校化が進み、統合による効率化も限界であり、また、遠距離通学による生徒・保護者の負担も増大しており、統合に対応した財政支援のほか、遠距離通学に伴う支援措置の充実強化などが必要である。

過疎対策の意義（もし、過疎法がなかったら）

（過疎問題の発生）

- 昭和30年代、日本の高度経済成長に伴い、農山漁村から都市に向けて新規学卒者を中心に大きな人口流出が発生した。
- 人口流出のピークである昭和39年には、新規中・高卒就職者の実に、約70%（約9,600人）が県外就職していた。
- また、中国地方では、石油エネルギーへの代替により木炭産業が急速に没落した。

（過疎法の制定）

- これに対応し、人口の過度な減少防止と地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻防止を目的として、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定し、生活環境、産業基盤、交通通信、医療、福祉などの各分野にわたり、主にハード対策を実施してきた。

（過疎対策の効果）

- その後、人口減少傾向は鈍化したものの、日本経済は、石油ショック、円高不況、バブル崩壊など幾多の苦境に直面し、他の地域に比較して劣位にあった過疎地域は、その都度大きなダメージを受けた。
- 過去4回にわたる過疎法による総合対策の実施が、かろうじて過疎地域の生活環境、生産基盤を支え、現在の地域社会の崩壊を防止してきた。

（道路改良率の例）

- 具体的には、過疎地域の生活基盤を支える市町村道の改良率は、昭和45年に4.8%であったものが、平成17年には50%となり、飛躍的に向上（全国平均は55%）した。
- これは、充当率100%、交付税措置率70%という過疎債の効果によるものであり、仮に過疎債がない場合には、現在でも改良率が30%に満たないという試算もあり、この場合、地域社会の機能維持は到底、困難であった。

（過疎対策事業の経済・雇用効果）

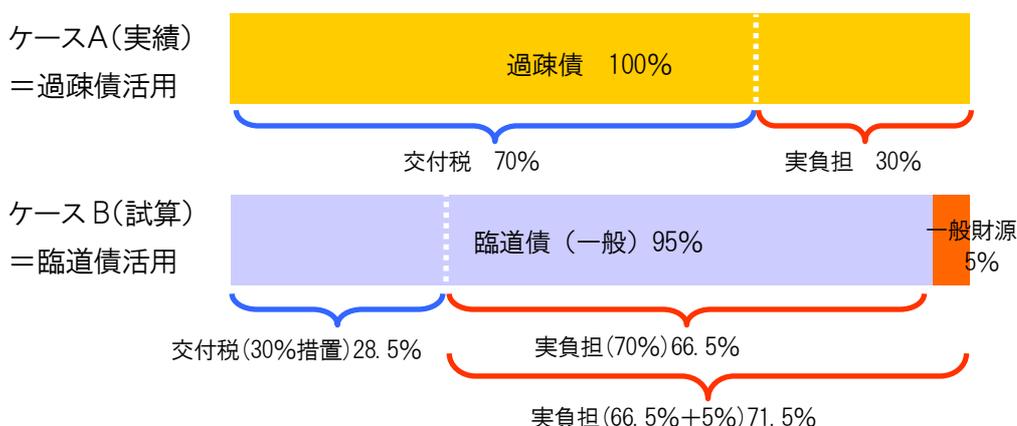
- 本県の昭和45年から平成17年度までの36年間の過疎対策事業費は総額約1.5兆円であり、その経済波及効果は約2.4兆円である。
- このうち、所得効果は7,400億円であり、公的依存度の高い本県の経済構造にあって、年平均6,000人以上の雇用を創出（全雇用者数の約2%、年有効求人数の50%以上に相当）してきた。

参考① 過疎債による社会生活基盤の整備効果【試算】

- 旧仁多町（現奥出雲町）では、H7～H16の10年間に約14.3kmの町道を整備（改良率58.7%→62.5%）
- 整備に要した事業費約51億円の財源のうち、約42億円に有利な過疎債を活用
- 仮に過疎債ではなく、別財源で整備を進めた場合、10年間の整備可能延長は約7.5km（改良率58.7%→59.5%）

試算方法

- ・過疎債を活用したケースA（実績）での実負担額に基づき、この実負担額の範囲で、過疎債ではなく臨道債を活用したケースB（試算）での事業実施可能量を算定。
- ・ケースA（実績：事業費50.8億円、整備延長14.3km）の実負担額は13.9億円であり、この実負担額でケースB（試算）の事業費を算定したところ26.6億円。
- ・この試算事業費をもとに、ケースBの整備可能延長を試算すると、 $14.3\text{km} \times 26.6 / 50.8\text{億円} = 7.5\text{km}$ 。



	ケースA（実績）		=同額仮定→	ケースB（試算）	
		実負担			実負担
①補助・交付金	5.8			5.8	
②過疎債（実負担30%）	41.6	(12.5)		-	-
③臨道債（実負担70%）	-	-		16.5	(11.6)
④地総債等（実負担35%）	3.0	(1.0)		3.0	(1.0)
⑤一般財源等	0.4	(0.4)		1.3	(1.3)
計	50.8			26.6	
自主財源		(13.9)			(13.9)

※旧仁多町の道路整備延長は道路現況調書（道路維持課）より
H 7. 4. 1 延長 214, 832m 改良済み 126, 059m
H17. 4. 1 延長 224, 476m 改良済み 140, 409m

参考② 過疎対策事業（島根県分）の経済効果【試算】

- S45～H17年度までの36年間の過疎対策事業費＝約1.5兆円
- この間の建設業の経済効果倍率を平均1.6として、経済波及効果＝約2.5兆円
- 経済波及効果に産業連関表の所得率を乗算（5年ごと、概ね0.3）し、所得総額＝約0.7兆円
- 所得総額を1人当たり平均所得で割ると、36年間で223千人（1年間当たり6.2千人）

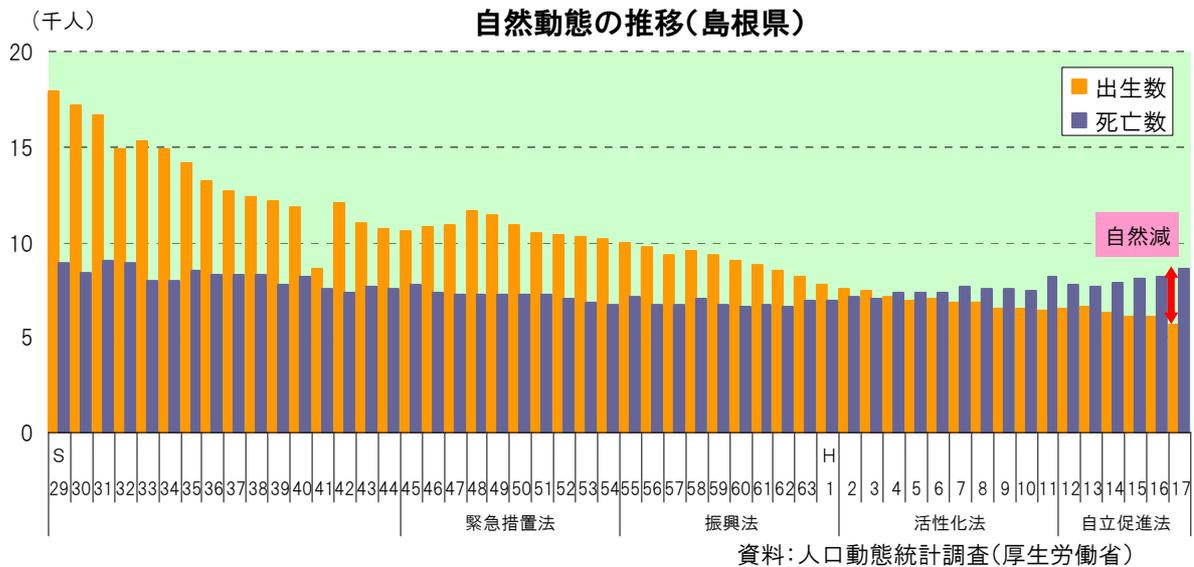
1

社会経済情勢の変化と今後の課題

(1) 人口の減少

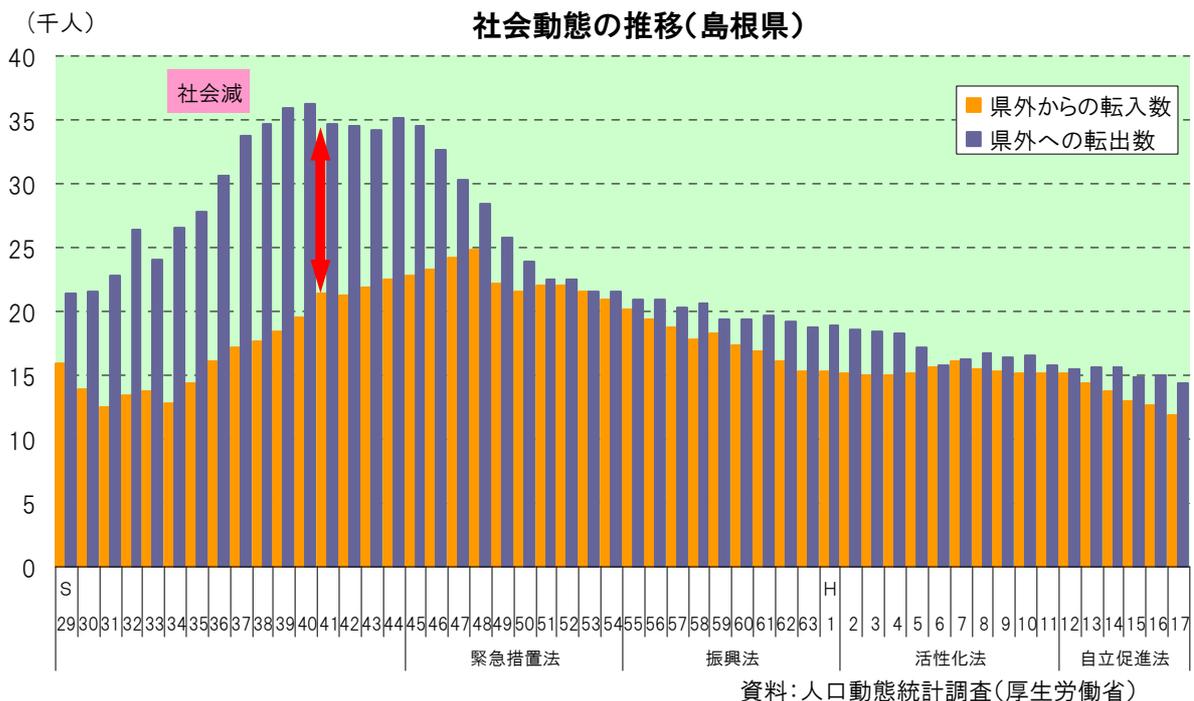
① 出生数の減少と高齢者の死亡による自然減の進行

- 本県の自然動態は、若者の人口流出や出生数の減少傾向の中で、高齢者の死亡数の増加により自然減が進行する傾向にある。



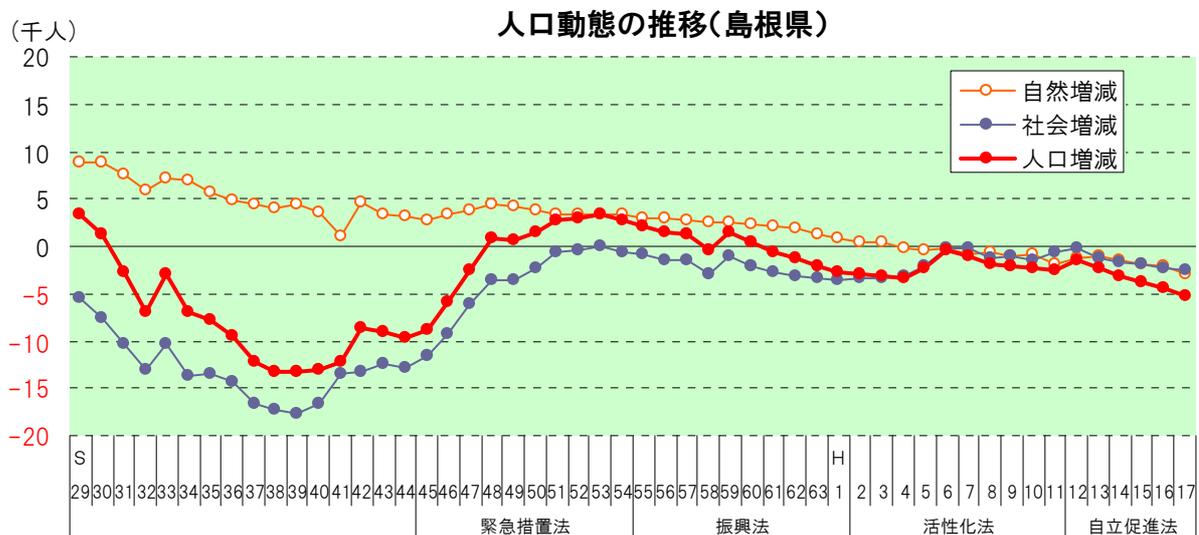
② 景気回復に伴う若年者の流出による社会減の進行

- 昭和40年代の高度経済成長に伴う集団就職等による大規模な県外への人口流出は、昭和50年代には一端収束し、バブル崩壊後の不況により流出はさらに縮小傾向となった。
- しかし、近年のいざなぎ景気を超える長期景気回復により、雇用機会を求めて再度転出傾向が強まりつつある。



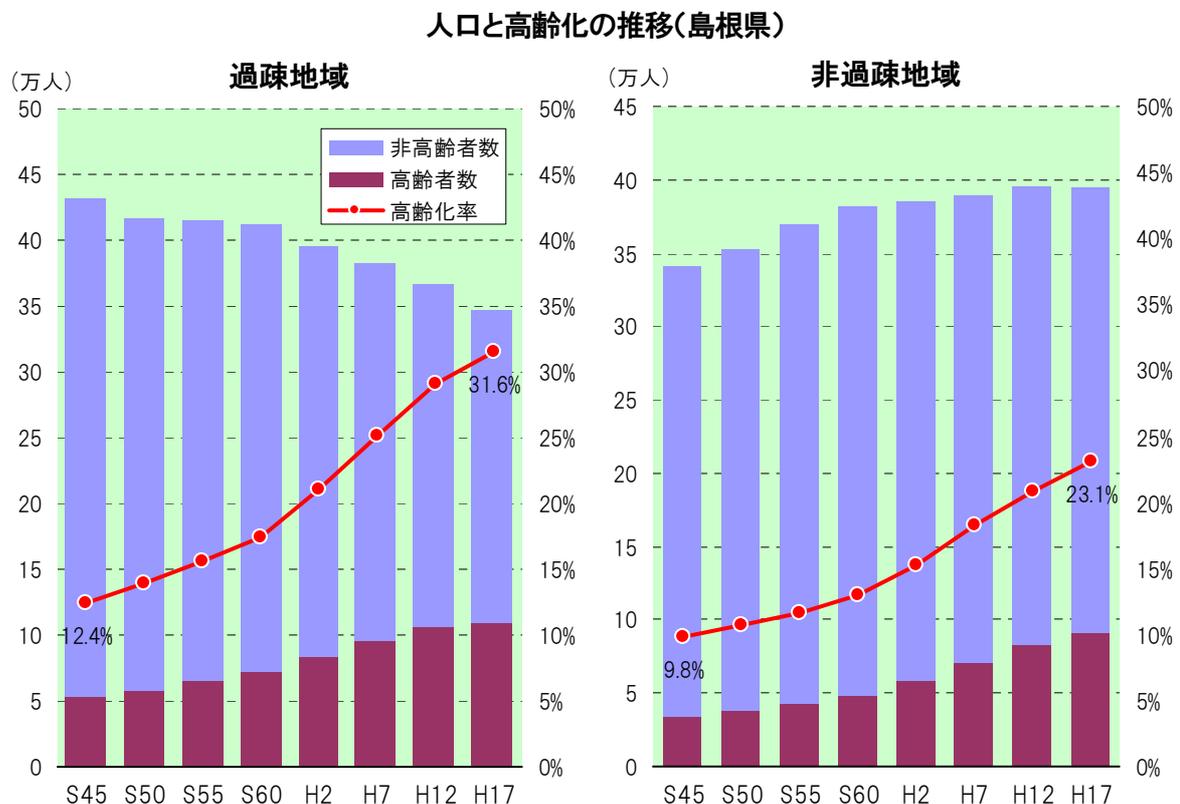
③人口動態の推移

- 高度経済成長期以降の人口減少は、県外への集団就職などによる社会減によるものだが、平成6年以降の人口減少は、社会減に加え出生数の減少・高齢者の死亡による自然減が相まった進行によるものである。



④過疎地域の人口減少と少子高齢化の進行

- 本県の過疎地域と非過疎地域を比較すると、過疎地域では人口減少と高齢化の進行が顕著である。

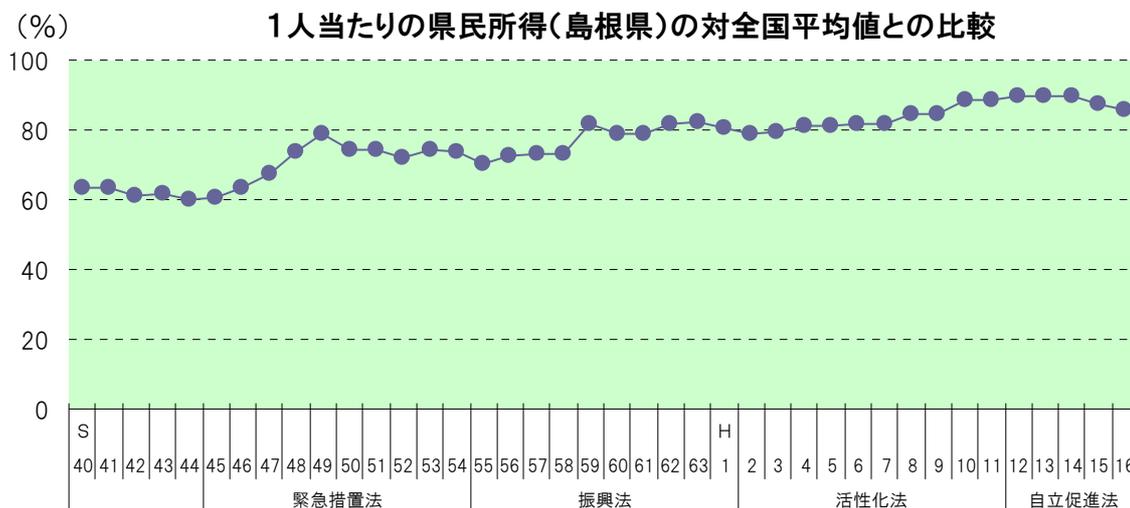


資料：国勢調査（総務省統計局）…現在の過疎地域により時系列集計

(2) 所得格差の拡大

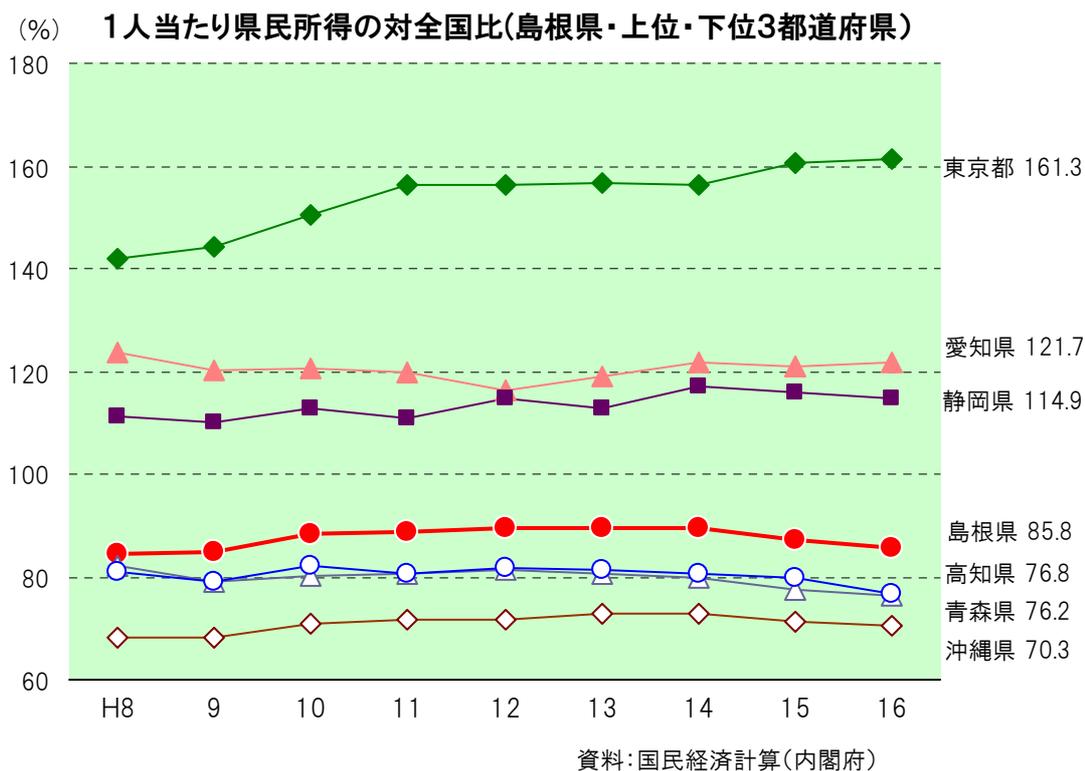
①全国平均より低い県民所得

- 出稼ぎ等で人口流出が続いたS40年代に比べ、全国平均との所得格差はそれ以降縮小傾向となったが、これは公共事業を中心に地方経済が公的支出に支えられた結果である。
- 近年は、いざなぎ景気を超える景気回復や公共事業費の削減に伴い、所得格差は再度拡大傾向にある。



②景気拡大で地域間格差が拡大傾向

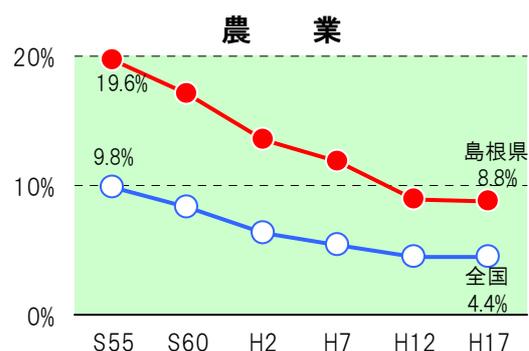
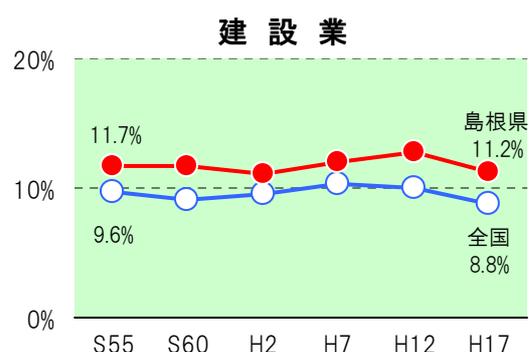
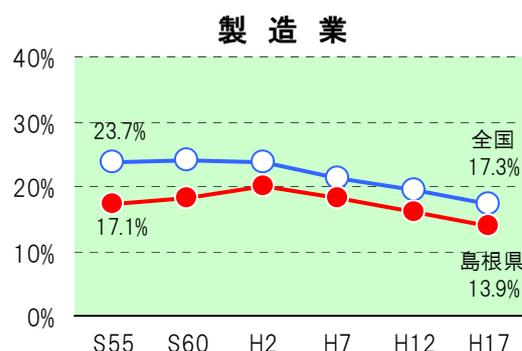
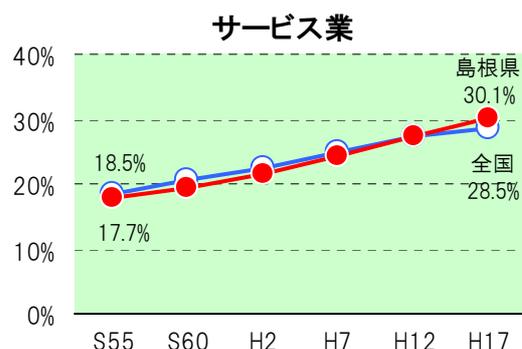
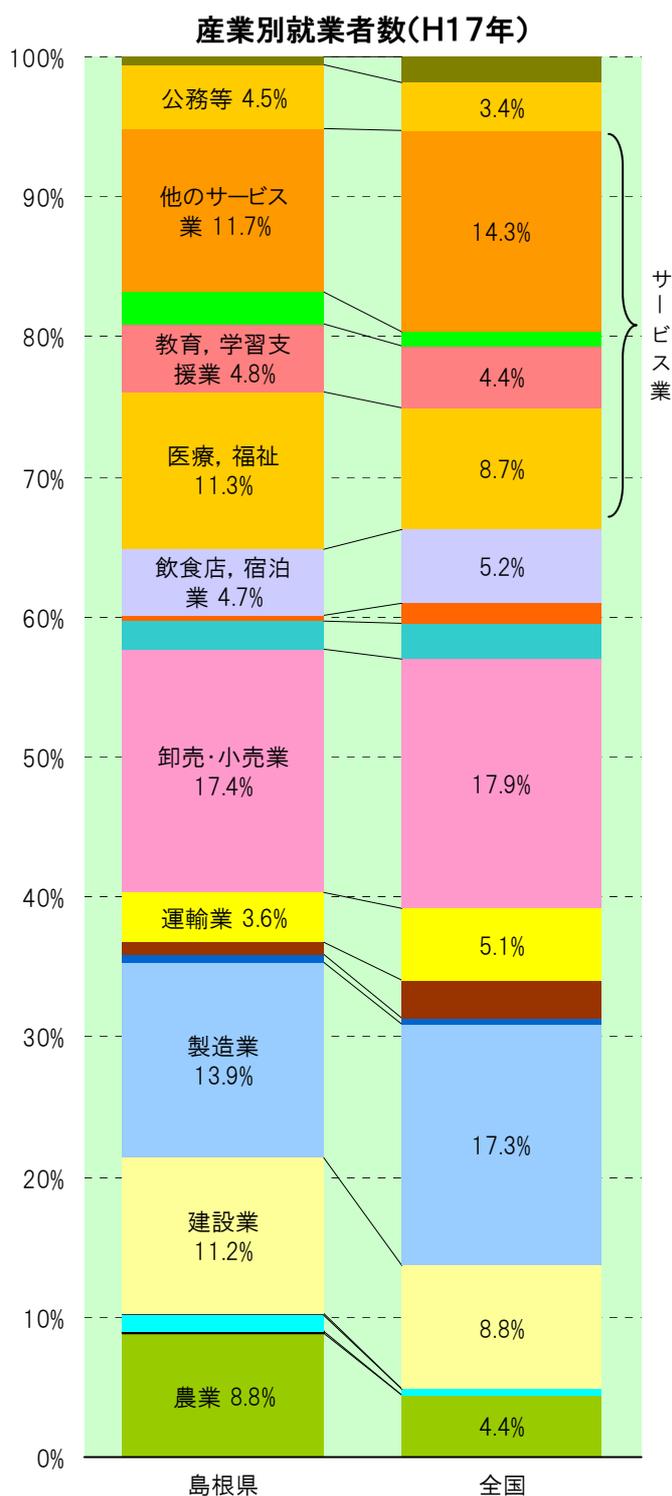
- 近年の景気回復は、外需を中心にIT、デバイス、機械、自動車等が立地する関東、東海、近畿が好調で、その他の地域は相対的に沈下し、地域間格差が拡大しつつある。
- 1人当たり県民所得が一番高い東京都と、1番低い沖縄県とは約2倍の格差となっている。



(3) 産業の状況

① 農業就業者の減少とサービス業就業者の増加

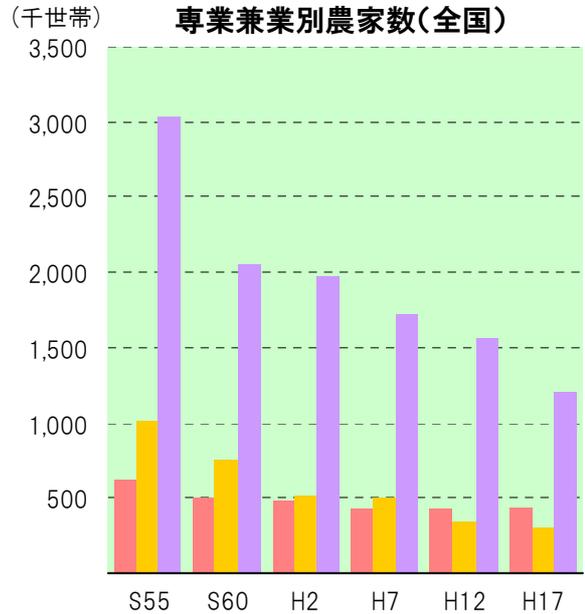
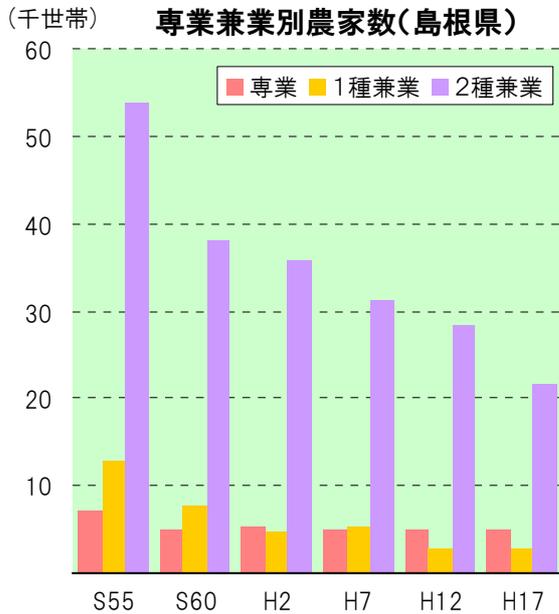
- 本県農業の就業者数は、全国平均と比べると依然として高いが、その比率は年々減少している。
- 建設業の就業者数も、公共事業費の削減により、近年は減少傾向にある。
- 社会福祉施設を中心にサービス業の就業者数が増えており、高齢化が先行している本県の特徴である。



資料：国勢調査（総務省統計局）

②後継者不足に悩む農業

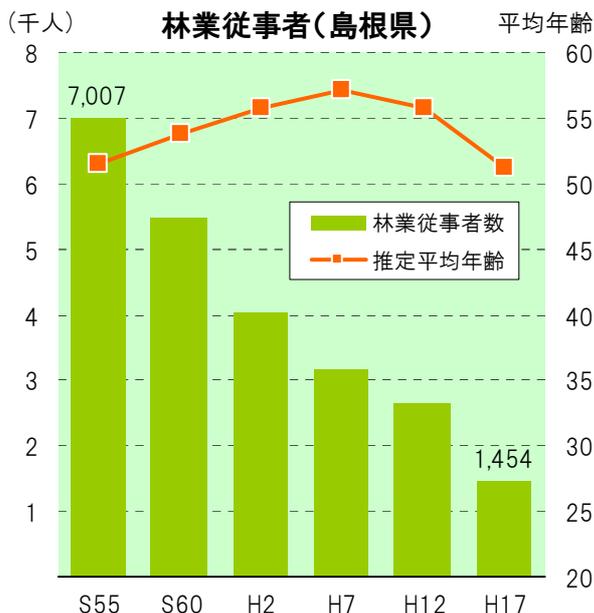
- 農業所得で生計を維持することが難しいため兼業農家の割合が高いが、近年は米価の長期低迷と高齢化から兼業農家の落ち込みが大きい。
- 第1種兼業農家の変動が少ないのは、退職により農業が主となるためと考えられ、担い手不足は引き続き深刻な課題である。



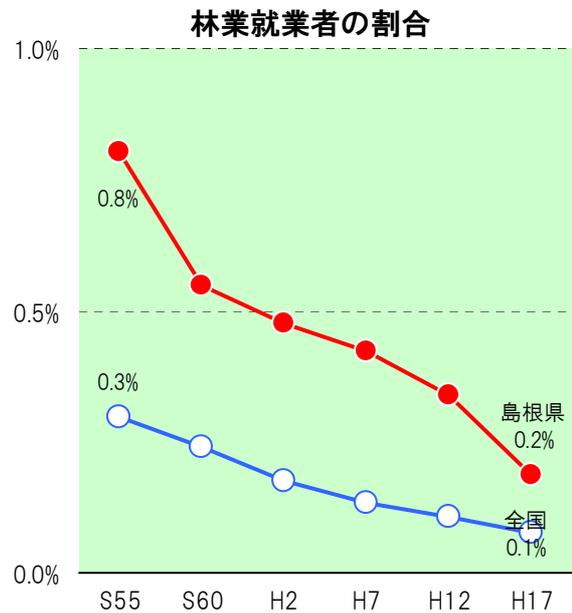
資料:農林業センサス(農林水産省)

③後継者不足に悩む林業

- 林業従事者は、新規の植栽や木材生産量の減少により、昭和55年から平成17年の間に5分の1となっている。
- 近年、雇用の通年化や若年層の参入が進んでいるが、間伐等の森林吸収源対策や利用期に入りつつある人工林伐採に対応するため、新規参入者の確保と伐採技術者の養成が大きな課題になっている。



資料:島根県林業課



資料:国勢調査(総務省統計局)

(4) 集落の状況

①小規模・高齢化集落の増加

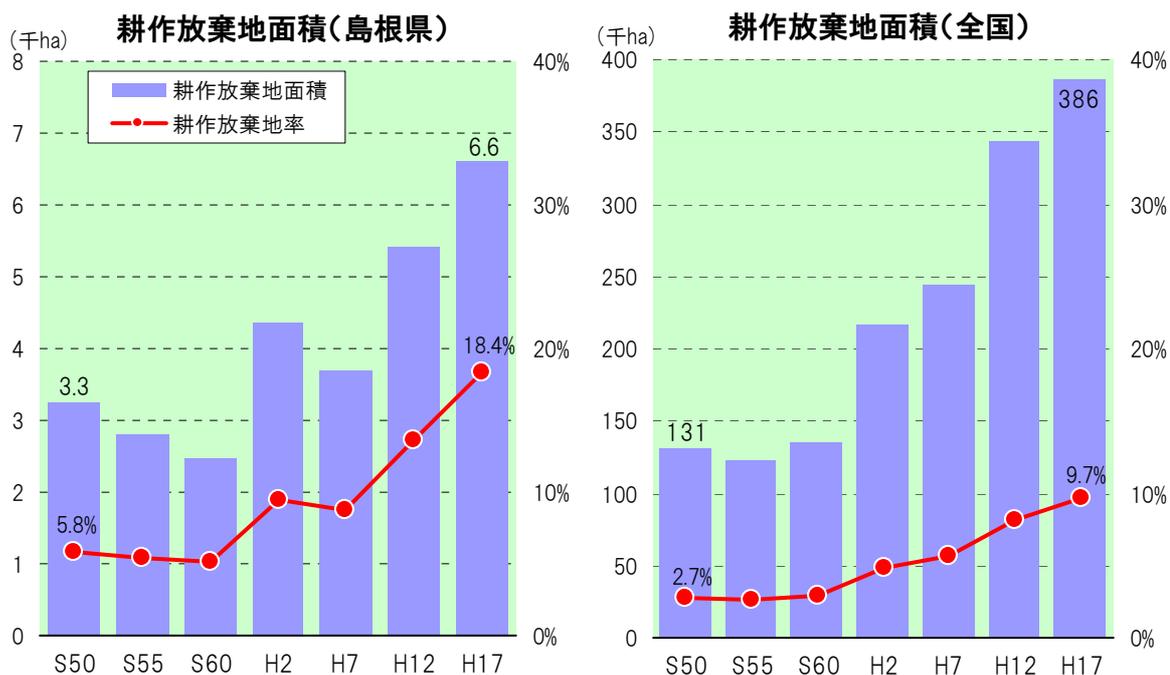
- 中山間地域では、集落からの若年層の流出の結果、集落機能の維持が困難な地域が生じている。

戸数	いわゆる“危機的集落”67集落(1.9%)				いわゆる“限界的集落”401集落(11.4%)							合計
	4戸以下	9戸以下	14戸以下	19戸以下	24戸以下	29戸以下	34戸以下	39戸以下	44戸以下	45戸超		
90%以上	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	23	
80%以上	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	30	
70%以上	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	41	
60%以上	12	41	34	21	7	3	2	1	1	4	126	
50%以上	7	58	72	64	41	21	20	5	4	13	305	
40%以上	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	642	
30%以上	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	1,227	
20%以上	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	798	
10%以上	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	150	
10%未満	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	161	
合計	106	387	560	580	432	322	228	177	150	561	3,503	

資料：島根県中山間地域研究センター(H16年)

②急速に増加しつつある耕作放棄地

- 耕作放棄地は、担い手の高齢化や米価の長期低迷により、急速に増加している。
- 特に非農家が所有する耕作放棄地が急増し、鳥獣被害など周辺農地に大きな影響を与えている。



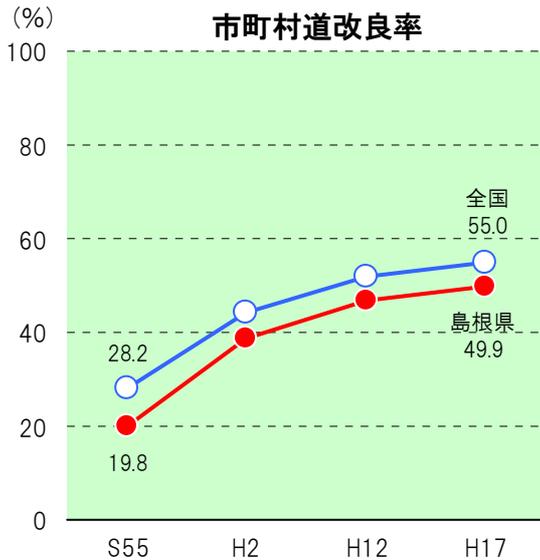
資料：農林業センサス(農林水産省)

2

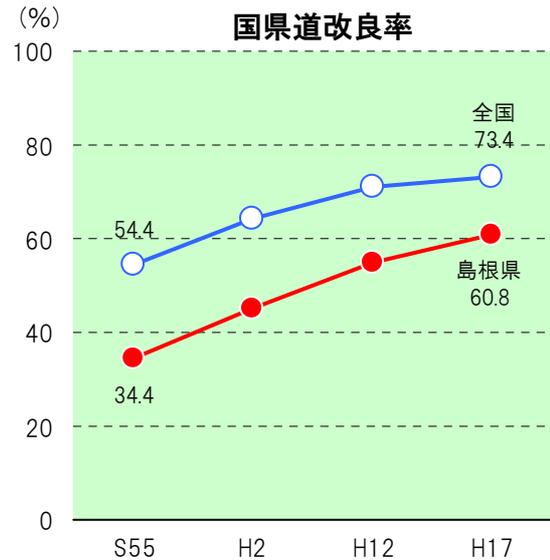
社会基盤の整備状況と今後の課題

(1) 広域的機能連携の観点から必要とされる道路の重点的整備

- 市町村道の改良率は向上しつつあるが、依然として全国平均とは約6ポイントの開きがある。
- 市町村道の改良率は高くなったが、第3次医療機関、生活圏域中心都市への移動に支障を来す地域が山間部を中心に多数存在し、広域的機能連携の観点から国・県道を含めた道路の重点的整備が求められている。

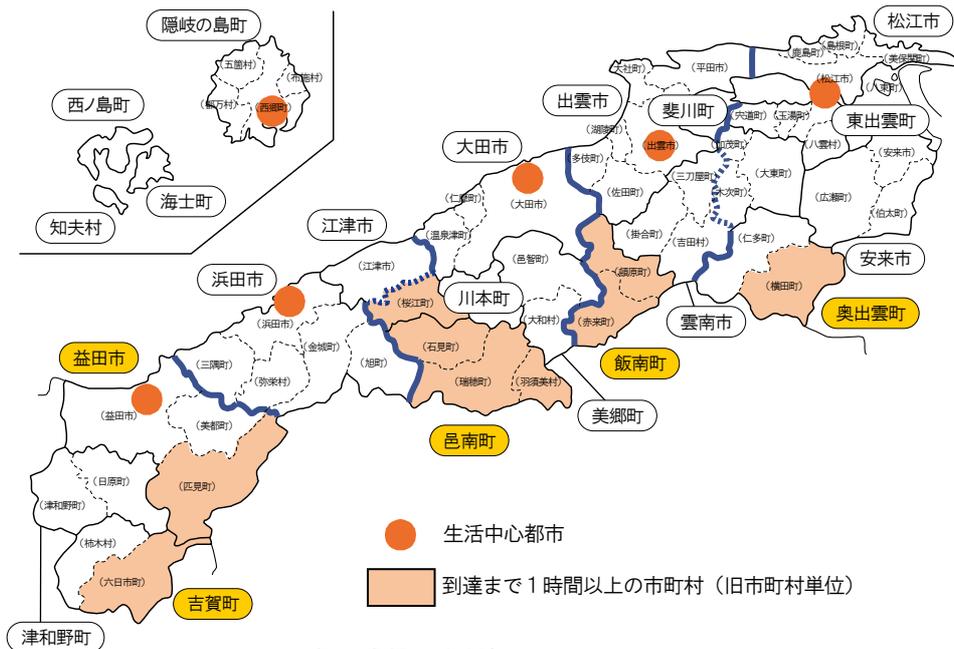


資料：公共施設状況調(総務省)



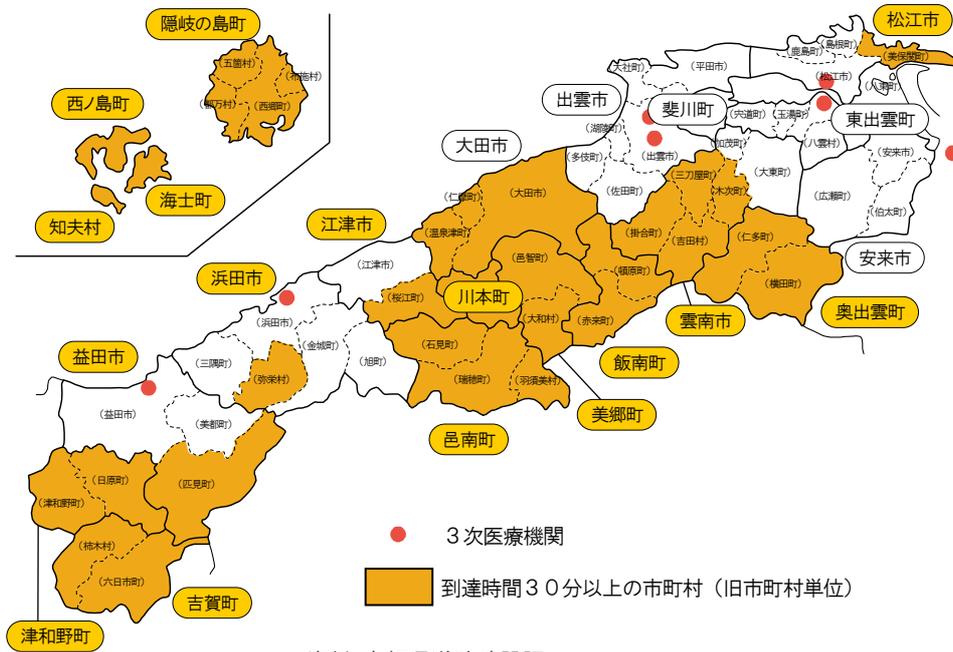
資料：島根県の道路2007

生活圏域中心都市への1時間アクセス状況

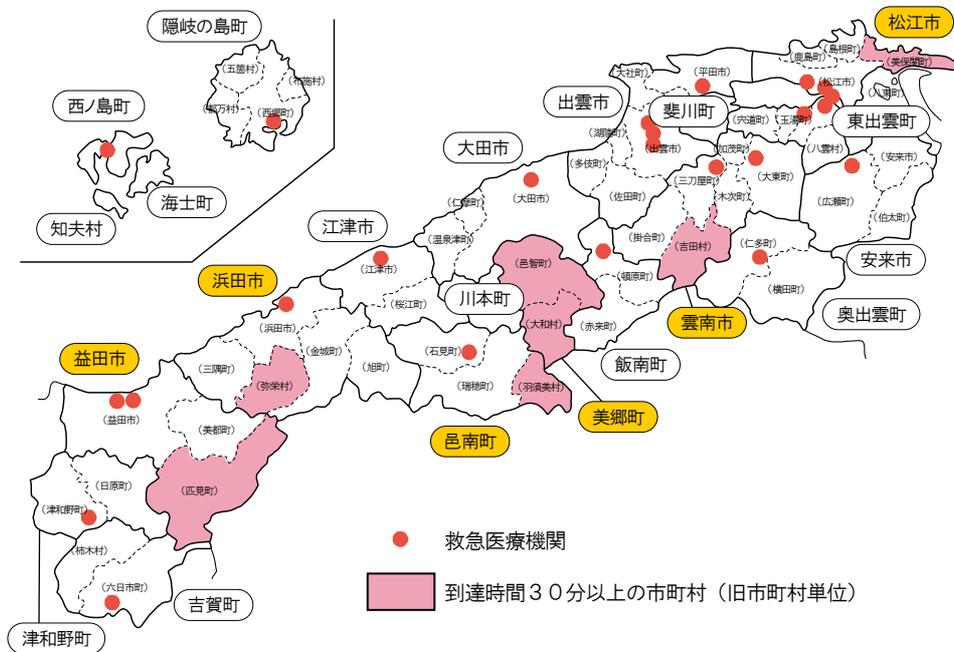


資料：島根県道路建設課

三次医療機関への30分アクセス状況

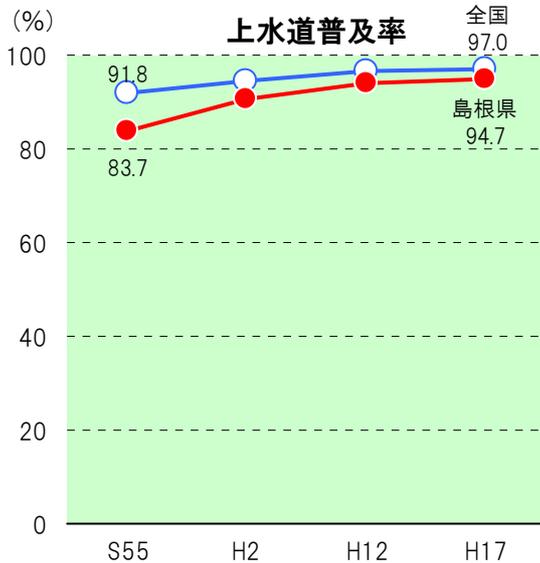


救急医療機関への30分アクセス状況

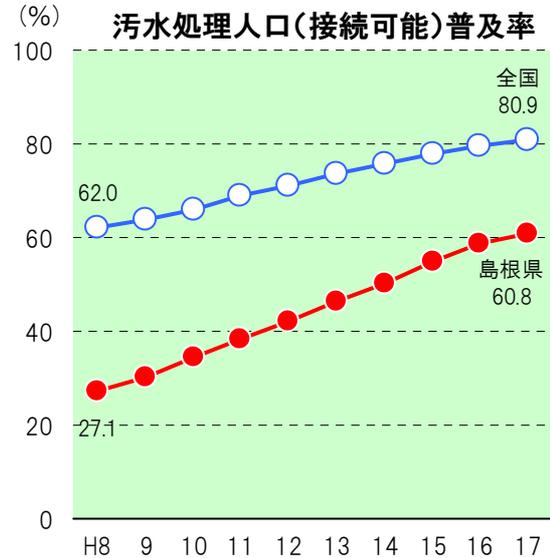


(2) 定住・交流のための下水道の重点的整備

- 上水道普及率については、S55年の全国との8.1ポイントの格差は、H17年には2.3ポイントまで縮小し、普及率も97%とほぼ整備が完了したといえる。
- 一方、下水道普及率については、全国との格差は縮小傾向にあるが、依然として約20ポイントの格差があり、県下では特に県西部を中心に普及率が低く、基礎的な生活条件の整備を図るため、今後とも引き続き整備が必要である。

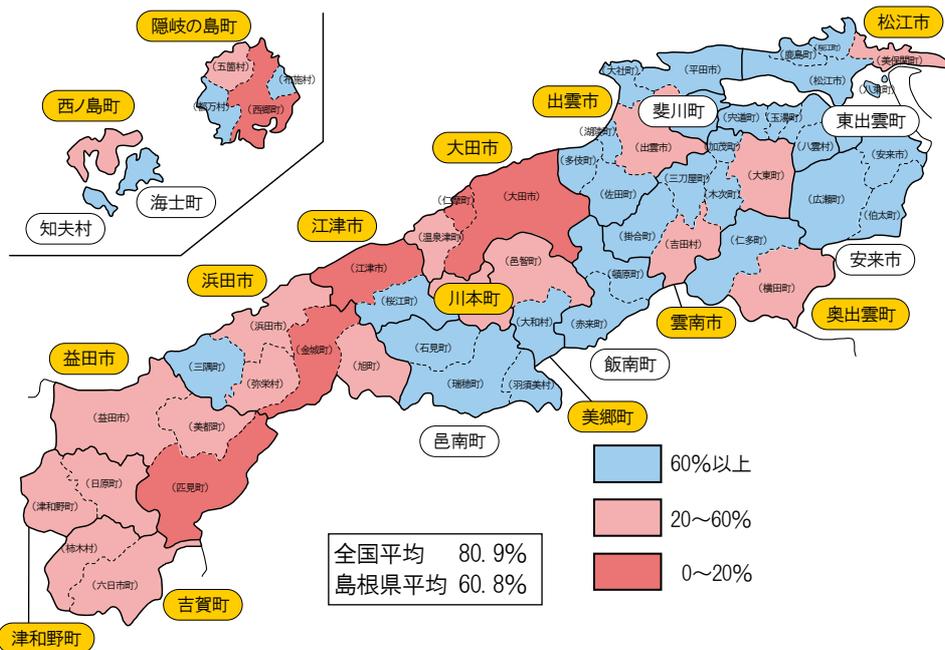


資料：公共施設状況調(総務省)



資料：島根県下水道推進課

汚水処理人口普及率(平成17年度)



資料：島根県下水道推進課

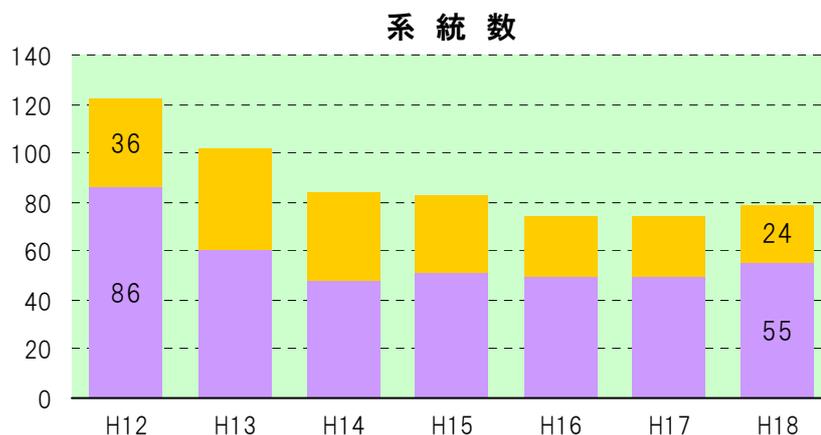
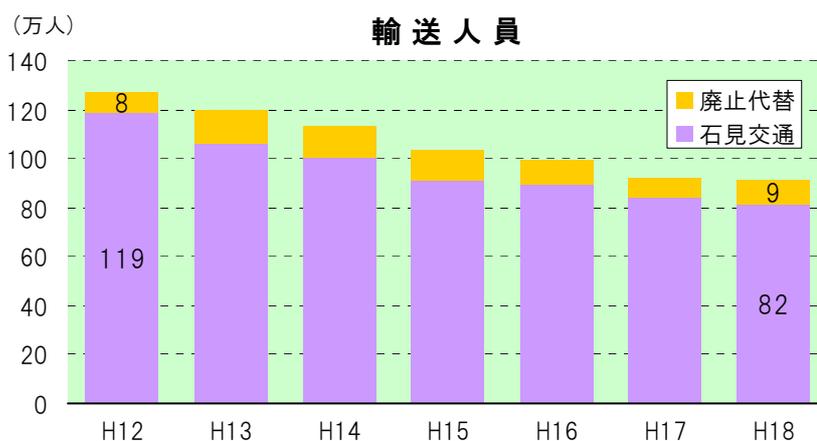
(3) 民間バス撤退による地域生活交通の整備

- 輸送人員の減少により、地方バス路線の撤退が相次ぎ、市町村は代替バスの運行により路線を維持してきた。
- しかし、市町村の厳しい財政状況から、通学者・高齢者の移動手段としての路線の維持も困難となりつつあり、デマンド交通など新たな交通対策の検討が必要となっている。

益田市でのケーススタディ

○ 県西部（益田市・津和野町・吉賀町）でのバス運行（自主運行・代替運行）を主に担っている（株）石見交通の運行状況を見ると、輸送人員・実走行距離・系統数とも減少しつつある。

○ 廃止代替バスも、近年、市町村の財政悪化により減少傾向にあり、通院など地域生活に影響が生じつつある。

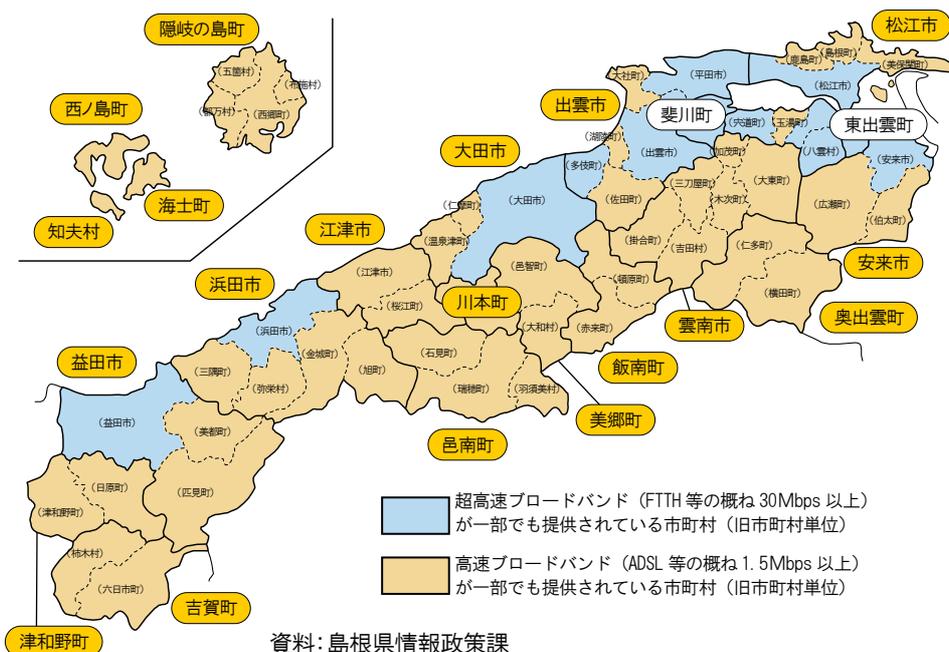


(4) 条件不利性の解消に有効な情報通信基盤の整備

① ブロードバンドの整備

- 県内はブロードバンドの整備が進んできたが、利用できる地域は市町村中心部に限定される場合が多く、山間地域での超高速ブロードバンドの整備が遅れている。
- 交通状況の悪い過疎地域での生活支援対策や発展の基盤整備のため、ブロードバンドの早急な整備が求められている。

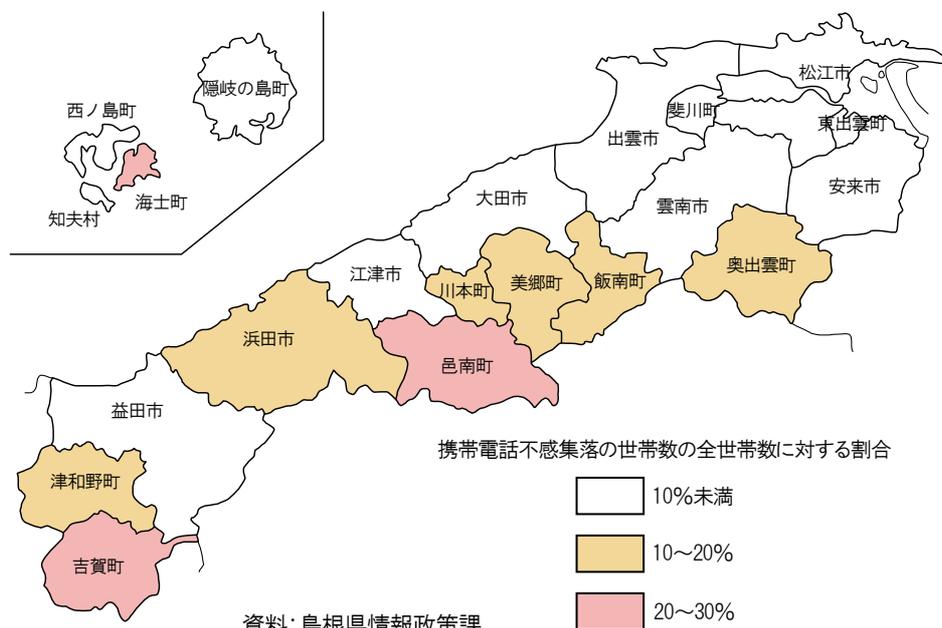
ブロードバンド普及率(H18年末現在)



② 携帯電話の不感地域対策

- 携帯電話の不感地域の解消は徐々に進んでいるが、事業採算性の問題から山間部における民間事業者による整備は遅れている。
- 災害時の孤立防止対策から、行政負担による不感地域の解消が求められている。

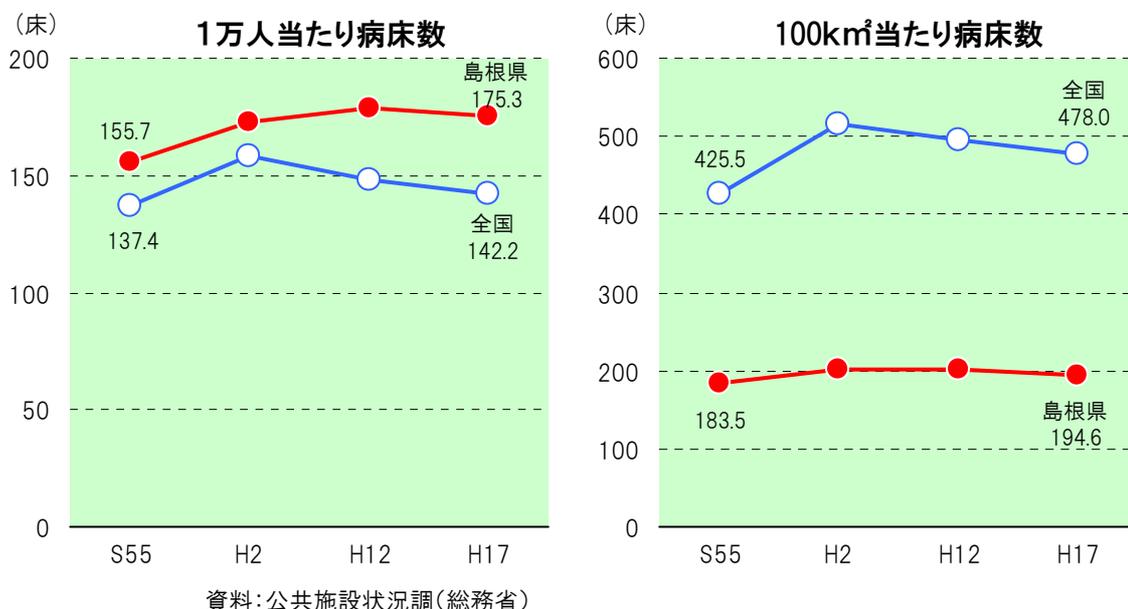
携帯電話不感地域の状況(H18年末現在)



(5) 保健・医療機能の低下

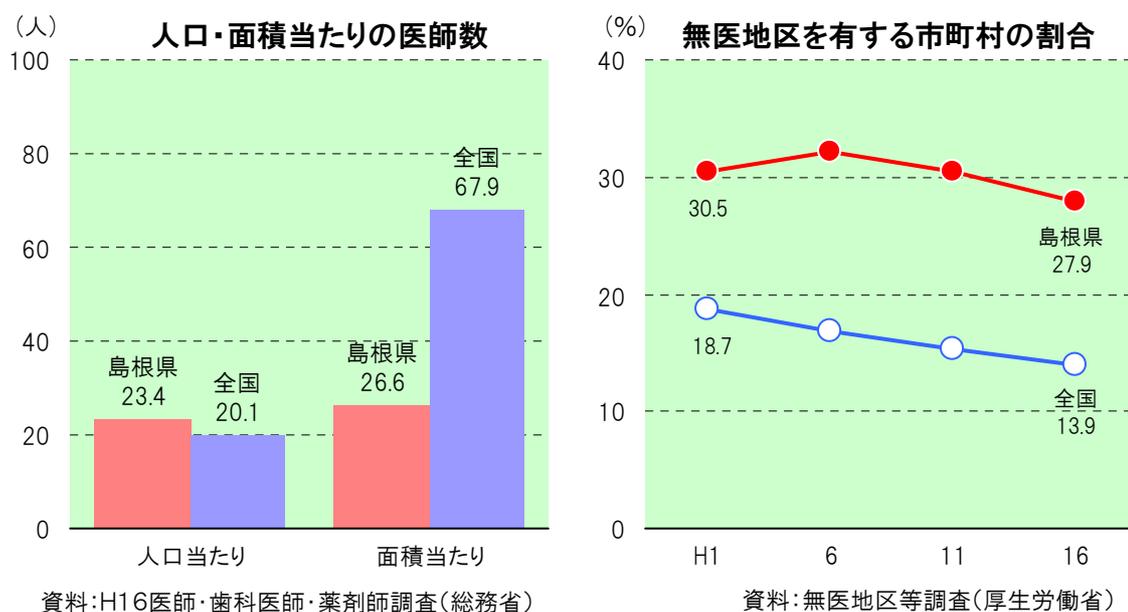
① 診療施設の状況

- 病院・診療所数は、人口1万人当たりで見ると全国平均より高い水準にある。
- しかし、医療機能は一定範囲ごとに必要であり、人口でなく面積100km²当たりの病床数で比較すると、病床数は全国平均の半分以下で推移している。



② 医師不足の状況

- 医師数についても同様に、人口・面積で比較すると、100km²当たりの医師数は、全国平均の半分以下となっている。
- 無医地区は、道路整備等により全体としては減少しているが、山間地域では、民間バス事業者の撤退等による交通事情の悪化により、新たに無医地区となるケースが発生している。



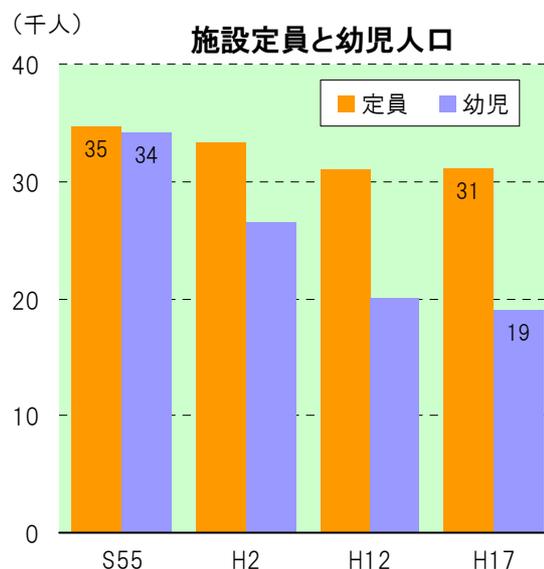
(6) 教育施設等

① 保育所・幼稚園の状況

- 施設充足率（施設定員/幼児人口）は、100%を超え全国平均より高い状況にある。
- これは少子化の影響で入園者数が減少する一方、施設は生活圏域ごとに配置しており、1施設当たりの幼児数が減少している結果であり、経営的には小規模化し難くなってきている。



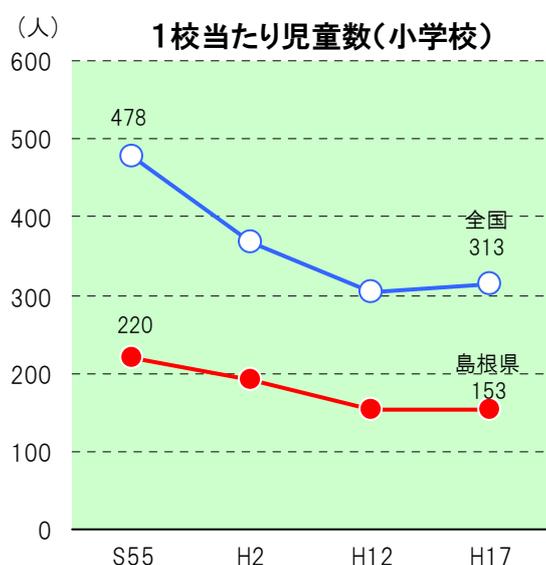
資料：公共施設状況調（総務省）



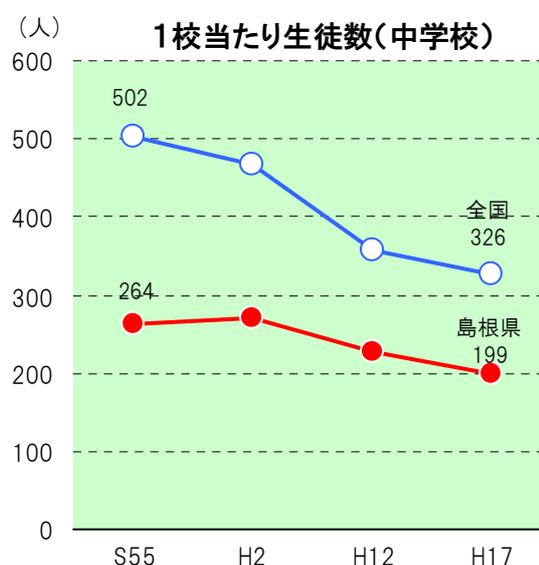
資料：公共施設状況調（総務省）

② 小・中学校の状況

- 小・中学校については、全国平均と比較して小規模化が進んでいる。
- 少子化に伴い学校統合が進んでいるが、統合によって通学時間が1時間以上となる地域もあることから統合も限界に来ていると考えられ、過疎地域における教育環境のあり方について検討する必要がある。



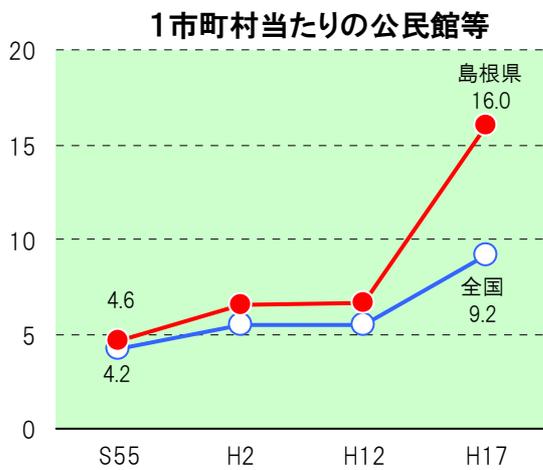
資料：公共施設状況調（総務省）



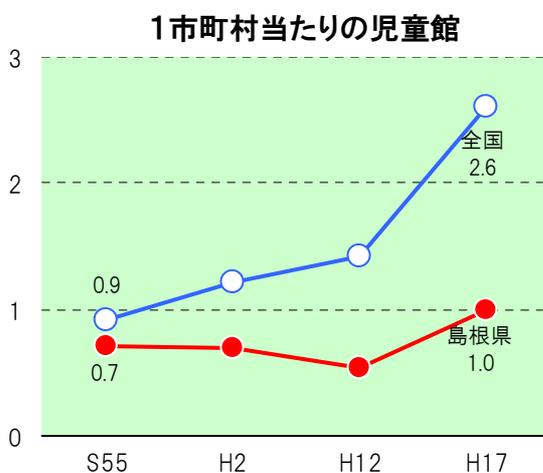
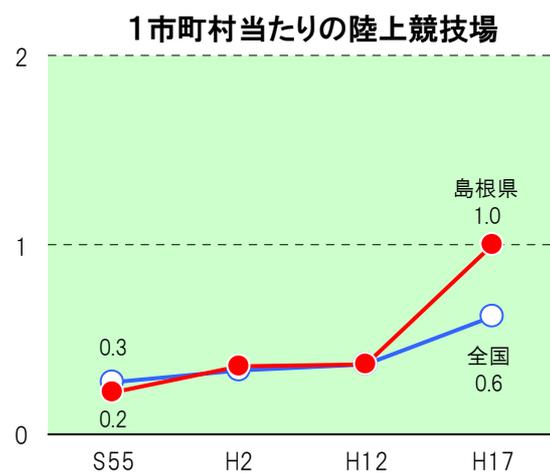
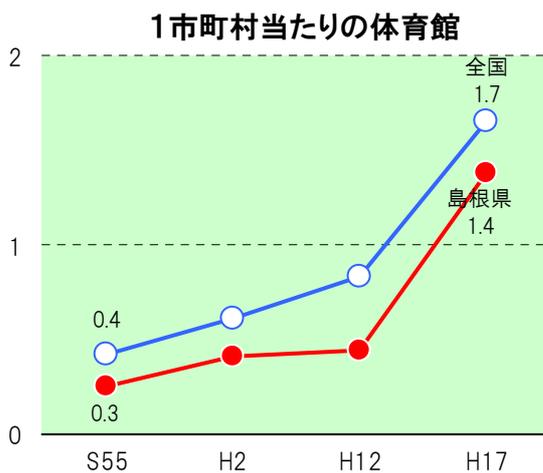
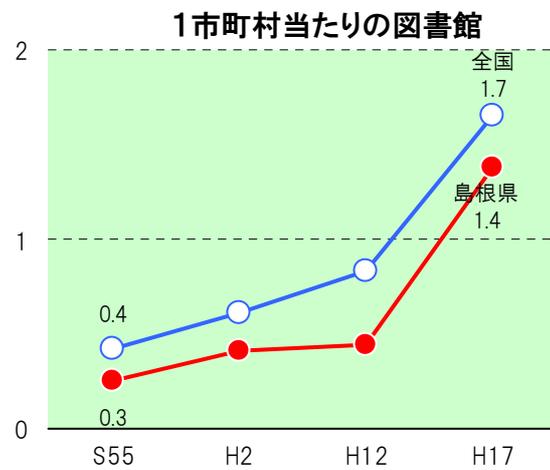
資料：公共施設状況調（総務省）

③社会教育施設等の状況

- 社会教育施設は、合併が進んだ本県では市町村ごとにみると充足された状況となっている。



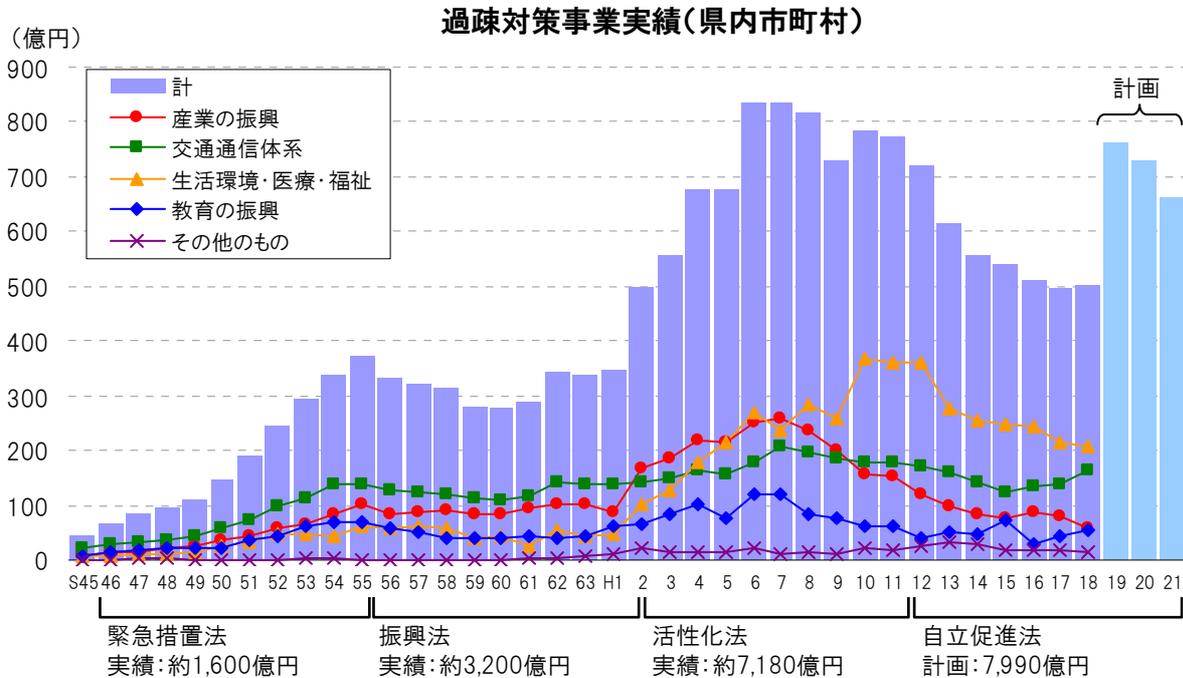
資料：公共施設状況調(総務省)



3 過疎市町村の財政状況

(1) 過疎対策事業の実施状況

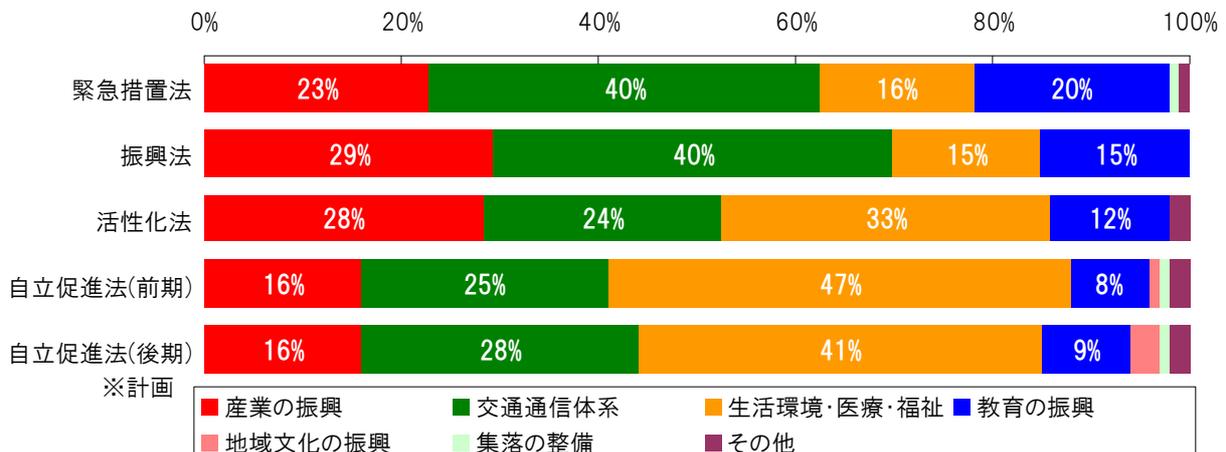
- これまで、主に過疎債を活用して、社会基盤を中心に重点的に整備してきた。
- 近年は、CATV、下水道等生活環境・医療・福祉関係の事業が増加している。



過疎債の実績

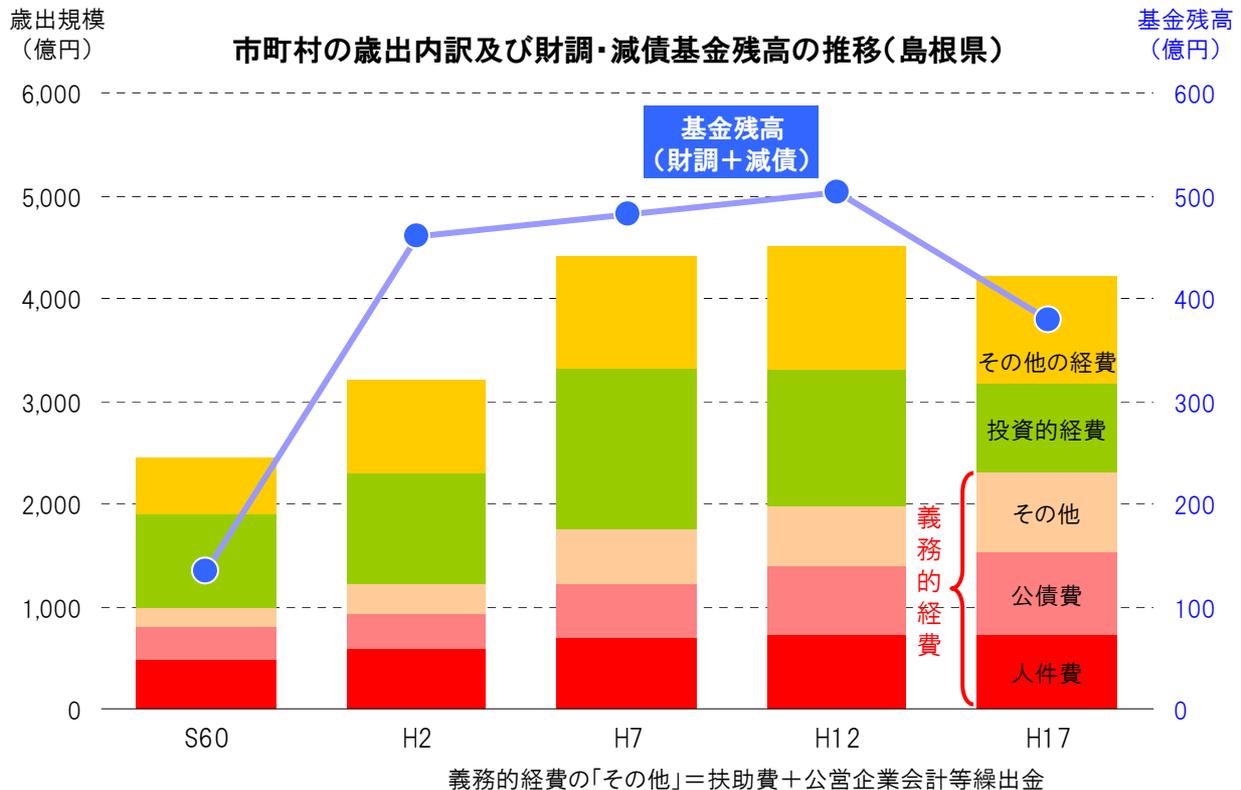
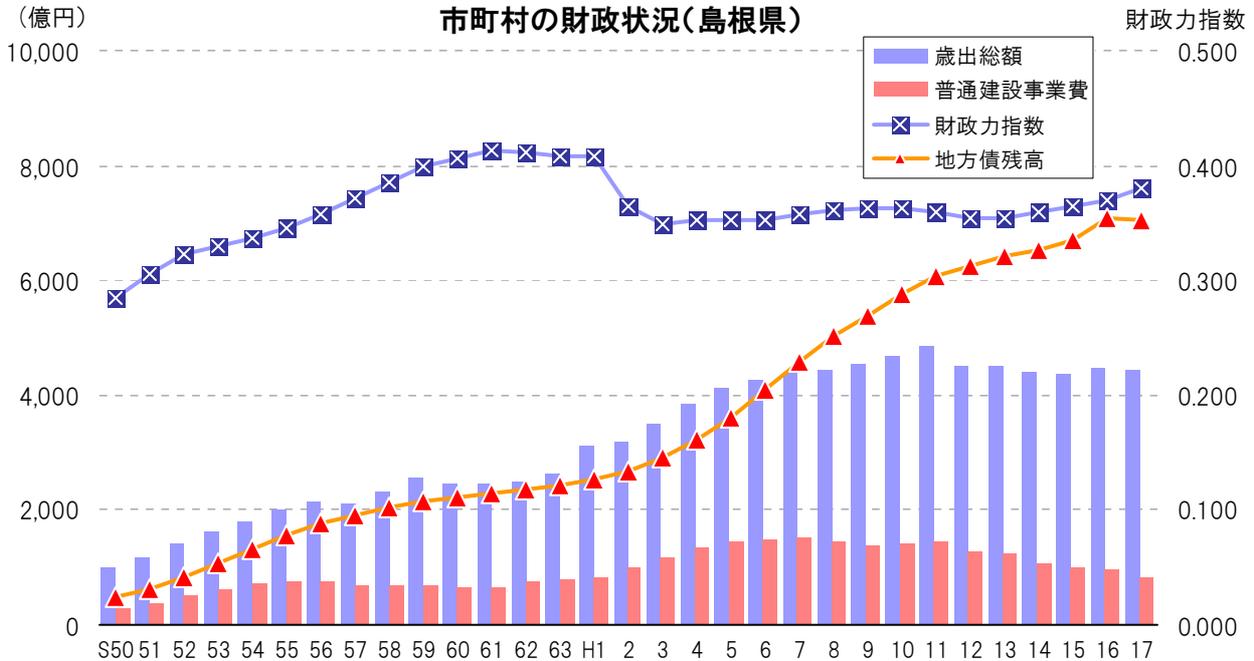
	緊急措置法	振興法	活性化法	自立促進法	
	S45～54年度	S55～H元年度	H2～11年度	H12～17年度	H18年度
全国	6,657億円	16,430億円	31,522億円	18,957億円	2,278億円
島根県	266億円	553億円	1,344億円	977億円	148億円
比率	4.0%	3.4%	4.3%	5.1%	5.6%

過疎対策事業実績割合(県内市町村)



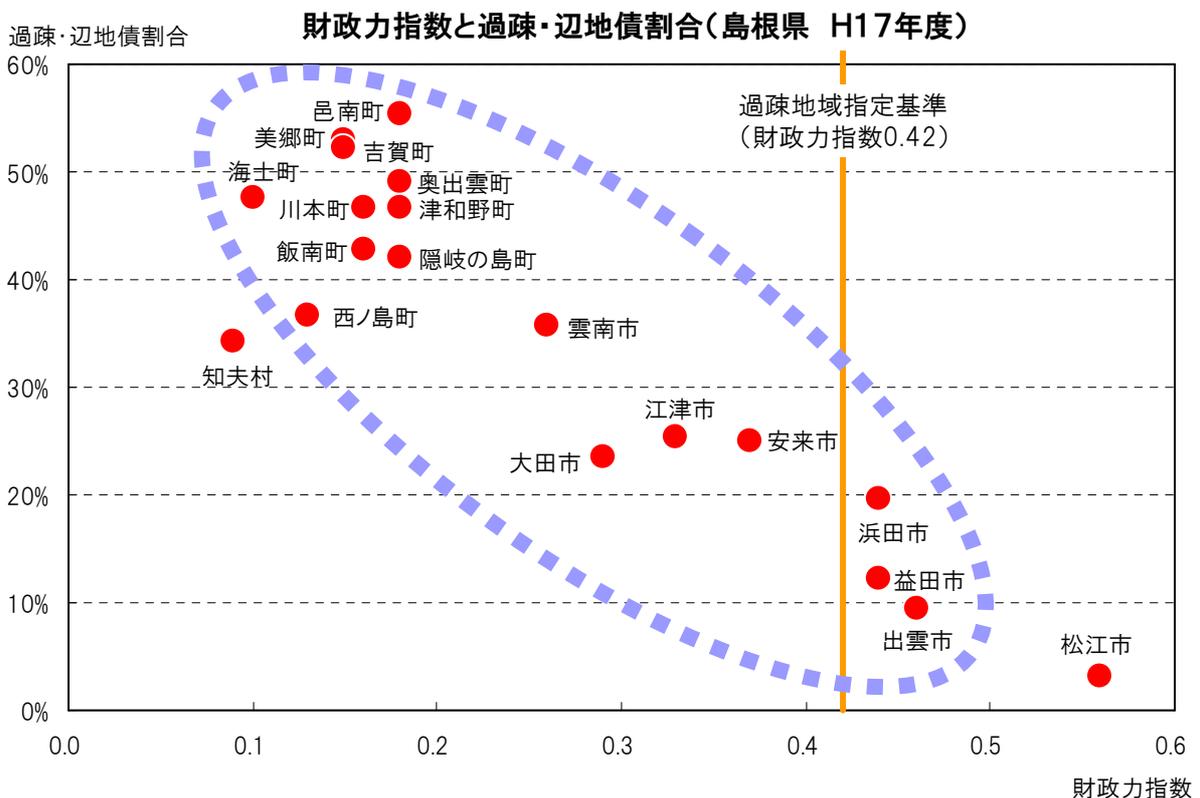
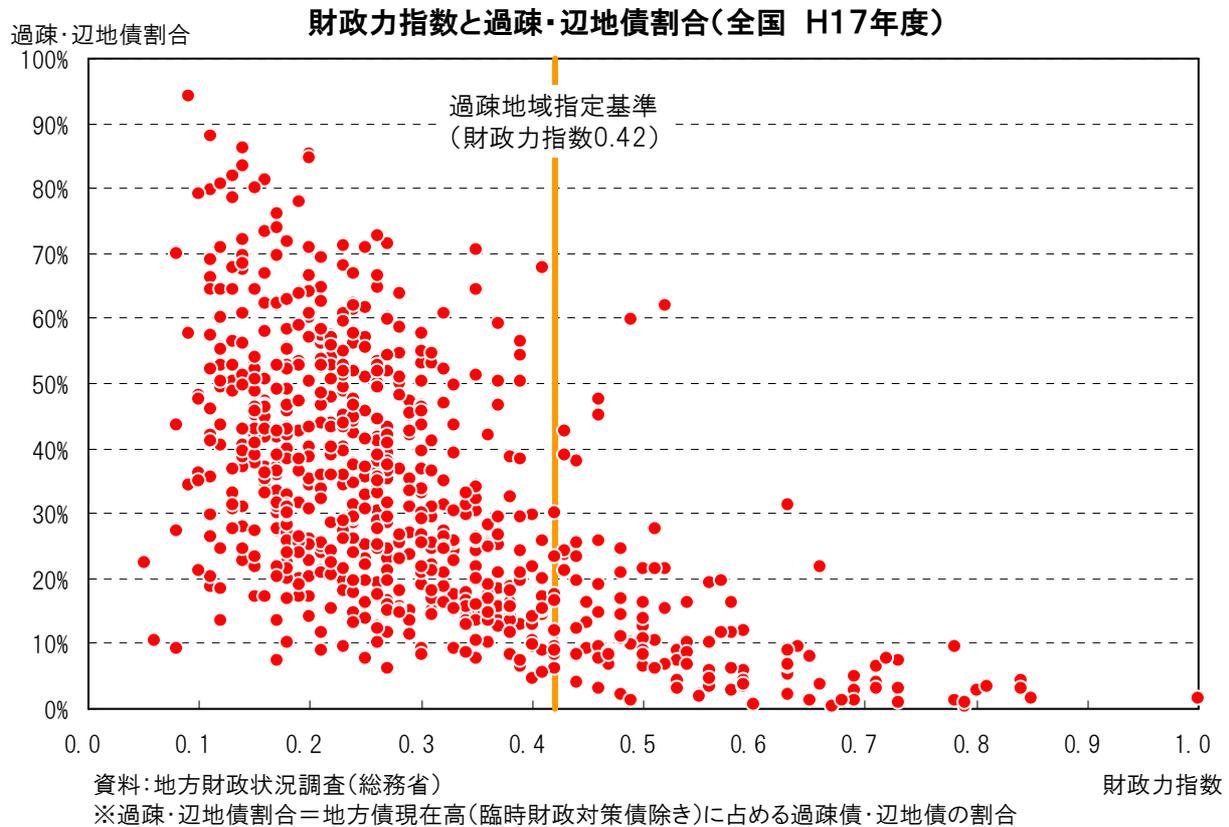
(2) 厳しさを増す市町村の財政

- 市町村の歳出規模は減少傾向だが、遅れている社会基盤整備を推進してきたことにより、地方債残高は増加している。
- 義務的経費が増大し、財源不足を基金の取崩しで対応せざるを得ない状況である。



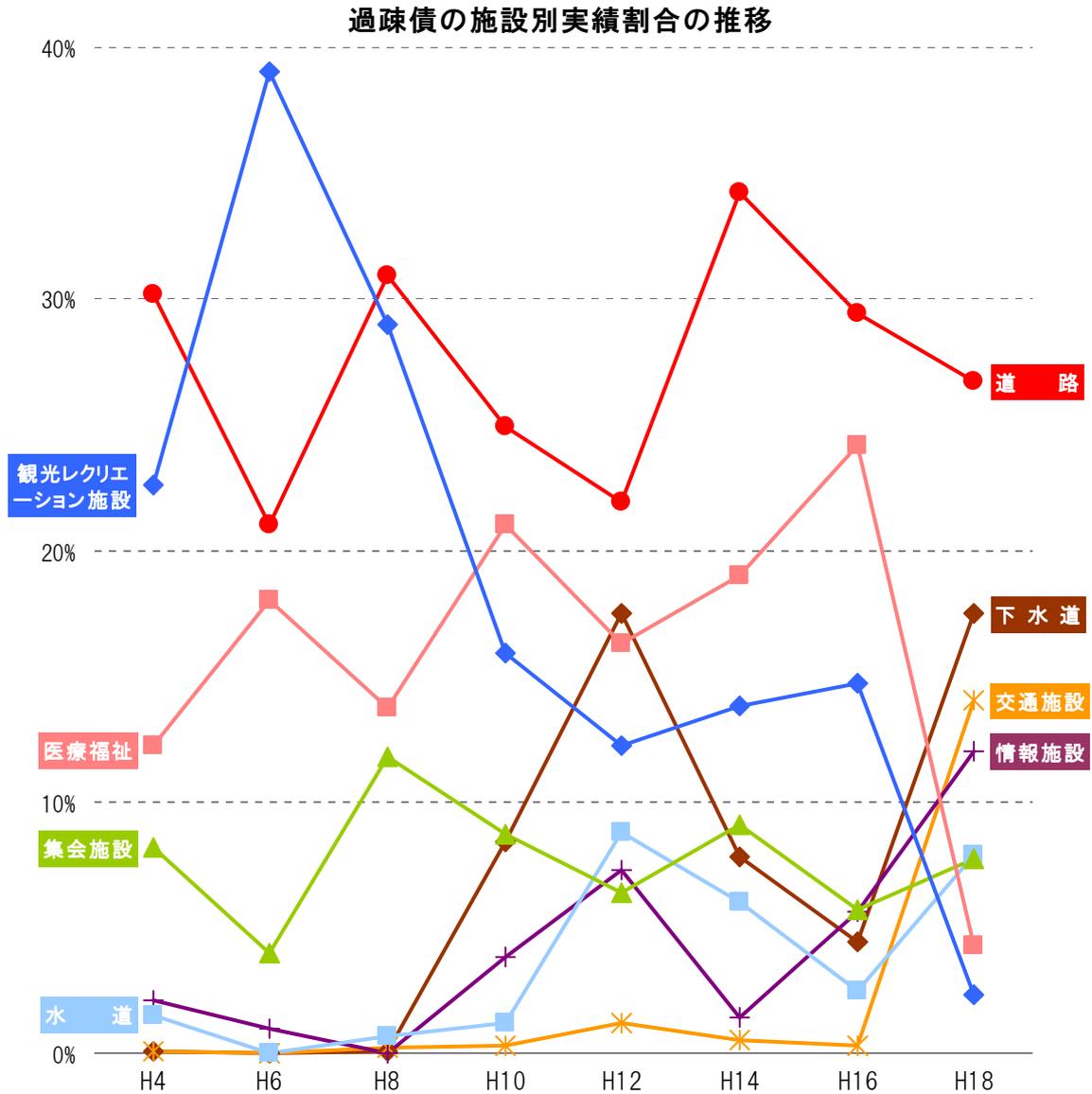
(3) 過疎債に依存する過疎市町村

- 財政力が弱い過疎市町村ほど、過疎債・辺地債に依存している。



(4) 過疎債による必要な社会基盤整備

- 主に道路・下水道・情報施設等の基盤整備を推進している。



資料: 島根県地域政策課

IV

新たな過疎対策

新たな過疎対策の提言

- これまでの過疎対策は、高度経済成長期以降の地方から都市への著しい人口流出に伴う地域社会の衰退に対応して、主に社会基盤整備面における都市との格差を是正するものが中心であった。
- 新たな対策は、都市と過疎地域が互いに支えあうという共生関係について国民全体の認識を深め、それぞれの地域が特色ある発展を図っていくことが重要な課題である。
- 今後の新たな過疎対策の提案に当たっては、次の4つの視点が必要である。

(1) 地域で、安全かつ安心に生活するための対策

- 過疎地域では、人口減少と高齢化が進み、草刈りや冠婚葬祭・伝統行事などをはじめとする地域の生活支援機能が低下していることから、これらの機能を地域自ら支えるための新たなしくみと幅広いソフト面での対策が必要である。
- また、医療、教育・商業機能などは、一定の地域で充足することは困難となりつつあることから、周辺都市との広域的な機能連携を図るための生活交通対策や光ファイバーなどを活用した補完的な対策の実施が必要である。

(2) 地域資源を活用した産業振興と雇用対策

- 我が国の産業構造の変化や経済のグローバル化に伴い、過疎地域で都市と同様な産業立地は困難である。
- このため、過疎地域が有する豊富な森林・農地などの地域資源を生かした起業化や6次産業化などの取組みを進め、地域で生産、消費するなど、地域で自立した循環型の経済システムを新たに構築することが必要である。
- 農家ばかりでなく、企業も含めた多様な主体の取組について支援を図る必要がある。

(3) 食料・水・エネルギーを支えるための国土保全対策

- 食料・水・エネルギーは、我が国の産業活動や国民生活を支えるために必要不可欠な資源であるが、都市だけで確保することは困難であり、不足する資源を供給する過疎地域との共生関係が、引き続き維持される必要がある。
- しかしながら、長期にわたる農産物や木材価格等の低迷により、農林漁業従事者数は減少傾向をたどり、一方で耕作放棄地の増加や森林の荒廃が急速に進みつつあり、これらを復元するための対策を過疎地域の財源で実施することは事実上困難である。

- 一方、世界的な食料不足や環境危機が懸念されており、我が国は国内食料自給率の向上や森林保全などの環境対策を早急に行っていく必要がある。
- このように、国土保全対策は、過疎地域固有の課題ではなく、我が国の将来の発展に関わる国民共通の課題であり、国の責任において、抜本的かつ、思い切った対策を講ずる必要がある。
- 具体的には、都市の収益の一部を財源として使用するための新たな税の創設やバイオマスを活用した地域循環型のエネルギーシステムの構築などが考えられる。

(4) 都市との交流対策

- 過疎地域は、豊かな自然や景観、歴史・文化を有し、未来の世代に引き継いでいくべき、国民共通の財産である。
- 来るべき成熟社会において、これら都市にはない価値を有する過疎地域は、二地域居住や田舎暮らしを志向する都市住民にとって多様な生き方の機会を提供する貴重な場となる。
- また、都市との交流によって、都市住民による森林保全活動への参画やIターン者が地域社会の担い手になることが益々期待されている。
- 都市の子どもにとっても、これら過疎地域の豊かな自然や人情に学童期から触れることは、豊かな人間性と多様な感性を養うことにつながり、教育上の効果も高い。
- このため、これら過疎地域での体験交流を盛り込んだ新たな教育システムの構築や都市住民と過疎地域との交流施策を国民運動として積極的に推進する必要がある。

新たな過疎対策の提言(視点別の整理)

分野	提言項目	対策の視点			
		安全・安心の確保対策	地域資源による産業雇用対策	国土保全対策	都市との交流対策
1 総括	(1) 市町村の安定した行財政運営の確保と財源措置の充実強化	○	○	○	○
2 産業振興	(2) 市町村を窓口とする耕作放棄地等農地管理対策		◎	○	
	(3) 企業が農業参入するための助成制度の充実強化		◎	○	
	(4) 地域資源を活用した企業等の起業化支援		◎		
	(5) 過疎地域の雇用増加等をもたらす企業の施設整備等への支援		◎		
	(6) 既存の工業団地の付加価値を高める事業や他用途への利用促進		◎		
	(7) 森林及び里山地域保全対策		○	◎	○
	(8) 森林資源を活用した産業・雇用対策		◎	○	
	3 交通	(9) 自治会等による輸送活動の支援	◎		
(10) 離島航路維持対策		◎			
(11) 過疎対策事業として、広域的機能連携に必要な国道・県道整備		◎			○
4 情報	(12) 光ファイバー網の緊急整備	◎	○		
	(13) 携帯電話の不感地域対策	◎			
5 医療	(14) 診断支援ネットワークによる離島・山村地域の医療支援	◎			
	(15) 医療用ヘリコプターの整備と広域的な医療支援	◎			
	(16) 通院支援のための患者搬送車の整備	◎			
	(17) 遠隔地病院での長期入院に対応した滞在施設整備	◎			
6 地域自治	(18) 新たな自治組織による地域自治力を強化する取組支援	◎	○	○	○
7 定住移住	(19) 過疎地域の小規模校における教育環境の整備と都市との交流促進	◎			○
	(20) 移住交流施策の推進		○		◎
8 その他	(21) 過疎地域における公営企業のあり方検討	◎			
	(22) 遊休施設の有効活用の促進	○	◎		○

新たな過疎対策の提言(財政措置内訳)

分野	提言項目	財政措置内訳				
		森林農地 環境税 (譲与税)	国交付金	過疎債	基金 (過疎債等)	交付税
1 総括	(1) 市町村の安定した行財政運営の確保と財源措置の充実強化	○	○	○	○	
2 産業振興	(2) 市町村を窓口とする耕作放棄地等農地管理対策	○		○		
	(3) 企業が農業参入するための助成制度の充実強化		○			
	(4) 地域資源を活用した企業等の起業化支援		○		○	
	(5) 過疎地域の雇用増加等をもたらす企業の施設整備等への支援		○	○		
	(6) 既存の工業団地の付加価値を高める事業や他用途への利用促進			○		
	(7) 森林及び里山地域保全対策	○				
	(8) 森林資源を活用した産業・雇用対策		○	○		
	3 交通	(9) 自治会等による輸送活動の支援				○
(10) 離島航路維持対策			○	○		
(11) 過疎対策事業として、広域的機能連携に必要な国道・県道整備				○		
4 情報	(12) 光ファイバー網の緊急整備		○	○		○
	(13) 携帯電話の不感地域対策			○		
5 医療	(14) 診断支援ネットワークによる離島・山村地域の医療支援		○	○		○
	(15) 医療用ヘリコプターの整備と広域的な医療支援		○			○
	(16) 通院支援のための患者搬送車の整備			○		○
	(17) 遠隔地病院での長期入院に対応した滞在施設整備		○	○		
6 地域自治	(18) 新たな自治組織による地域自治力を強化する取組支援				○	
7 定住移住	(19) 過疎地域の小規模校における教育環境の整備と都市との交流促進		○	○		
	(20) 移住交流施策の推進					○
8 その他	(21) 過疎地域における公営企業のあり方検討					○
	(22) 遊休施設の有効活用の促進		○	○		

1

過疎対策の財源措置

(1) 市町村の安定した行財政運営の確保と財源措置の充実強化

提言 1

- ◎ 過疎市町村は、財政基盤が脆弱であり、財源の多くを地方交付税に依存していることから、安定的な行財政運営が確保されるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を一層充実強化するとともに、税源の偏在による地方団体間の財政力格差が拡大しないための方策を講じ、財政運営に必要な一般財源総額を実質的に確保すること。
- ◎ また、国土保全や地球温暖化防止対策など今後の過疎対策を実施するために必要な財政需要に対応し、新税の導入や国の助成制度の創設など財源措置を充実強化すること。

提言の理由

- 近年の経済のグローバル化、IT化や少子高齢化の急速な進行などの構造変化は、地方経済の足腰をより一層弱体化させ、地方と都市の格差がさらに拡大している。
- この格差を是正し、国民として受けるナショナルミニマムとしてのサービスのほか、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供するため、その基盤となる地方税財源の強化を図り、財政力の弱い団体においても、必要な一般財源を確保できることが極めて重要である。
- 過疎地域は、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能を有し、食料・水・エネルギーの供給を通じて、国民生活や国民経済の安定に貢献しているが、これらの機能を十分に発揮するために必要な保全・管理を進めるための施策となっていないのが現状である。
- このため、地方と都市の機能は有機的に結びついて始めて我が国社会が成り立つといった「共生」の考え方に立って、新たな社会システムを構築することが必要である。
- 以上のことから、今後の新たな過疎対策の実施に当たっては、国土の保全管理など過疎地域特有の財政需要に対応した税体系の見直しを含む税財源措置を講じたうえで、一般財源総額を実質的に確保し、過疎市町村の将来に向けた安定的な行財政運営を確保することが必要である。

具体的な提案

- 国土保全・地球温暖化防止施策を強力に推進するため、国税への付加税として「森林農地環境税」を導入し、それを財源として森林・農地面積等の割合に応じて総額を配分する新たな地方譲与税制度を創設すること。
- 国民に保障すべき医療分野や過疎地域の発展を支える情報分野等国の主体的な役割が求められ、かつ緊急・多額の負担を要するものは、国の責任において新たな支援制度を創設すること。
- 過疎地域の社会生活機能の低下に対応して、多様な主体が地域を支えるためのハード、ソフトにわたる総合的な取組が実施できるように、新たに市町村毎に基金を創設すること。
- 今後必要な過疎地域特有の財政需要に適切に対応するため、新たな費目の創設など地方交付税において財源措置を行うこと。
- 過疎債は、過疎対策の根幹をなす財政措置であり、引き続き存続するとともに、今後はハード事業ばかりでなく、ソフト事業も含め多様なニーズに対応できるように制度を充実強化すること。
- 広域的機能連携の必要性から、市町村のほか都道府県も過疎対策の主体として位置づけること。

1 森林農地環境税の導入・譲与税の創設による国土保全

- 耕作放棄地等農地対策
- 里山地域保全対策
- 荒廃森林対策
- バイオマス対策
- 等

2 国の交付金による緊急かつ広域的な事業の実施

- 医療、交通、情報、産業・雇用対策
- 国・県道整備促進対策
- 離島航路維持対策
- 医療用ヘリ対策
- 等

3 基金の創設による地域のきめ細かい課題に対する総合的支援

- 地域資源活用対策
- 地域自治力向上対策
- 自治会等輸送対策
- 等

4 過疎債・地方交付税措置の充実強化

- 県による広域的事業への過疎債充当
- 遊休施設の有効活用対策
- 光ファイバー維持管理費
- 公営企業対策
- 等

2 産業の振興

(1) 市町村を窓口とする耕作放棄等農地管理対策

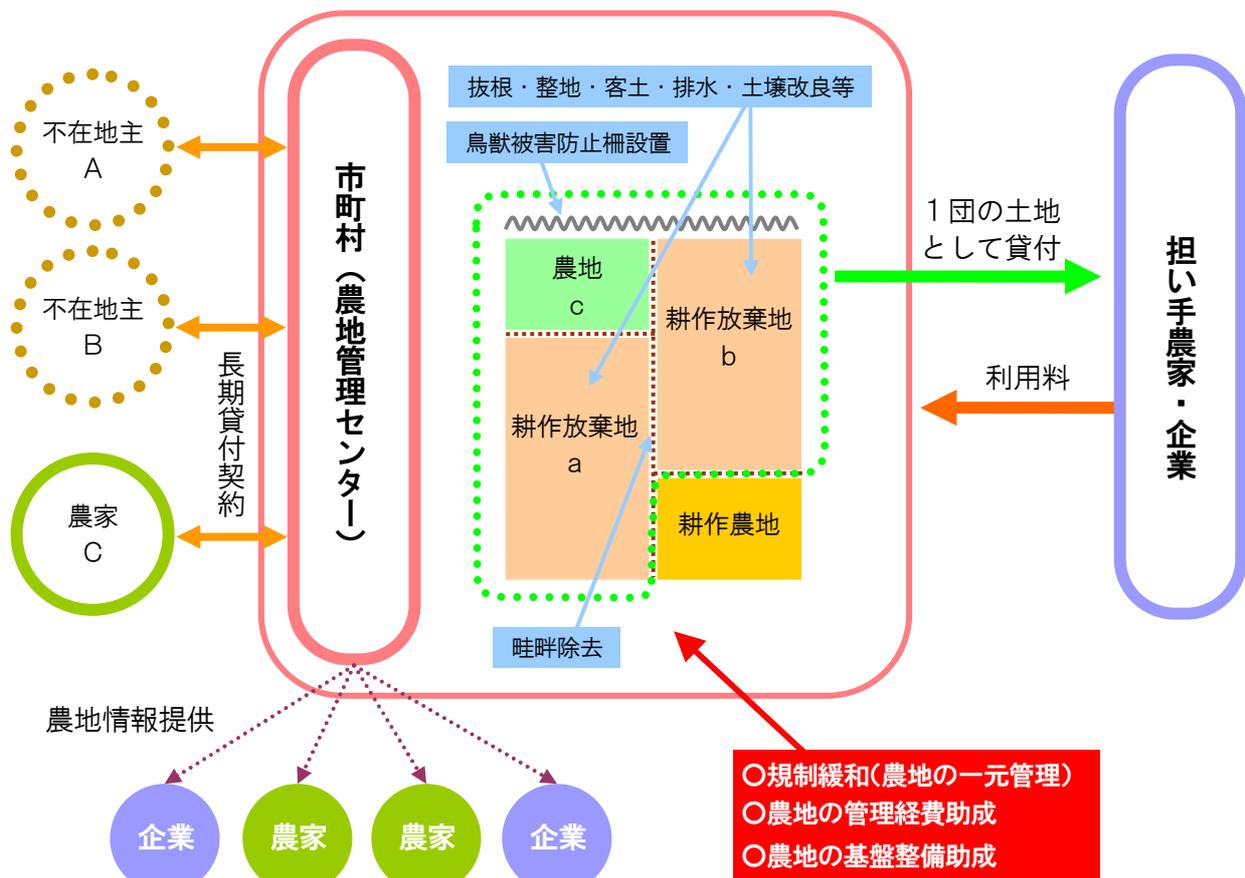
提言 2

◎ 市町村が農地の利用に関する総合的な窓口となり、一元的かつ総合的な管理・利用調整機能を担うことにより、農地の耕作放棄地化を未然に防止できるよう農地法等を改正するとともに国の支援制度を構築すること。

提言の理由

- 農業従事者の高齢化と後継者不足、米価の長期低迷により、離農とそれに伴う耕作放棄地の加速度的増加が懸念されている。
- このため、現在、担い手農家等への集約化や企業の農業参入の促進に取り組まれているが、農地の貸し手と受け手の利用調整が効率的になされていないなどの問題が生じている。
- これを解決するためには、市町村が農地の利用に関する総合的な窓口となり、所有者から長期にわたる管理受託を受け、農地を一元的に保有・管理し、担い手や企業の要望に応じて、農地の利用調整を行い、貸付ができる権限を持つことが必要である。
- 市町村が耕作放棄地等の農地を保有・管理することに伴い必要となる鳥獣対策等の管理経費については、所有者の負担を求めることができないため、所要の財政措置を講じることが必要である。
- また、農地の貸出等に伴う必要となる基盤整備についても、事業促進の観点から財政措置が必要である。

市町村による農地の一元管理・利用調整スキーム



具体的な提案

①市町村による農地の一元管理方式の導入

市町村が農地を一元的に保有・管理し、必要に応じて貸付ができるように、農地法等における所要の規定を改正すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正			●		農地法・農業経営基盤強化促進法
制度創設					
関係省庁	農林水産省				
参 考	【現行農地法】農地保有合理化法人は農地の保有・仲介ができるが、市町村は農地の仲介はできても、保有はできない。				

②農地の管理経費に対する財政支援

「森林農地環境税」を導入し、新たな譲与税制度を創設し、市町村が農地を保有・管理するために必要な管理経費（鳥獣対策等）に対して財源措置を行うこと。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正		●			所得税法・法人税法（森林農地環境税）
制度創設				●	新法（譲与税の創設）
関係省庁	財務省・総務省				
参 考	【島根県】「水と緑の森づくり税」 （県民税均等割の超過課税 期間：H17～H21 税収規模：約2.1億円）				

③市町村等が行う農地基盤整備に対する過疎債充当

市町村等が行う農地基盤整備については国の補助制度があるが、事業を促進する観点から、地方負担部分に過疎債を充当すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【農林水産省】企業等農業参入支援推進事業（国1／2）				

(2) 企業が農業参入するための助成制度の充実強化

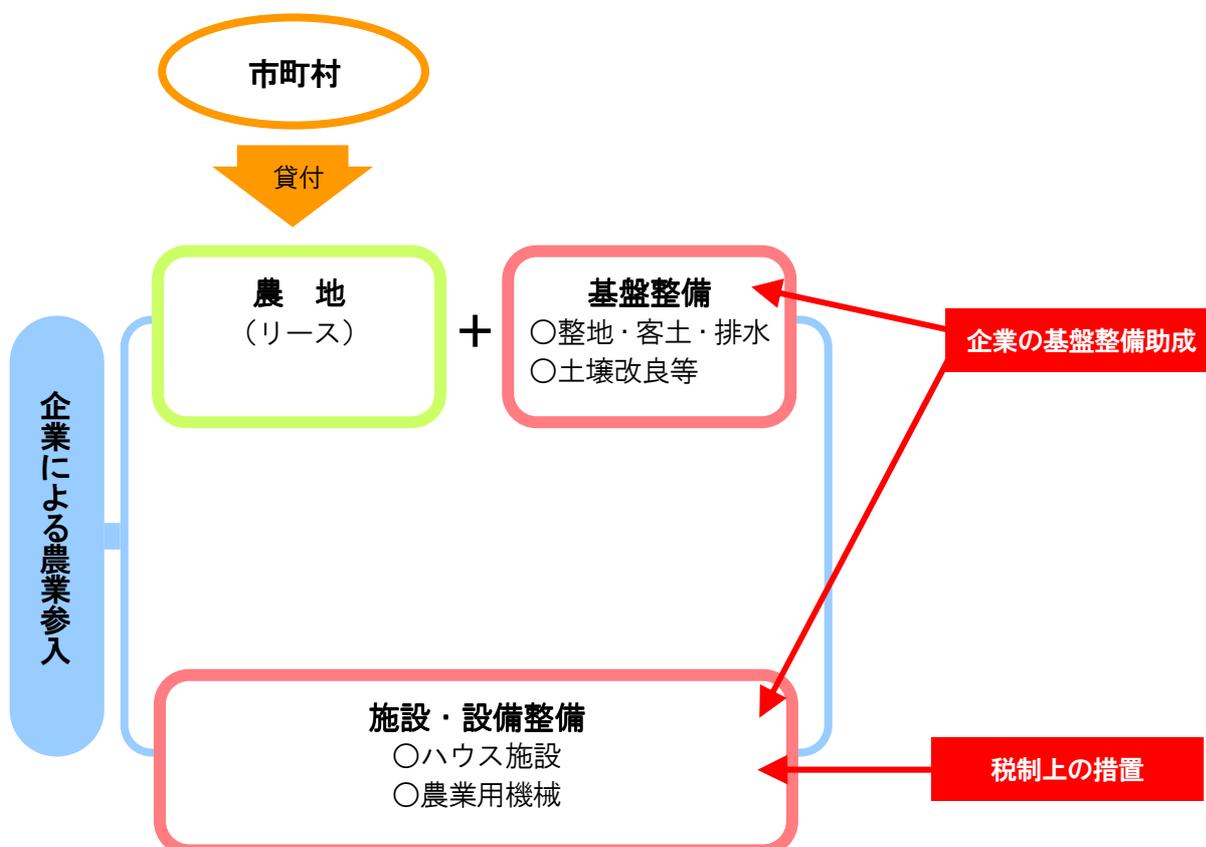
提言3

◎ 地域農業の担い手対策として、集落営農組織の育成や法人化のほか、企業の農業参入を促進するため、企業が自ら農地の基盤整備等を行う場合の国の助成制度を充実強化するとともに、設備等の購入に係る税制上の優遇措置を創設すること。

提言の理由

- 米価の長期低迷と農業従事者の高齢化等に対応して、従来から担い手対策として、集落営農組織の育成や法人化を進めているが、農家数の減少に歯止めがかからないことから企業等多様な担い手の参入を進める必要がある。
- 企業が農業参入しようとする農地については、市町村・農地保有合理化法人が、簡易な基盤整備を行う場合には、国の助成制度（国1/2）が設けられているが、企業自らが整備を行う場合は対象とされておらず、島根県では、単独補助制度による助成を行っているのが実情である。
- このため、事業促進の観点から企業自らが基盤整備や施設整備を行う場合の国の助成制度や税制上の措置について充実することが必要である。

企業による農業参入支援スキーム



具体的な提案

①企業による農地の基盤整備等にかかる国の助成制度創設

市町村・農地保有合理化法人が対象となっている国の助成制度を見直して企業も助成対象とし、補助率を1/2→2/3とすること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				農林水産省：企業等農業参入支援推進事業
制度創設					
関係省庁	農林水産省				
参 考	【島根県】企業参入促進整備事業（県1/3）				

②企業が購入する設備等にかかる税制上の優遇措置の充実

企業が農業参入のため、施設・設備を購入する場合に、特別償却等や地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん措置を充実すること。（法人税・所得税・不動産取得税・固定資産税・事業税）

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設		●			新過疎法（税の特例）・租税特別措置法
関係省庁	財務省・総務省				
参 考	【現行過疎法】減価償却の特例対象＝取得価額2,000万円超 地方税の課税免除等の対象＝取得価額2,700万円超				

(3) 地域資源を活用した企業等の起業化支援

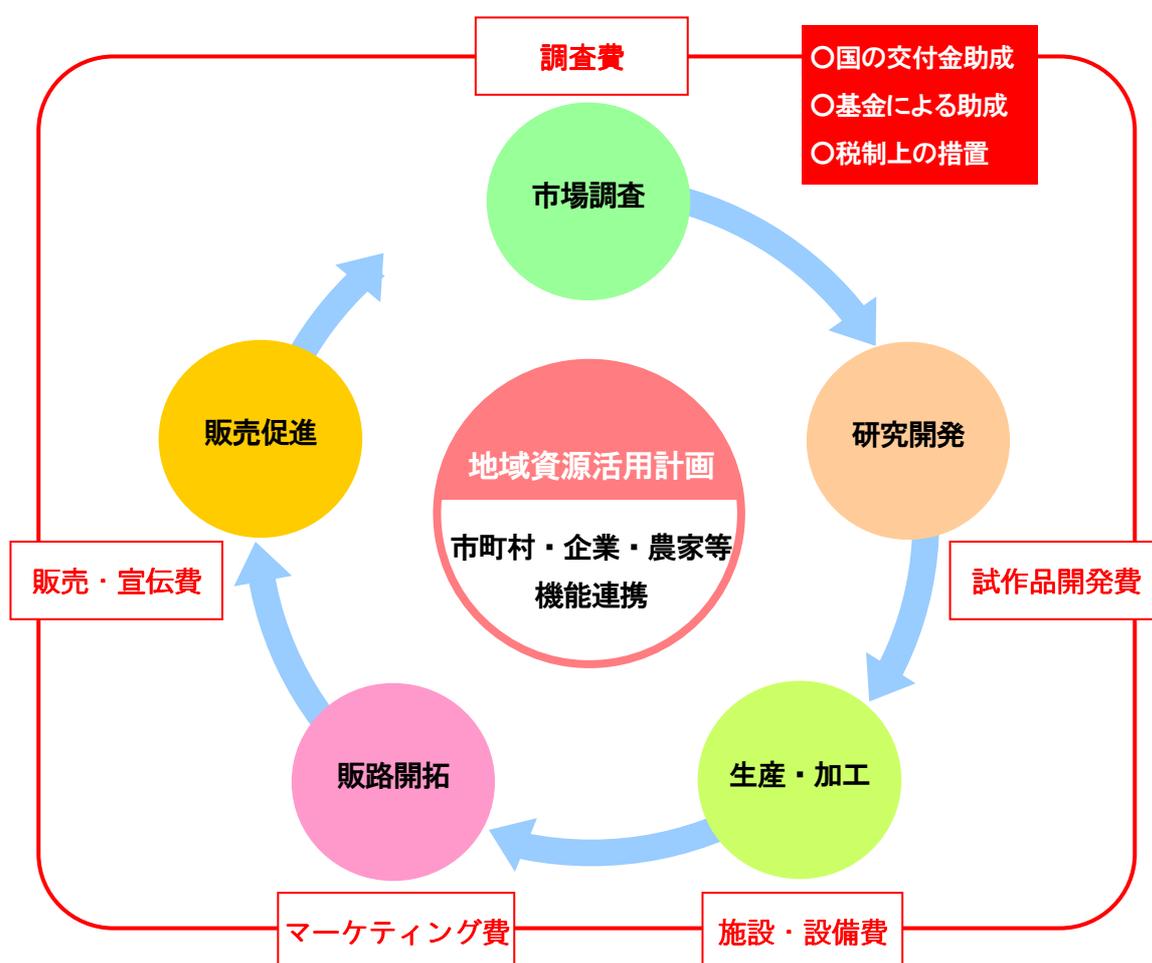
提言 4

◎ 過疎地域における産業振興を図るため、農業生産法人や企業等多様な主体による地域資源を活用したコミュニティビジネスや6次産業化などの起業化の取組に対して、国の助成制度や税制措置を創設すること。

提言の理由

- 過疎地域においては、地域資源を活用した6次産業化などの付加価値の高い起業化や雇用の場の創出が求められているが、農業生産法人や企業が地域資源を活用して、研究開発から商品化、販路開拓まで取組む場合に、長期にわたりノウハウや資金を支援するしくみがない。
- このため、こうした地域資源を活用した起業化に向けて国の助成制度や税制措置により幅広く支援するしくみを創設することが必要である。
- また、コミュニティビジネスなど地域密着型の小さな資金循環のしくみをつくり、所得を得る機会を創出することは、高齢者の生きがい対策の効果もあり、これらについても助成する方法が必要である。

■地域資源を活用した総合的支援スキーム



具体的な提案

①地域資源を活用した起業化に対する国の助成制度創設

農業生産法人、企業など多様な主体による地域資源を活用した起業化について、研究開発から商品化、販路開拓までを総合的に支援する交付金制度を創設（国2／3）すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省・経済産業省				
参 考	【経済産業省】地域資源活用売れる商品づくり支援事業補助金 （国2／3、上限3,000万円程度、対象件数＝全国1,000件（5年間））				

②地域資源を活用した起業化に対する過疎債等による支援

市町村が過疎債等により基金を設置し、地域資源を活用した起業化に関わる比較的小規模な事業に対して助成すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）等
関係省庁	総務省				
参 考	【島根県】農業参入する企業が行う調査、研究等に対する貸付制度（県1／2）				

③地域資源を活用した起業化に対する税制上の優遇制度の創設

地域資源を活用した起業化に伴い企業が行う研究開発費等について損金算入を行うこと。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設		●			新過疎法・租税特別措置法（損金算入）
関係省庁	総務省・財務省				
参 考					

(4) 過疎地域の雇用増加につながる企業の施設整備等への支援

提言5

◎ 過疎地域における雇用増加につながる、企業の施設・設備の新增設について、国の助成制度の創設や税制上の措置を充実強化すること。

提言の理由

- 雇用の場の創出は、過疎地域の振興に当たって緊急かつ重要な課題である。
- 過疎地域において企業が施設・設備を新增設する場合は、過疎対策上貸付制度はあるが、国の助成制度はない。また、現行も税制上の措置はあるが、規模要件もあり、適用実績は減少傾向にある。
- 島根県では、企業立地や雇用増加を図る企業の施設・設備費に対して県単独の「企業立地促進助成金」により支援している。
- このため、企業の施設・設備の新增設に対する国の助成制度を新たに創設し、税制上の措置についても規模要件を引き下げるなど充実強化し、雇用の場を緊急に創出することが必要である。

(参考) 島根県企業立地促進助成金

※助成額＝増加固定資本額×助成割合A×助成割合B（助成限度額7億円）

対象業種	助成金支給要件		助成割合	
	増加固定資本額	新規雇用従業員数	新規雇用従業員数	A
製造業 特定製造業	3億円以上	10人以上	10人以上	10%
			うち技術者・研究者 10人以上	15%
			10人以上	15%
			うち技術者・研究者 10人以上	20%
自然科学研究所	1億円以上	5人以上	5人以上	15%
			10人以上	20%
ソフト産業	3千円以上	10人以上	10人以上	15%
			うち技術者・研究者 10人以上	20%

立地の区分		B
新設	県内に新たな事業所を設置する場合（土地・建物はリースで、償却資産のみ取得する場合の新規立地を含む。）	10/10
増設	①事業所用地（公的工業団地）を取得し、建物を新增設（生産施設面積の増）する場合	10/10
	②事業所用地（公的工業団地以外）を取得し、建物を新增設（生産施設面積の増）する場合	1/2
	③既存敷地内で、建物を新增設（生産施設面積の増）する場合	
	④償却資産の増のみの場合	1/4

具体的な提案

①企業の施設・設備の新增設に対する国の助成制度の創設

過疎地域の雇用増加を目的とする企業の施設・設備の新增設に対する国の助成制度を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省・経済産業省				
参考	【島根県】企業立地促進助成金（助成限度額7億円）				

②企業の施設・設備の新增設に対する県・市町村の過疎債による支援

過疎地域の雇用増加に関わる比較的小規模な事業については、必要に応じて過疎債を活用して県・市町村が助成できるように制度を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参考	【島根県】企業立地促進助成金（助成限度額7億円）				

③企業に対する税制上の優遇制度の充実

過疎地域の雇用増加につながる企業の施設設備の新增設に対して、特別償却等の税制措置や地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん措置を充実すること。（所得税・法人税・不動産取得税・固定資産税・事業税）

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設		●			新過疎法（税の特例）・租税特別措置法
関係省庁	総務省・財務省				
参考	【現行過疎法】減価償却の特例対象＝取得価額2,000万円超 地方税の課税免除等の対象＝取得価額2,700万円超				

(5) 既存の工業団地の付加価値を高める事業や他用途への利用促進

提言6

- ◎ 過疎地域の産業振興や雇用効果を及ぼす既存の工業団地への光ファイバーの設置など付加価値を高める事業や他用途利用を進める事業について、過疎債を活用して実施できるようにすること。

提言の理由

- 昭和40年代以降全国総合開発計画、農村地域等工業導入法等により、地方への企業立地を進めたが、産業構造の変化やバブル崩壊による企業の海外移転により、多くの過疎地域の工業団地が遊休化している。
- これらの遊休施設を活用し、今後の過疎地域の産業振興や雇用の増大を図るためには工業団地の付加価値を高めるための事業や他用途利用を促進するための事業の実施が必要である。
- 過疎地域の産業振興や雇用効果を及ぼす既存の工業団地への光ファイバーの設置など付加価値を高めるための事業や過疎地域の振興に資する他用途への利用促進を図る事業について、過疎債を活用して実施できるようにすることが必要である。
- 過疎地域への雇用効果を踏まえ通勤可能な範囲で過疎地域以外の工業団地も対象とし、また、市町村営工業団地ばかりでなく県営工業団地も対象とすることが必要である。

1 付加価値を高めることによる企業立地促進スキーム



2 過疎地域のニーズに合った他用途利用スキーム



具体的な提案

①既存工業団地への付加価値を高める事業等に対する過疎債充当

光ファイバーの敷設など既存工業団地の効用を高める事業や他用途への利用促進を図る事業について過疎債を充当するとともに、必要に応じて規制緩和を実施すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●		●		新過疎法（過疎債・補助金等適正化法の特例）
関係省庁	総務省				
参 考					

県内主要工業団地の状況

事業主体	工業団地名称	所在地	総面積 (ha)		
				分譲可能面積(率)	
島根県	ソフトビジネスパーク島根	松江市北陵町	78.2	20.8	(26.6%)
	石見臨空ファクトリーパーク	益田市虫追町	68.2	30.5	(44.7%)
	江津工業団地	江津市松川町	73.8	7.8	(10.6%)
	江島工業団地	松江市八束町江島	34.6	3.7	(10.7%)
松江市	松江湖南テクノパーク	松江市乃木福富町・玉湯町	12.8	1.8	(14.1%)
	朝日ヒルズ工業団地	松江市東長江町	15.8	4.3	(27.2%)
その他	出雲長浜中核工業団地	出雲市長浜町	81.3	2.4	(3.0%)
出雲市	出雲市東部工業団地	出雲市小境町	11.2	3.2	(28.6%)
斐川町	斐川中央工業団地	簸川郡斐川町直江	33.7	22.4	(66.5%)
大田市	波根地区工業団地	大田市波根町	17.6	6.7	(38.1%)
その他	意宇ランドパーク	八束郡東出雲町出雲郷	18.0	8.5	(47.2%)
吉賀町	広石工業団地	鹿足郡吉賀町広石	0.5	0.5	(100.0%)
	合計		445.7	112.6	(25.3%)

(6) 森林及び里山地域保全対策

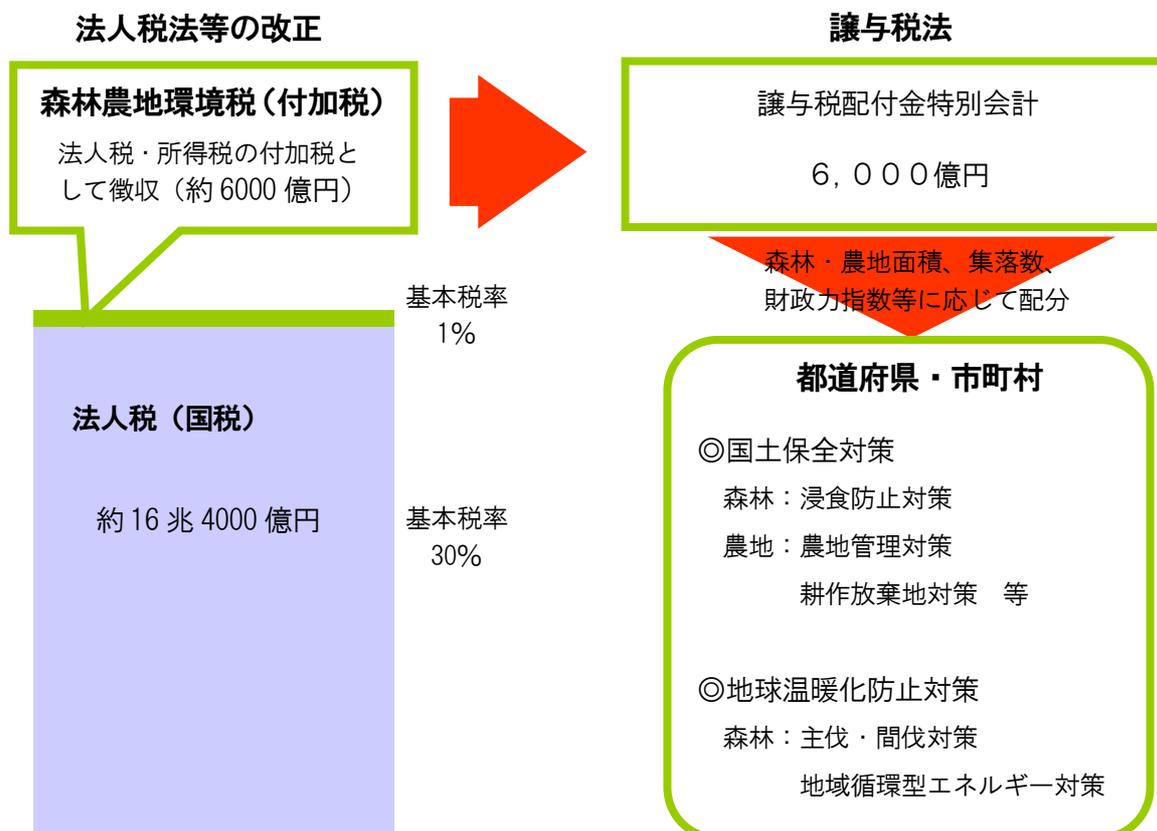
提言 7

- ◎ 森林及び里山地域の有する水資源かん養、二酸化炭素吸収、国土保全、国民の癒しと健康づくりの場、多様な動植物の生息地など機能・効用に着目し、その評価額を基礎とした森林及び里山保全管理財源を確保するための制度を創設すること。
- ◎ 企業が社会的責任から森林整備を進めるための税制上の優遇措置（森林整備の支援費用の損金算入など）を創設すること。

提言の理由

- 森林及び里山地域が有する公益的機能は、山村における草刈り、間伐、清掃、担い手対策、路網整備など地域活動により維持されているが、現在、これら森林の機能・効用を適正に評価し、その付加価値額に見合う十分な財源措置がなされていない。
- また、京都議定書による日本の温室効果ガス削減目標6%のうち、3.8%は森林の吸収によるが、現在目標の達成は困難な見通しであり、達成するためには現在を上回る間伐・造林事業の実施が求められる。
- さらに、これまで森林管理及び里山保全活動は、森林組合のほか、自治会、NPO、ボランティア等が担ってきたが、高齢化等により活動が困難となりつつあり、企業やU・Iターン者、都市住民など多様な主体の参画を得ることが必要である。
- 特に、社会貢献の観点から企業が実施する様々な森林整備活動を促進するための支援措置が必要である。

森林農地環境税による譲与税のスキーム



具体的な提案

① 国税への付加税として森林農地環境税の導入と新たな譲与税制度の創設

森林・里山地域の有する公益的機能を維持するために必要な維持管理費用に対する財源措置のため、森林農地環境税を導入し、森林・農地の面積等に応じて配分する新たな譲与税制度を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正				●	所得税法・法人税法（森林農地環境税）
制度創設				●	新法（譲与税の創設）
関係省庁	財務省・総務省				
参考	【島根県】「水と緑の森づくり税」 (県民税均等割の超過課税 期間：H17～H21 税込規模：約2.1億円)				

② 企業が社会貢献の観点から実施する森林整備活動に対する税制上の優遇措置の充実

企業が社会貢献の観点から実施する新植、草刈等の森林整備に要する経費については損金扱いとするなど税制上の措置を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正		●			所得税法・法人税法（損金対象）
制度創設					
関係省庁	財務省・農林水産省				
参考					

<里山保全活動の様子>



(7) 森林資源を活用した産業・雇用対策

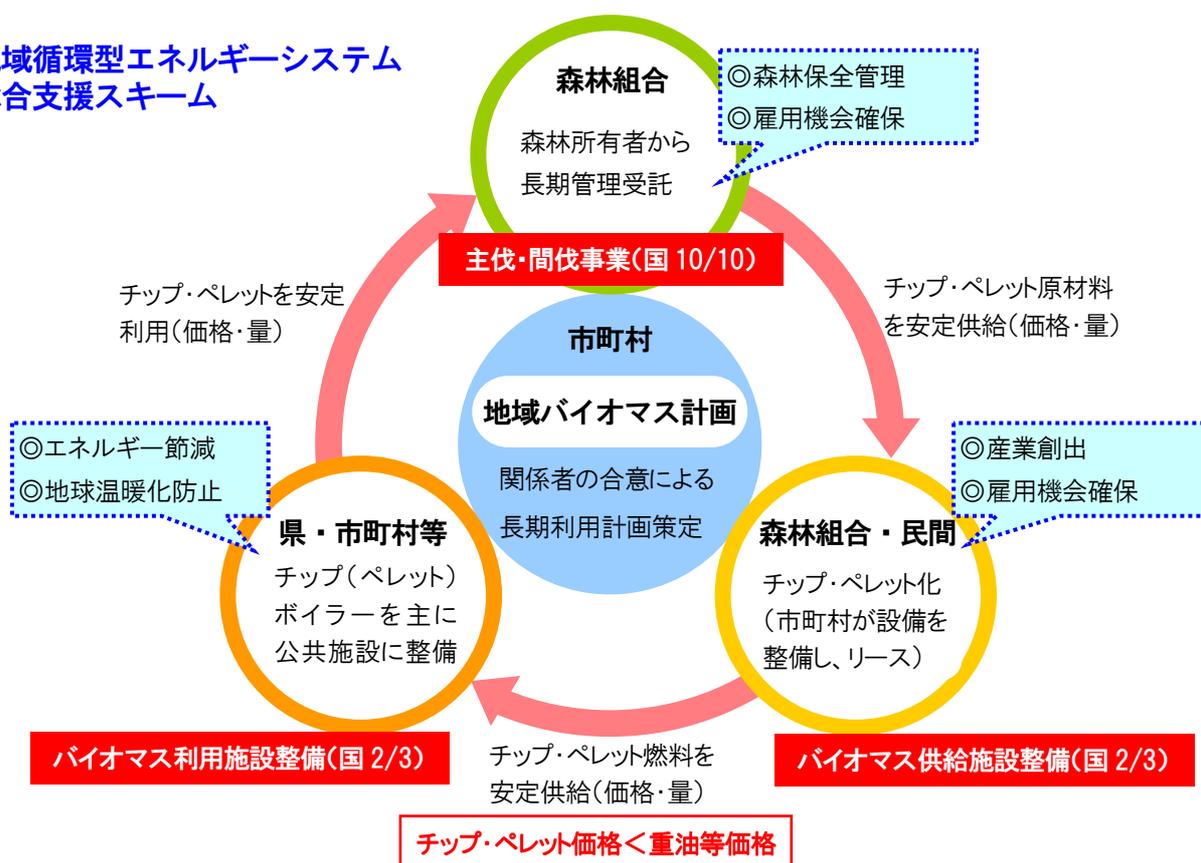
提言 8

- ◎ 地球温暖化防止対策の推進と過疎地域における産業、雇用の創出につながる森林資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築に対する総合的な助成制度を創設すること。

提言の理由

- かつて、木材と木炭を主要なエネルギー源として利用していた時代には、森林資源を活用しながら、森林再生を行うという地域循環型システムが存在していた。
- しかし、石油がエネルギーとして代替以降、木材価格の低迷と賃金の上昇により間伐等の適正な森林管理がなされず、過疎地域の森林は荒廃し、膨大な森林資源が未利用のまま在庫状態となっている。
- また、間伐・造林事業の実施がなされないため、森林の吸収量が低下し、我が国が京都議定書で定めた温室効果ガスの削減目標を達成することも困難な見通しとなっている。
- このため、国において国産材の需要拡大と価格安定を図る施策を講じ、間伐等の事業量を増大し、その残材部分は、チップやペレットなどのバイオマス燃料として、過疎地域の公共施設などで熱源として利用できれば、過疎地域における安定的なエネルギー対策としてばかりでなく、産業振興や雇用機会の創出、地球温暖化防止対策にもつながる効果的な施策となる。
- このような、過疎地域ならではの地域循環型エネルギーシステムを構築するためには、森林所有者と森林組合、市町村等地域の関係者が合意形成を行い、中長期的な視点にたって、計画を策定し、林業従事者の育成や森林の主伐・間伐、製材からチップ化、エネルギー利用までの一連の取組を継続的に実施するための省庁横断的な総合的な助成制度を創設することが必要である。

地域循環型エネルギーシステム 総合支援スキーム



具体的な提案

①主伐・間伐等の事業促進と所有者負担の軽減（総合交付金）

市町村による地域バイオマス計画に従って、森林組合が国10/10の負担により、主伐・間伐事業及び木材の価格補償を計画的に行うための省庁横断的な総合交付金制度を創設し、森林農地環境税の一部を財源充当すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	農林水産省・環境省				
参 考	【農林水産省】森林環境保全整備事業（国5/10 県2/10 所有者3/10）				

②バイオマス供給施設整備に対する助成制度の創設（総合交付金）

木材のチップ・ペレット化を行う施設整備は多額の負担を伴うことから当面は市町村が整備し、リースすることを想定し、国の負担を2/3とし、地方負担部分には過疎債を充当すること（①総合交付金関係）

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	農林水産省・環境省				
参 考	【農林水産省】強い林業・木材産業づくり交付金（国5/10 事業者5/10）				

③バイオマス利用施設整備に対する助成制度の創設（総合交付金）

市町村等が公共施設等にチップ（ペレット）ボイラーを整備することは多額の負担を伴うことから、国の負担を2/3とし、地方負担部分には過疎債を充当すること（①総合交付金関係）。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	農林水産省・環境省				
参 考	【農林水産省】強い林業・木材産業づくり交付金（国5/10 事業者5/10）				

3 生活交通の確保

(1) 自治会等による輸送活動の支援

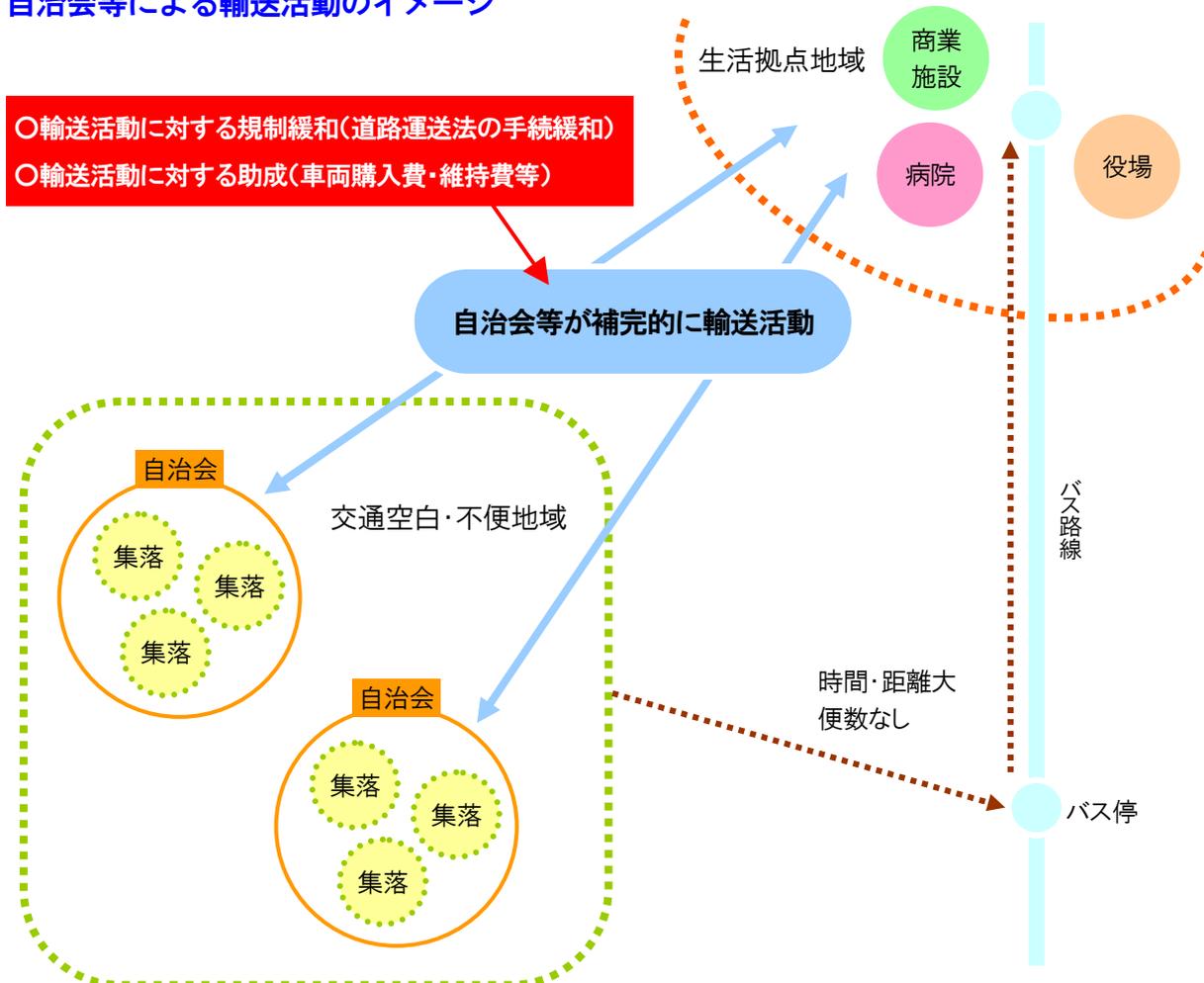
提言 9

◎ 過疎地域の民間バス事業者の撤退等により、交通空白地域・不便地域となった地域において、自治会等が生活支援のための輸送活動を柔軟に行えるよう、道路運送法の規定を改正するとともに、助成制度を創設すること。

提言の理由

- 人口減少による利用者減に伴い、過疎地域の民間バス事業者が撤退した場合、市町村が代替バスを運行することで、生活交通を維持してきたが、厳しい財政状況により、市町村による代替バスも廃止を余儀なくされ、交通空白地域・不便地域が発生している。
- この交通空白地域・不便地域への対応については、自動車の運転ができない高齢者等が過疎地域に点在して生活している実態があることから、デマンド型交通など新たなシステムの導入や地域の相互扶助的な考えから、自治会やNPO等による補完的な輸送活動が可能となるしくみが求められている。
- しかし、現行の道路運送法では、自治会による輸送が認められておらず、また、運営協議会の合意が要件とされているなど手続上、緩和すべき事項がある。

自治会等による輸送活動のイメージ



具体的な提案

①交通空白地域・不便地域における輸送活動に対する規制緩和

自治会等による過疎地有償輸送の実施を可能にするとともに、市町村が地域の交通事情を勘案して必要と判断する場合には、現行法で定められている運営協議会での合意を不要とするなど手続を緩和するため、道路運送法を改正すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正			●		道路運送法（要件の緩和）
制度創設					
関係省庁	国土交通省				
参 考					

②交通空白地域・不便地域における輸送活動に対する過疎債等による支援

市町村が過疎債等により基金を設置し、自治会等による事業の促進を図るため、車両購入、安全運転講習会参加費などに対して助成すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）等
関係省庁	総務省				
参 考					

(2) 離島航路維持対策

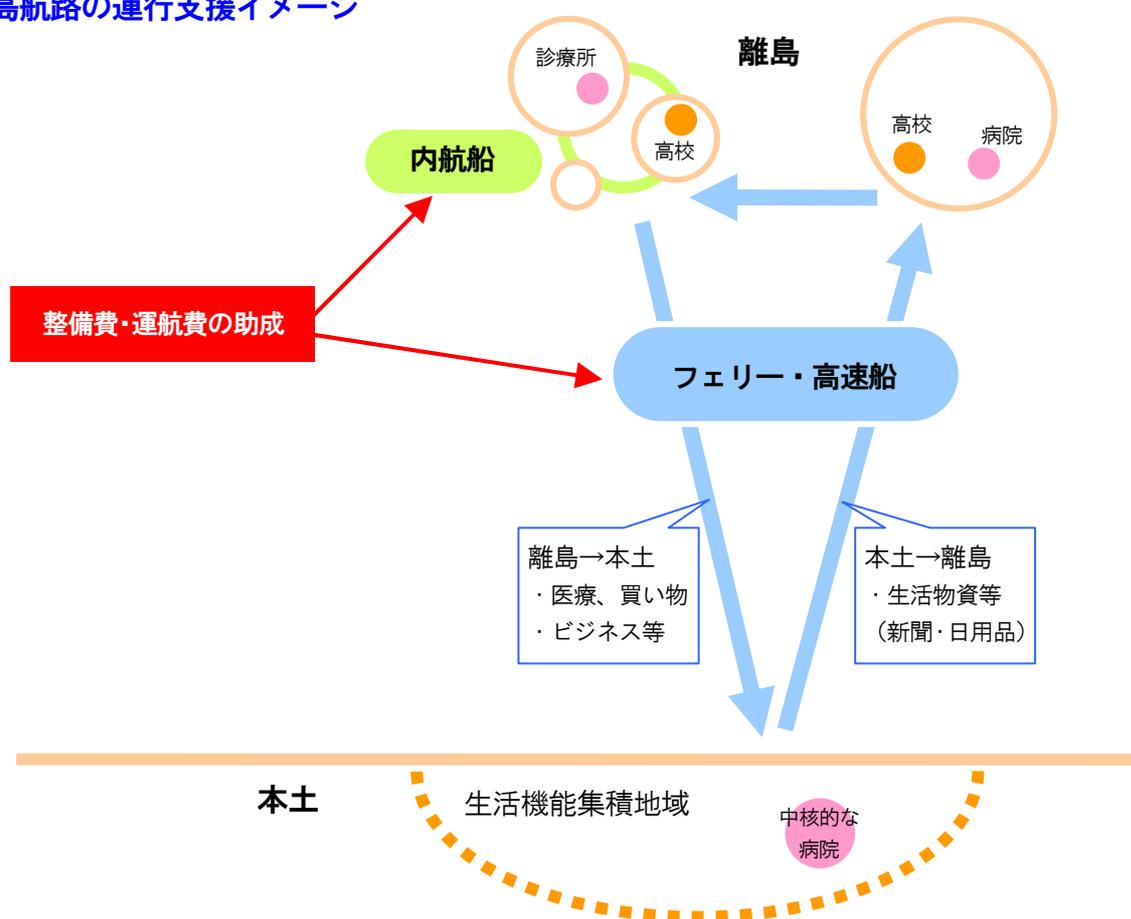
提言10

- ◎ 離島と本土を結ぶ航路は、島民にとって道路と同様の役割を果たしており、生活交通として必要であるが、離島の特殊性から領土・領海の維持や国民保護の観点からも重要であり、船舶の整備・運航に対する国の助成制度を創設すること。
- ◎ また、離島間の内航船は、過疎バスと同様に、生活交通の役割が大きいことから、国の助成制度を創設すること。

提言の理由

- 離島と本土間の航路は、本土における道路と実施的に同様の役割を果たしており、島民の日常生活の維持・地域振興の観点から必要なばかりでなく、有事における住民の緊急避難手段を確保するという観点からも必要不可欠なものである。
- しかし、現行の国の助成制度は、船舶整備費については、バリアフリー化に対するものに限られ、運航費については、全国標準単価による助成であり、利用者が減少する過疎地域の実情や取組状況が制度に反映されていない。また、遠距離にある離島の移動時間短縮に効果がある超高速船は助成の対象とされていない。
- 現状のままでは、人口減少の進む過疎地域においては、航路の維持が厳しい見通しである。
- このため、過疎地域の実情に対応して、国の責任において、必要最低限度の船舶の整備費と運航費に対する助成制度を創設することが必要である。
- また、内航船の整備は、過疎バスと同様に、離島生活維持にとって重要な課題であり、国の助成制度を創設し、地方負担部分には過疎債を充当することが必要である。

離島航路の運行支援イメージ



具体的な提案

①離島航路における船舶の整備・運航に対する国の助成制度創設

離島航路は生活維持のほか、領土・領海の維持や国民保護の観点からも重要であることから、必要最低限度の船舶の整備費と運航費に対して、過疎地域の実態に即した国の助成制度（国2／3）を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	国土交通省				
参 考	【国土交通省】バリアフリー化建造費補助（国1／2） 離島航路補助（標準的な経費単価等に基づき欠損額を算定して補助）				

②内航船の整備に対する国の助成制度創設

離島間を結ぶ内航船の整備に対して国が助成制度（国2／3）を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	国土交通省				
参 考	【現行過疎法】渡船施設は過疎債対象				

③離島航路における船舶の整備・運航に対する過疎債充当

上記①②の地方負担部分に過疎債を充当すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】渡船施設は過疎債対象だが、法人に対する補助は対象外 運航費は過疎債対象外				

(3) 過疎対策事業として、広域的機能連携に必要な国道・県道整備

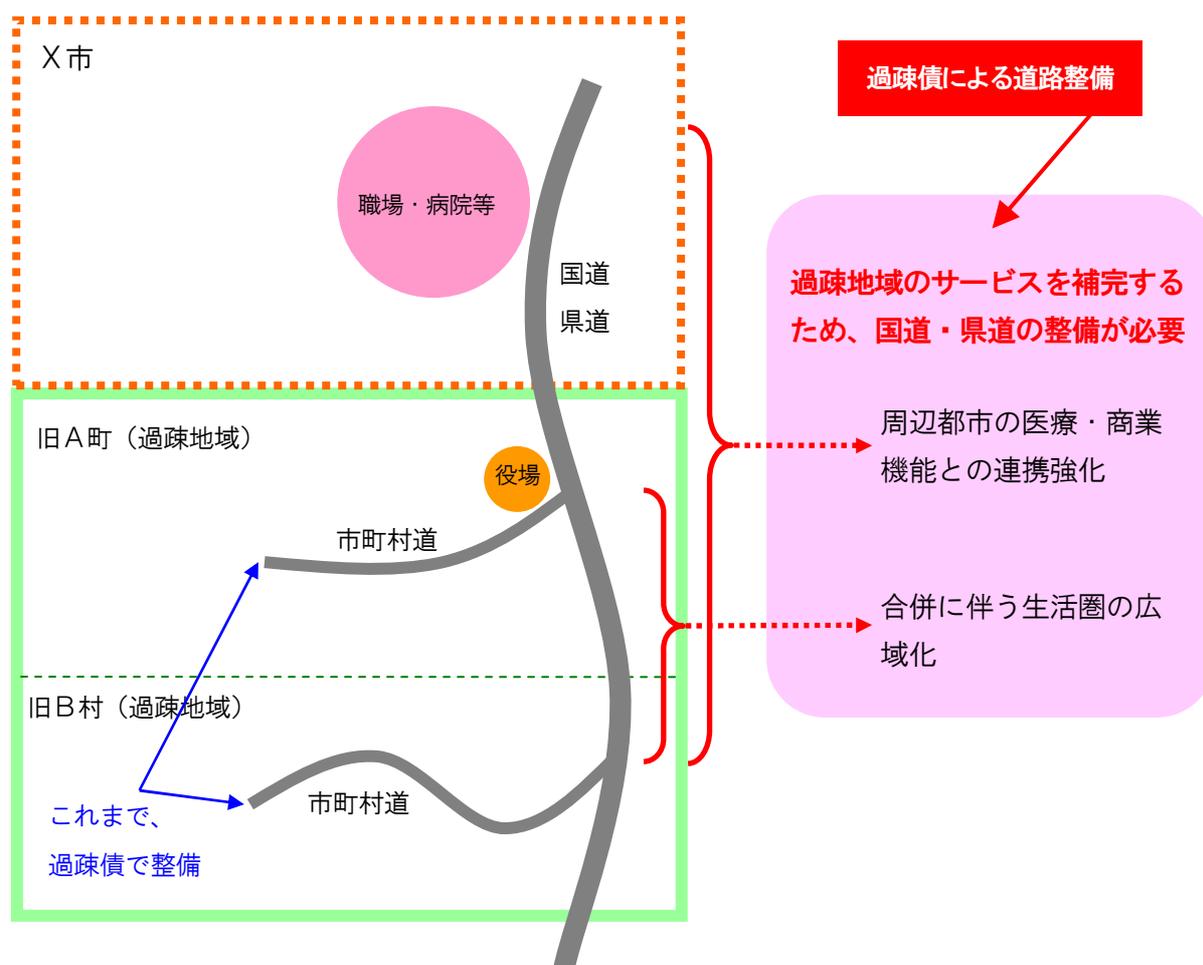
提言 1 1

◎ 過疎地域の一体性、広域的な機能連携を図る観点から、国道・県道についても、過疎債の対象事業とし、重点的な整備を促進すること。

提言の理由

- 市町村合併に伴い生活圏域が拡大するとともに、今後の過疎対策においては、地域生活を維持するため医療、福祉、教育、商業等の分野で周辺都市との広域的な機能連携を図ることが重要な課題となっている。
- これまでの過疎対策は市町村が事業主体ということを原則としており、市町村道を対象とするものであったが、新たな過疎対策では周辺市町村との広域的な機能連携を図るため、国道・県道の整備が必要であり、都道府県が過疎対策の事業主体としての役割を担わざるを得ない。

国・県道整備の必要性イメージ



具体的な提案

① 国道・県道の整備に対する過疎債充当

過疎地域の広域的機能連携を進めるために必要な国道・県道の整備を新たに過疎対策事業に含め、過疎債を充当すること。※国道＝県管理国道

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】市町村道は過疎債対象				

＜改良が遅れた県道の例＞



（一般県道）掛合大東線 雲南市三刀屋町



（一般県道）三刀屋佐田線 雲南市三刀屋町乙加宮

4 情報基盤の確保

(1) 過疎地域における光ファイバー網の緊急整備

提言 1 2

◎ 過疎地域の産業振興や生活支援機能の維持向上を図るため、光ファイバー網を緊急に整備し、維持管理費を含めた不採算部分については負担軽減を図るなど国の助成制度を充実強化すること。

提言の理由

- 過疎地域では、農協、商工会の撤退や郵政民営化などにより主要な機関がなくなり、医療、福祉、商業などの分野で地域の生活機能が低下している。
- また、合併による広域化により、きめ細かいサービスを提供することも難しくなりつつあるため、情報システムを活用してサービスを補完することが必要となっている。
- 過疎地域の産業振興を進めるうえでも、情報基盤整備は基礎的な条件整備である。
- 現在、市町村による光ファイバー整備のための財政措置はあるが、市町村の財政状況も厳しいことから市町村の事業を促進するとともに、不採算な過疎地域にあっても民間事業者による整備が緊急に進むよう、支援策の充実強化が必要である。
- 施設維持管理費についても料金回収が基本だが、地域の実情によっては、地方交付税措置による支援が必要である。

事業名	地域情報通信基盤整備推進交付金 地域イントラネット基盤施設整備	ブロードバンド・ゼロ地域解消事業								
対象地域	過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯									
整備主体	市町村	電気通信事業者								
対象施設	センター施設、送受信装置、伝送路等									
標準負担割合	<table border="1"> <tr> <th>【現行】</th> <th>【改正】</th> </tr> <tr> <td> <p>国 1/3</p> <p>市町村 2/3 (過疎債対象)</p> </td> <td> <p>国 2/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">補助率拡大</p>	【現行】	【改正】	<p>国 1/3</p> <p>市町村 2/3 (過疎債対象)</p>	<p>国 2/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p>	<table border="1"> <tr> <th>【現行】</th> <th>【改正】</th> </tr> <tr> <td> <p>市町村 1/2 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/2</p> </td> <td> <p>国 1/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/3</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">国負担導入</p>	【現行】	【改正】	<p>市町村 1/2 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/2</p>	<p>国 1/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/3</p>
【現行】	【改正】									
<p>国 1/3</p> <p>市町村 2/3 (過疎債対象)</p>	<p>国 2/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p>									
【現行】	【改正】									
<p>市町村 1/2 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/2</p>	<p>国 1/3</p> <p>市町村 1/3 (過疎債対象)</p> <p>事業者 1/3</p>									

具体的な提案

①市町村による光ファイバー網整備に対する国助成制度の拡充

市町村が光ファイバー網を整備する場合の国の補助率を上げること。(国1/2→2/3)

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				地域情報通信基盤整備推進交付金・地域イントラネット基盤施設整備事業
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】地方単独部分は過疎債の対象				

②民間事業者による光ファイバー整備に対する財政支援の充実

民間事業者が整備する場合(市町村1/2=過疎債対象、事業者負担1/2)について、国1/3の負担を新たに導入し、市町村・民間事業者の負担を軽減すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				ブロードバンド・ゼロ地域解消事業
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考					

③光ファイバー網の維持管理経費の負担軽減

光ファイバー網の維持管理経費については、利用料による負担が原則だが、地域の実情に応じて地方交付税措置を行うこと。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				地方交付税法(普通交付税)
関係省庁	総務省				
参 考					

(2) 携帯電話の不感地域解消対策

提言 13

◎ 携帯電話の不感地域のうち、山間地域で、採算性の観点から民間事業者による整備が見込まれない地域は、災害時の孤立防止対策として、行政の負担により、整備が進むよう制度を充実強化すること。

提言の理由

- 携帯電話の不感地域は、山間地域に多数存在するが、災害時の孤立防止対策として携帯電話の活用が有効であることから、早急に解消対策を進める必要がある。
- 現行制度では、民間事業者の移動通信用鉄塔整備に対しての助成事業があるが、事業者の負担部分があるため、不採算な山間地域では民間事業者の合意が得られず、整備が進んでいない実態がある。
- このため、民間事業者による事業採算性が見込まれない地域については、行政の負担により整備を進めるなど制度を充実強化する必要がある。

	補助事業	単独事業														
対象地域	過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯															
事業主体	市町村															
対象施設	移動通信用鉄塔施設（局舎、鉄塔、無線設備等）															
標準負担割合	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>1/5</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>3/10</td></tr> <tr><td>(民間事業者)</td><td>1/6</td></tr> </table>	国	1/2	都道府県	1/5	市町村	3/10	(民間事業者)	1/6	<table border="1"> <tr><td>都道府県</td><td>7/16</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>7/16</td></tr> <tr><td>(民間事業者)</td><td>1/8</td></tr> </table>	都道府県	7/16	市町村	7/16	(民間事業者)	1/8
国	1/2															
都道府県	1/5															
市町村	3/10															
(民間事業者)	1/6															
都道府県	7/16															
市町村	7/16															
(民間事業者)	1/8															
採択基準 (実施基準)	1鉄塔当たり30,000千円	携帯電話加入見込者数が原則として200人以下となる地域														

【改正内容】
事業者の採算性が見込まれない地域については、市町村で負担

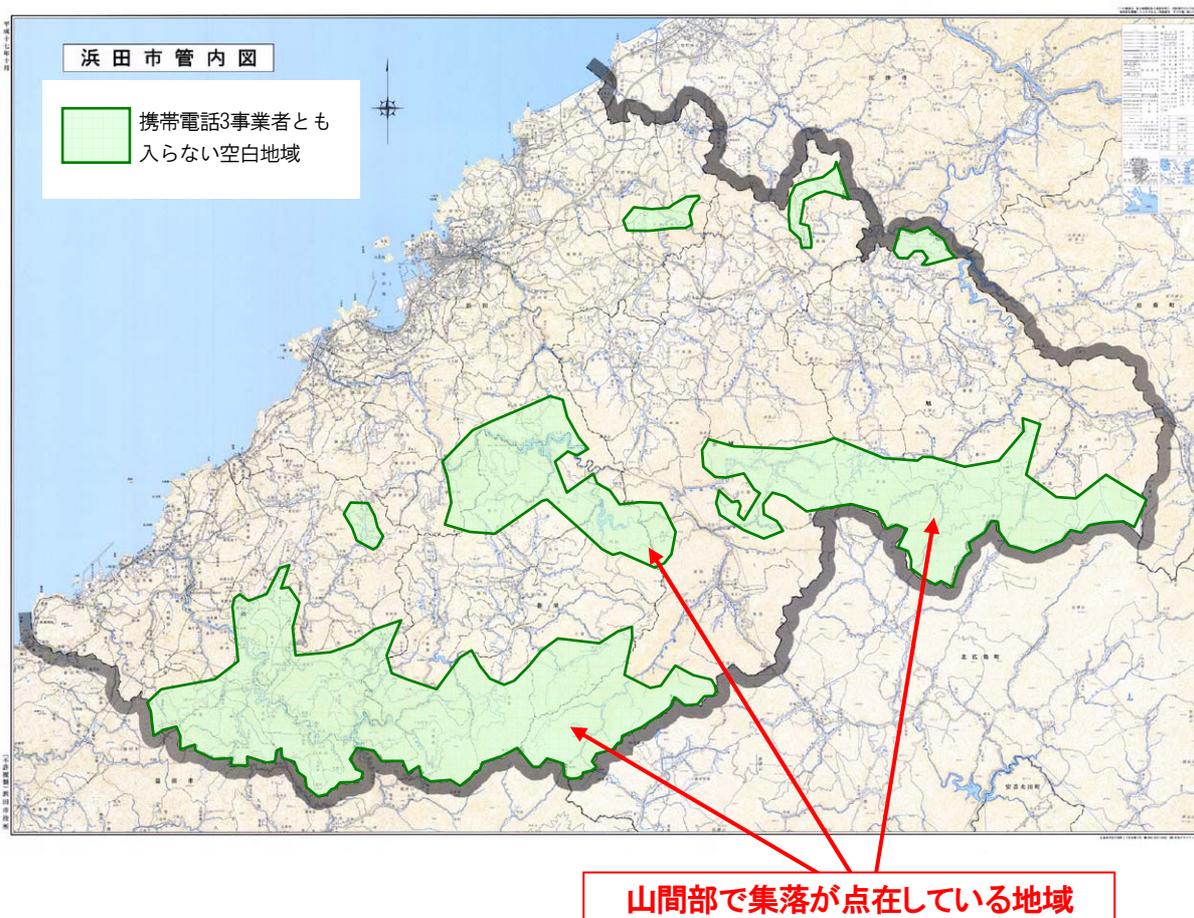
具体的な提案

①移動通信用鉄塔整備に対する財政支援の充実

過疎地域のうち、一定の基準を満たす地域について、災害時の孤立防止対策として、移動通信用鉄塔の整備を市町村が行う場合には、民間事業者負担部分を市町村負担として、過疎債の対象事業とすること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				移動通信用鉄塔施設整備事業
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考					

浜田市の携帯電話不感地域の状況(H19年1月浜田市調査)



5 医療体制の確保

(1) 診療支援ネットワークによる離島・山間地域の医療支援

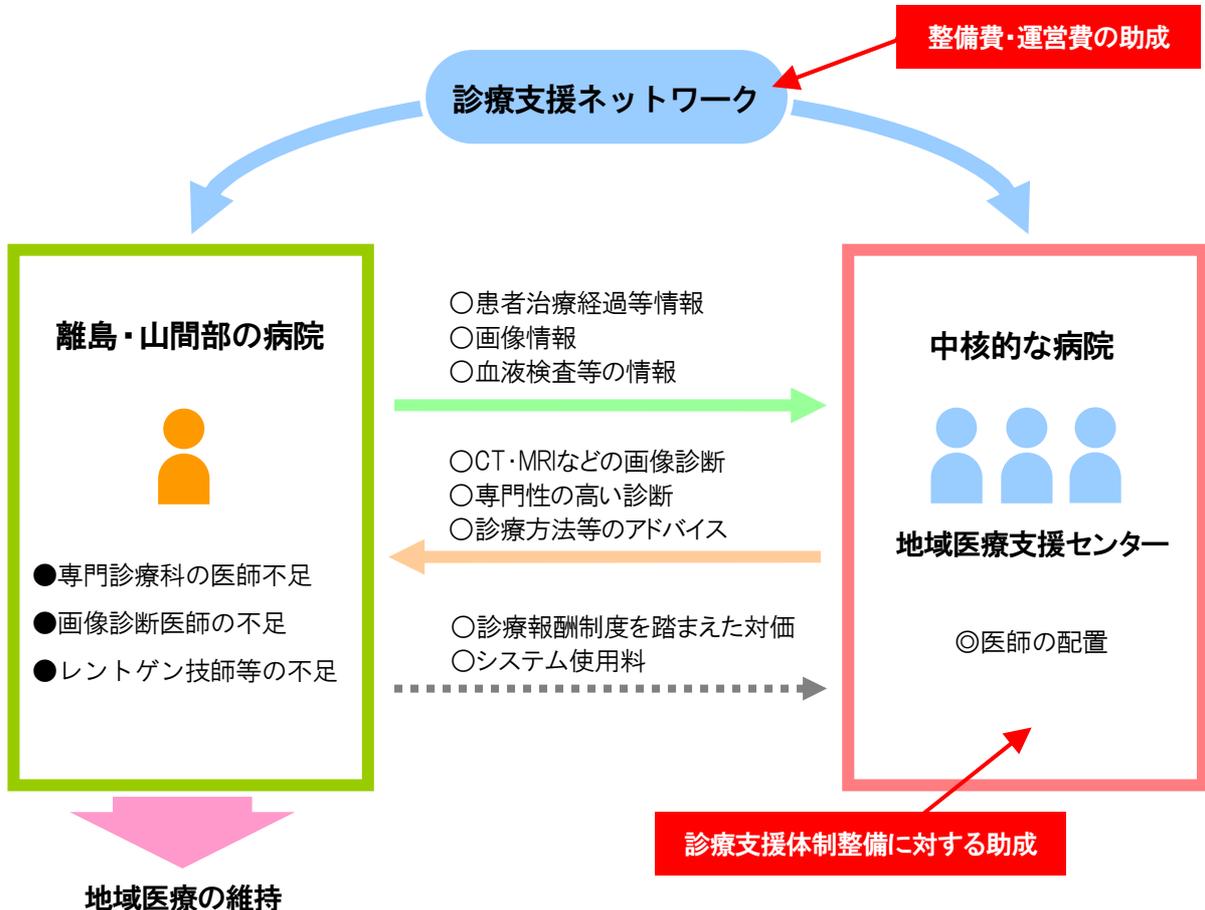
提言14

◎ 医師不足により診療機能が低下している離島・山間地域の診療支援を行うため、中核的な病院を中心とする診療支援ネットワークを構築し、画像診断などの診療支援を行えるよう、国の助成制度を創設すること。

提言の理由

- 離島・山間地域の病院では、医師不足が著しく、産科、小児科以外の診療科についても、診療に支障が生じている状況にある。
- 地方における医師不足を解消するためには、国の責任において医師法などの抜本的な見直しが必要であるが、当面は現状の医療提供体制を維持するための対策を講じざるを得ない。
- 山間地域の病院は、中核的な病院からの医師派遣も迅速に対応できないことから、情報システムを活用して、中核的な病院と離島・山間部の病院との診療支援ネットワークを整備し、CT、MRIなどの画像診断や専門性の高い診断、治療方法等のアドバイスなどができれば、有効な診療支援策となる。
- この対策は、広域的機能連携対策として、県がシステムを整備・運用することが効果的である。

診療支援ネットワークの活用イメージ



具体的な提案

①診療支援ネットワーク及び中核的な病院での支援体制整備に対する国の助成制度創設

中核的な病院と山間地域の病院との診療支援ネットワークを整備するシステム開発費及び中核的な病院側での医師配置等支援体制整備に対する国の助成制度（国2/3）を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省・厚生労働省				
参考					

②診療支援ネットワーク整備に対する過疎債充当

上記①のネットワーク整備費に係る地方負担部分に対して、県が過疎債を充当できるようにすること。

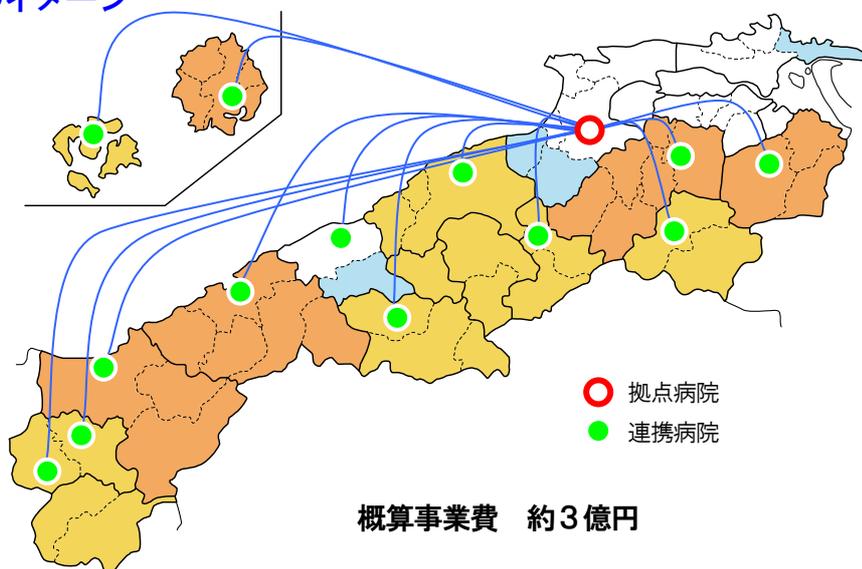
	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参考	【現行過疎法】不採算地区病院や診療所の診療施設は市町村が過疎債対象				

③システム運用経費に対する財政支援

システム運用経費は病院負担を基本とするが、不採算な部分については地方交付税により措置すること。（診療支援に対する対価は、診療報酬制度を踏まえ山間地域の病院が中核的な病院に対して負担）

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				地方交付税法（普通交付税）
制度創設					
関係省庁	総務省				
参考					

診療支援ネットワークのイメージ



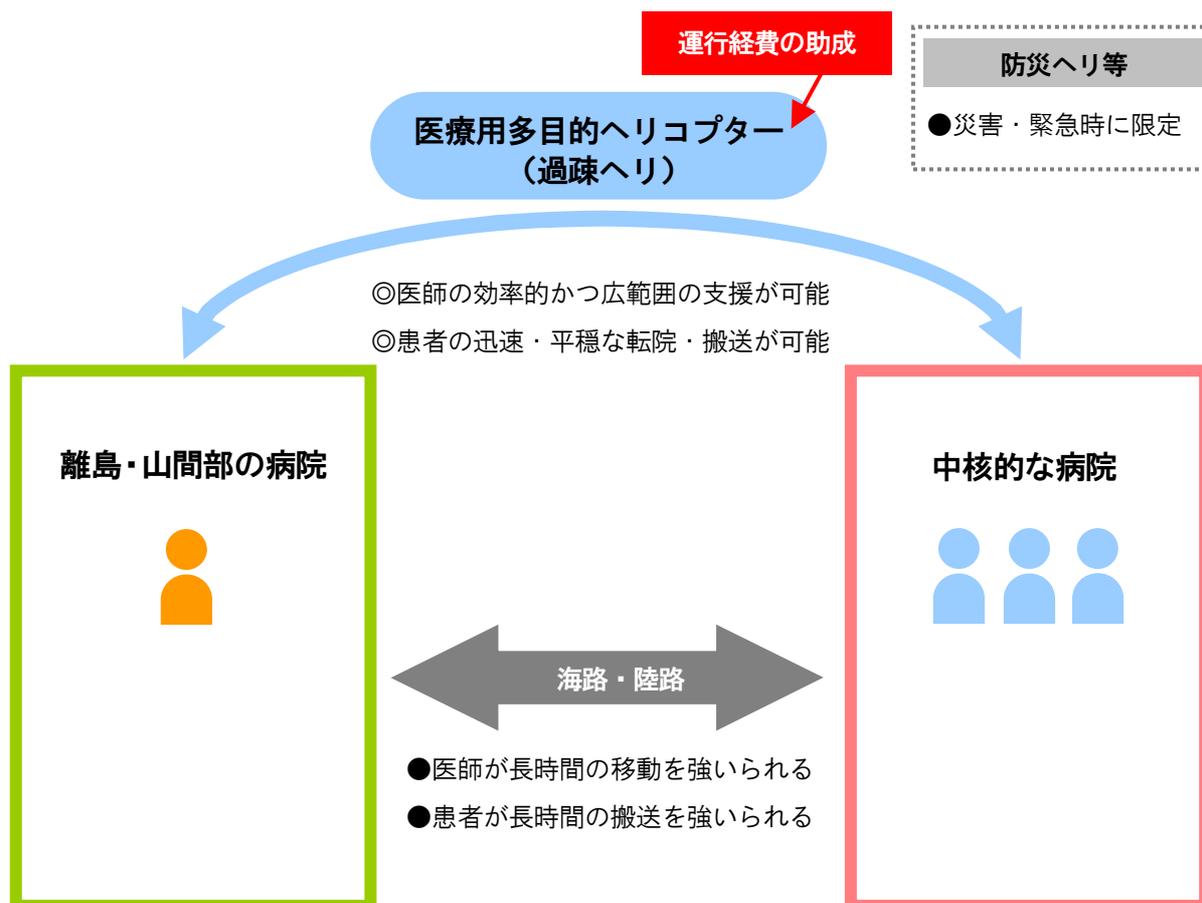
(2) 医療用多目的ヘリコプター（過疎ヘリ）の整備と広域的な医療支援 提言15

◎ 過疎地域における医療提供体制を維持するため、救急医療に限らず、通常の診療においてもヘリコプターを活用し、迅速に医師派遣や患者搬送等の医療連携を行えるよう、国の財政支援制度を創設すること。

提言の理由

- 過疎地域の医師不足をすみやかに解消する目途はたっており、広範囲な圏域での医療資源の効率的な活用、医療機関相互の連携を図ることが重要な課題である。
- この解消のためには、ヘリコプターを利用して中核的な病院から専門医などが短時間で移動し、診療に当たることができるなどの条件の整備が必要である。
- また、急性期を脱し回復期にある患者が、自宅近くの医療機関に転院する場合にも、長時間の搬送が負担になるため、ヘリコプターにより搬送できれば有効な手段となる。
- 現在、防災ヘリ等は、救命救急医療に限定した利用となっていることから、過疎地域を対象としたヘリコプターの多目的な活用を図るためには、新たな支援制度を創設することが必要である。

過疎ヘリの活用イメージ



具体的な提案

①ヘリコプターの多目的活用に対する国の助成制度創設

過疎地域で主に医療を対象としたヘリコプターの多目的な活用を図ることについて、新たに国の助成制度（国2／3）を創設すること。

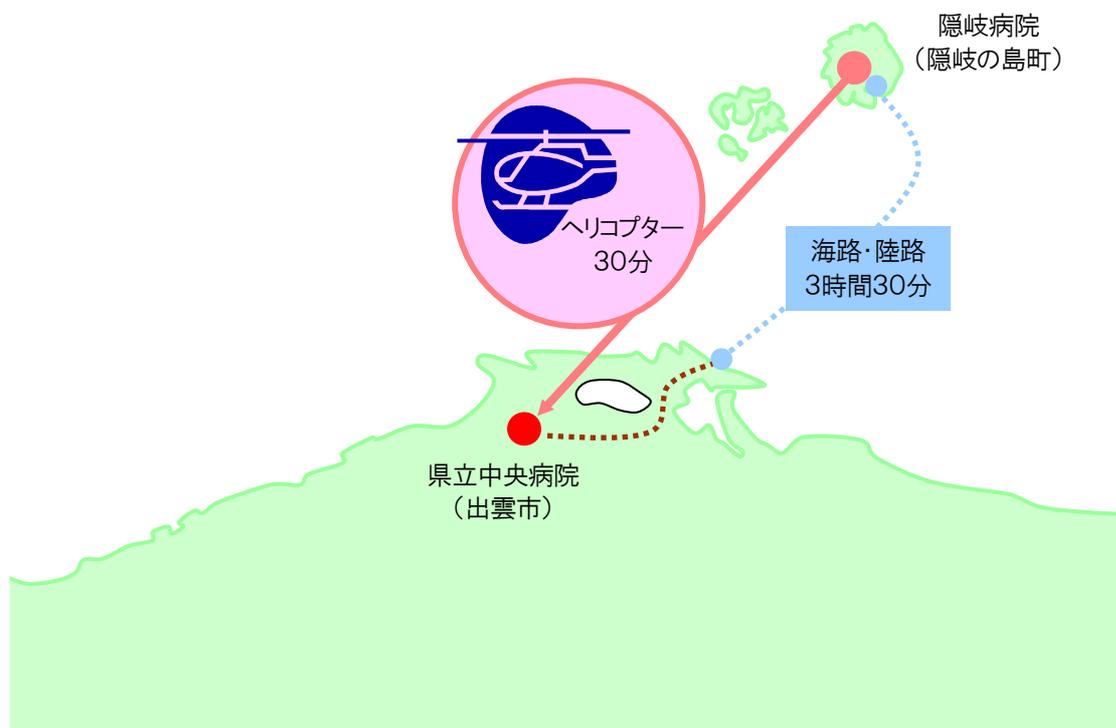
	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省・厚生労働省				
参 考	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法				

②ヘリコプターの運航経費に関する交付税措置

上記①の国の助成制度の地方負担部分について、地域の実情に応じて地方交付税により措置すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				地方交付税法（普通交付税）
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考					

過疎ヘリによる時間短縮のイメージ



(3) 通院支援のための患者搬送車等の整備

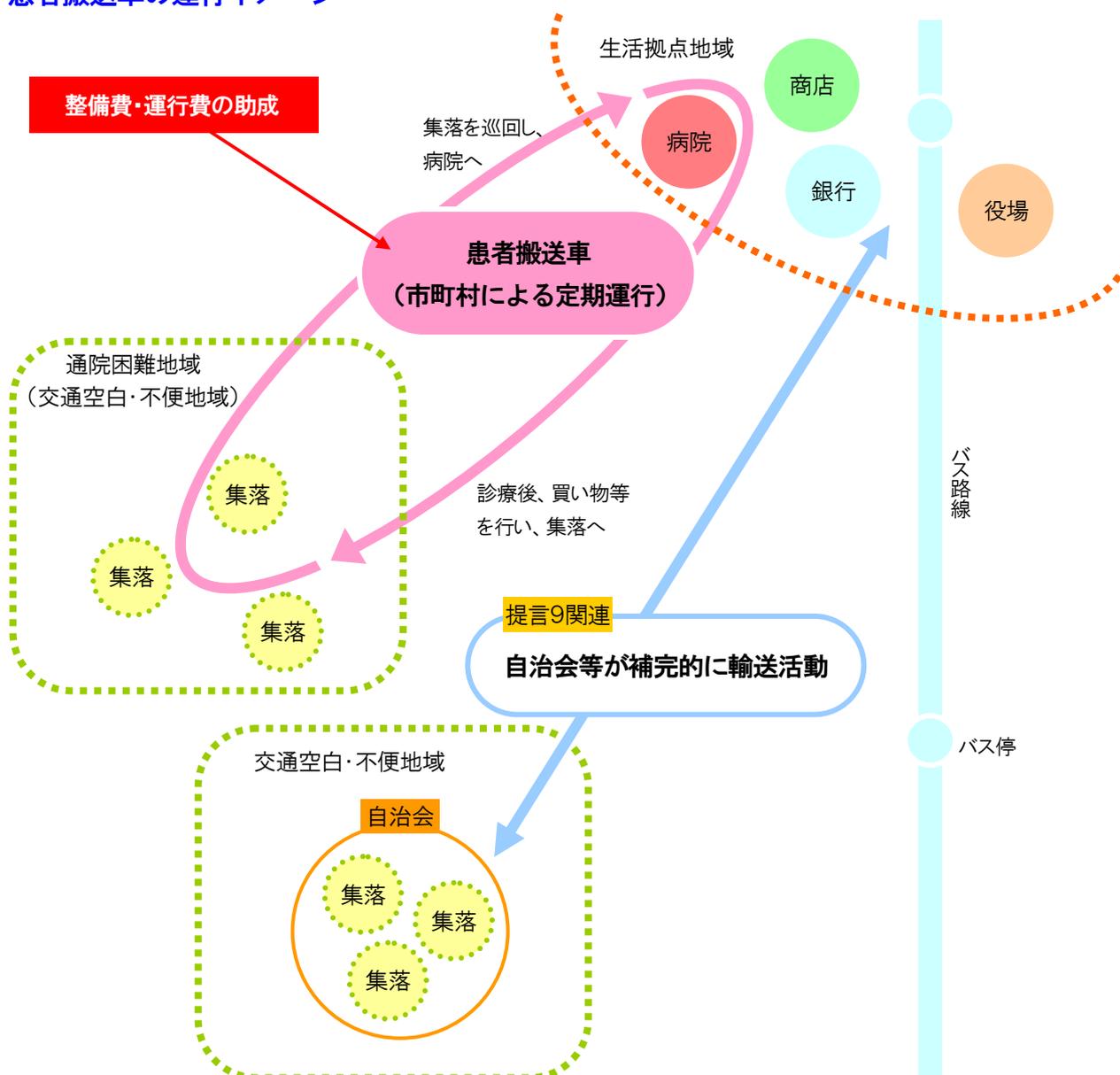
提言16

◎ 離島・山間地域では通院困難な高齢者等が多数存在することから、病院が予約患者を中心に送迎を行う患者搬送車（離島にあっては、患者搬送船）を整備できるように、制度を創設すること。

提言の理由

- 民間バス事業者の撤退、市町村による過疎バスの見直し等により通院に支障がある高齢者等が離島・山間地域に多数存在する。
- こうした地域について、通院のための交通対策として、患者搬送車（離島にあっては、患者搬送船）を整備し、予約患者を中心に病院に患者を送迎することも、有効な対策である。
- このため、今後、生活交通対策のひとつとして市町村が病院を中心とした患者搬送事業を実施できることが必要である。

患者搬送車の運行イメージ



具体的な提案

①患者搬送車等の整備に対する過疎債充当

市町村が患者搬送車（離島にあつては患者搬送船）の整備を生活交通対策の一環として、実施できるように、過疎債対象事業に追加すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】 不採算地区病院や診療所の診療施設は過疎債対象				

②患者搬送車等の運行（運航）経費に対する交付税措置

上記①の運行（運航）経費について、不採算となる部分については、地方交付税により措置すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				地方交付税法（特別交付税）
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考					

(4) 遠隔地病院での長期入院に対応した滞在施設整備

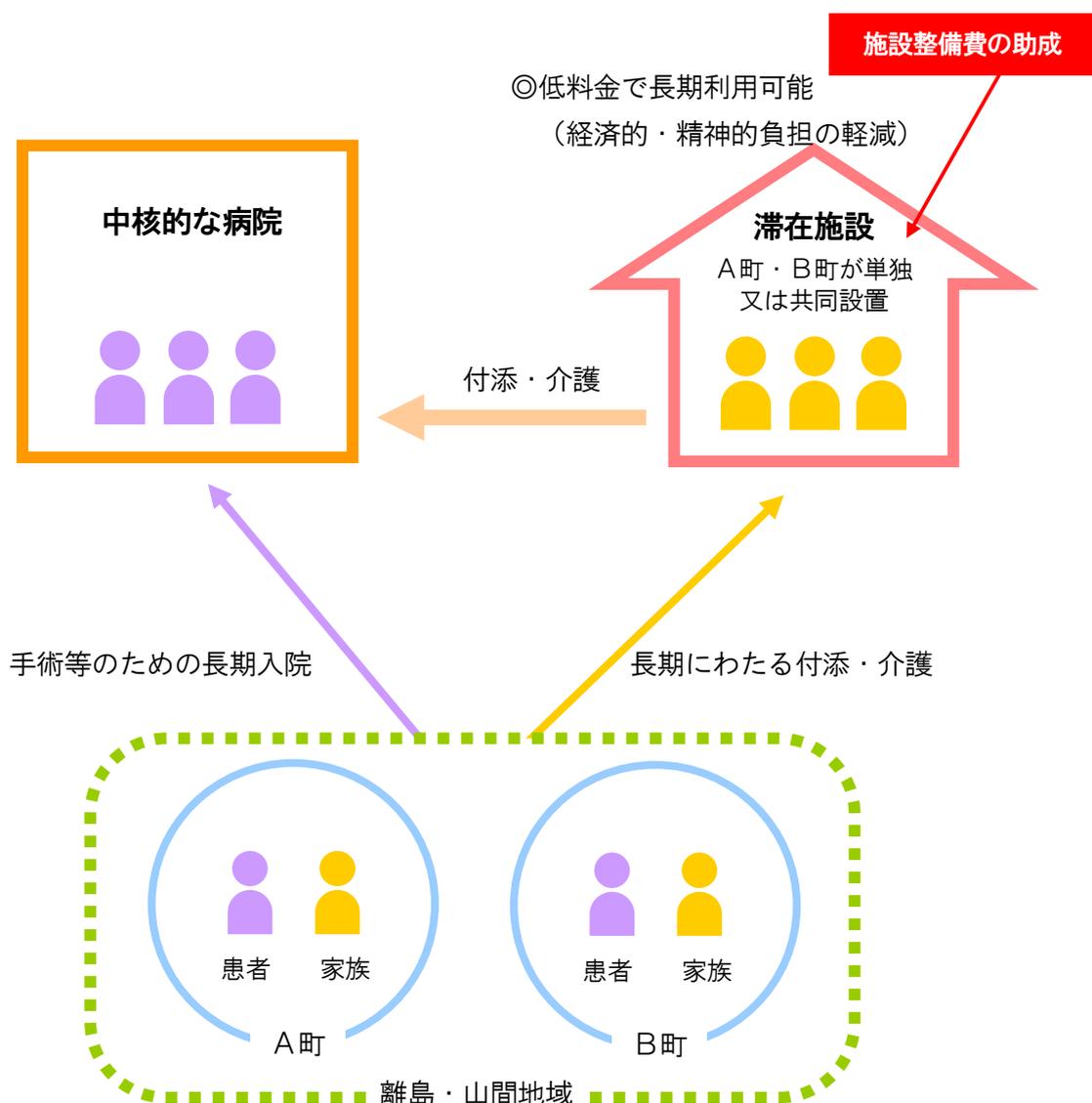
提言17

◎ 離島・山間地域から遠隔地の中核的な病院に長期入院する場合の家族の経済的負担等を軽減するため、中核的な病院の周辺に長期滞在施設を整備すること。

提言の理由

- 離島・山間地域の病院では、診療機能が低下し、遠隔地の中核的な病院に長期入院せざるをえないケースが多く、本人ばかりでなく、家族の付き添い等に伴う経済的・精神的負担が大きい。
- このため、中核的な病院への長期入院に対応して、市町村が単独又は共同して滞在施設を整備し、離島や山間地域の家族が低料金で利用できる環境整備を行うことが必要である。

長期滞在施設の活用イメージ



具体的な提案

①中核的な病院への長期入院に対応した滞在施設の整備に対する国の助成制度創設

離島・山間地域から遠隔地の中核的な病院への長期入院に対応して、市町村が単独又は共同して滞在施設を整備することに対する助成制度の創設（国2／3）すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省・厚生労働省				
参 考	【厚生労働省】離島等患者宿泊施設整備事業（国1／3）				

②中核的な病院への長期入院に対応した滞在施設の整備に対する過疎債充当

上記①の国助成の地方負担部分に、過疎債を充当すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】不採算地区病院や診療所の診療施設は過疎債対象				

6 新たな自治組織による生活支援

(1) 新たな自治組織による地域自治力を強化する取組支援

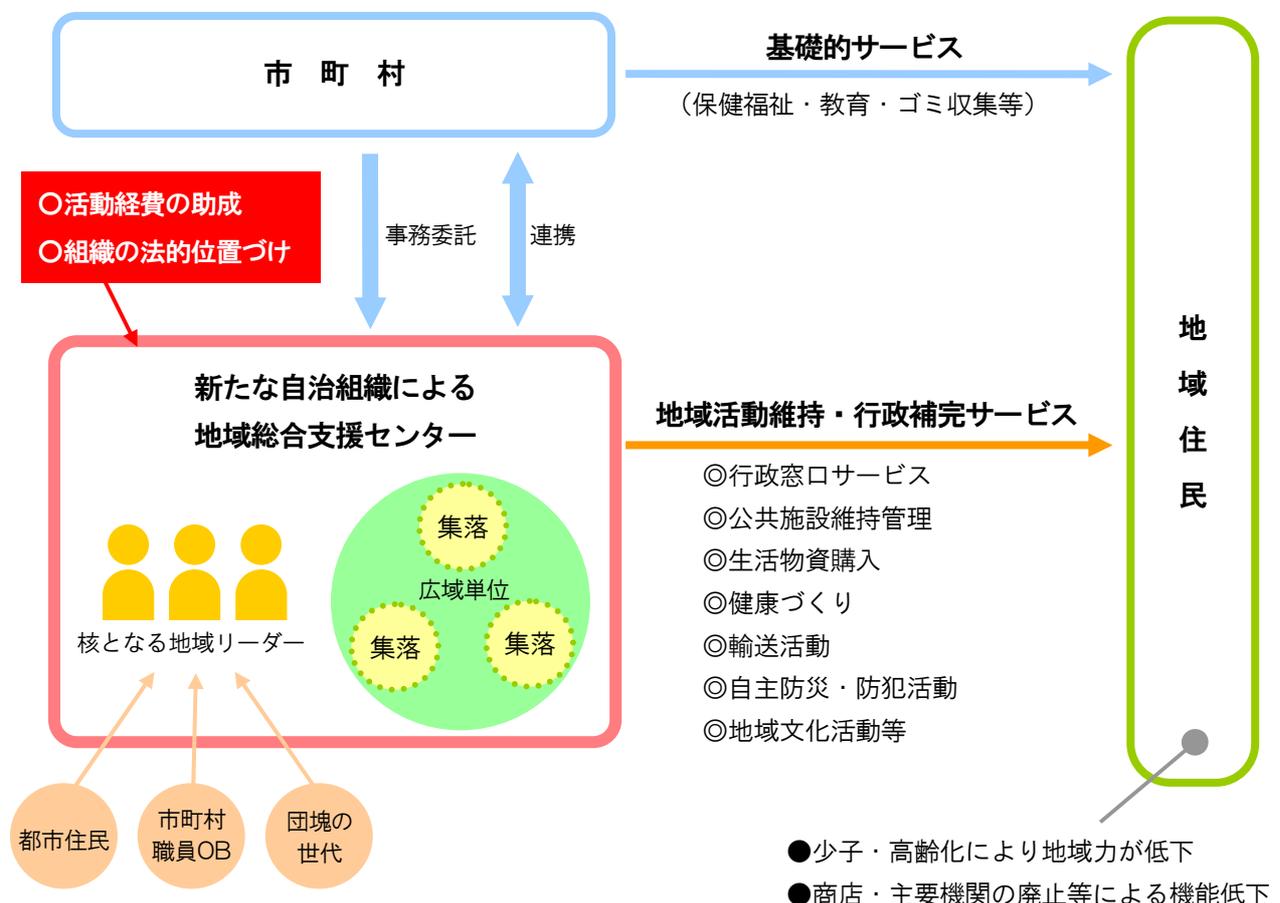
提言18

◎ 新たな自治組織が、公共施設管理、物資購入、健康づくり、輸送、自主防災・防犯、行政窓口サービスなど地域における総合センター的機能を担うための助成制度を創設すること。

提言の理由

- 山間地域では農協・漁協・商工会の合併、公的機関の統合等により、地域社会を支えてきた主な機関が廃止・縮小され、また、人口減少・高齢化の進行と相まって地域活動も低下し、社会的な機能が失われつつある。
- 生活交通、生活物資購入、地域文化活動など地域生活の各分野に影響が生じていることから、地域自らが相互扶助的な考え方から地域を再編し、新たな自治組織により地域生活を支えるためのしくみづくりが必要とされている。
- 新たな自治組織は、行政窓口サービス、道路・河川等公共施設維持管理、生活物資購入、健康づくり、輸送、自主防災・防犯活動、地域文化活動など総合的なセンター機能を担う活動が期待されている。
- 新たな自治組織が持続的かつ安定的に地域で活動するためには、その活動の位置づけを明確にし、活動経費について財源措置を行うことが必要である。

新たな自治組織のイメージ



具体的な提案

①新たな自治組織の活動経費に対する過疎債等による支援

市町村が過疎債等により基金を設置し、自治組織が活動するために必要な設備等のハード経費、研修活動を含めたソフト経費に対して助成すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）等
関係省庁	総務省				
参 考					

②新たな自治組織の組織・役割の明確化

地方自治法の「地域自治区」の考え方を一歩進めた新たな自治組織の位置づけについて、その組織と役割を明確化すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設				●	地方自治法（自治組織の規定）
関係省庁	総務省				
参 考					

7 定住環境の整備

(1) 過疎地域の小規模校における教育環境の整備と都市との交流促進

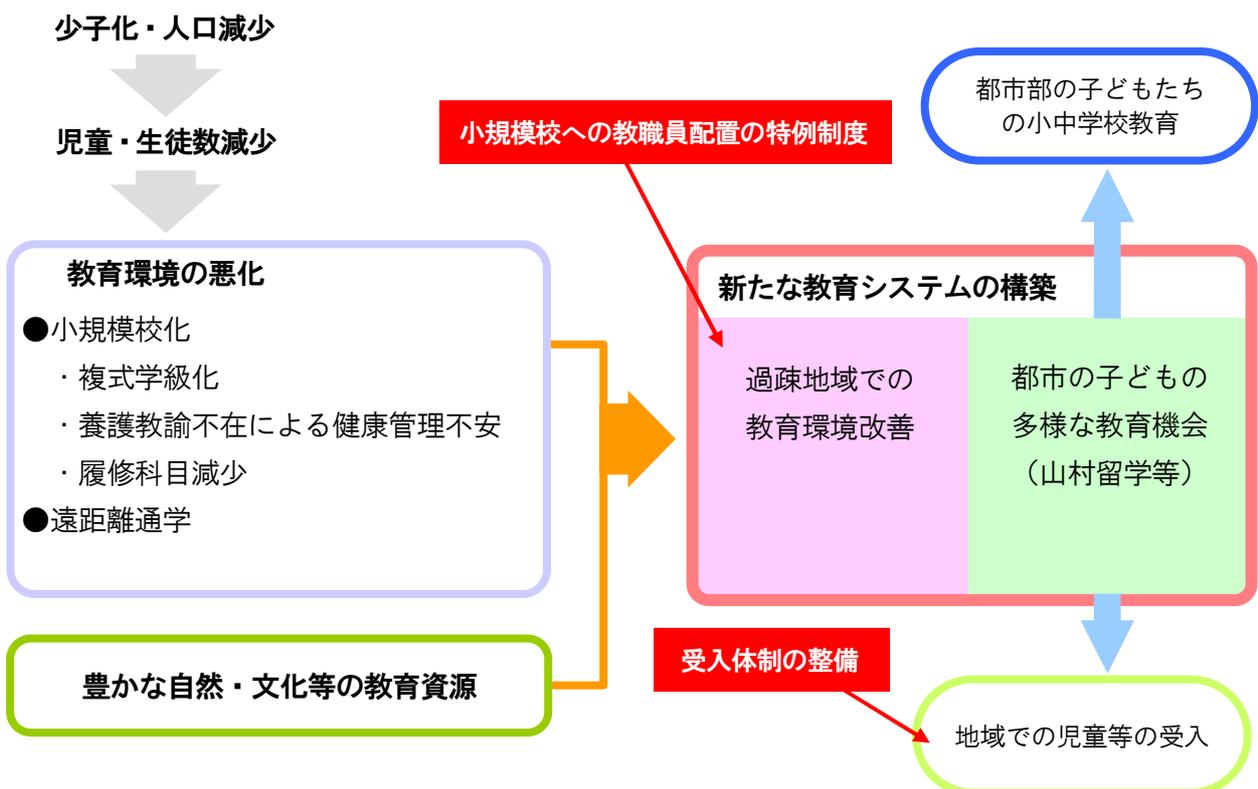
提言 19

◎ 過疎地域と都市との共生が重要な課題であるとの認識にたつて、過疎地域においても都市と同等の教育水準を確保できるように教職員定数の標準、学級編制の標準等教育制度を見直し、また、豊かな自然と景観、伝統文化の有する教育効果から、都市の児童・生徒と過疎地域との体験・交流活動を促進するような助成制度を創設すること。

提言の理由

- 過疎地域は、豊かな自然と美しい景観、伝統文化が残る地域であり、また、国民の癒しの場として、豊かな人間性と多様な感性を養う教育的な効果を有し、都市とは別の視点で最適な教育環境である。
- しかし、現在過疎地域では児童生徒数の減少に伴い、学校の統合や複式学級化が進み、遠距離通学、寄宿舎生活などにより生徒・保護者の負担が増大し、教育環境が悪化しつつある。
- 特に、小規模校では、授業科目の制限や生徒の健康管理面でも問題が発生し、国民として教育を受ける権利が十分保障されているとは言い難い状況であり、これが過疎地域へのUターン者の増大や交流人口の拡大を推進するうえで、障害要因のひとつとなっている。
- このため、過疎地域における教職員配置などについて制度上特別な配慮を行い、教育環境を改善するとともに、その教育環境の維持が、都市の住民にとっても学童期から山村留学や短期滞在等の交流活動を通じた多様な教育機会の確保にもつながるような新たな教育制度の創設が必要である。

過疎地域特有の教育システムのイメージ



具体的な提案

①教職員定数の標準、学級編成の標準の見直し（複式学級の解消など）

複式学級の解消、小規模中学校教員定数拡大などを図るため、過疎地域に存する学校の教職員数を割増しするよう制度を改正すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設				●	新過疎法（教育の確保）
関係省庁	総務省・文部科学省				
参 考	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律				

②教職員定数の標準、学級編成の標準の見直し（養護教諭の全学校への配置）

過疎地域でも安全・安心な学校生活をおくれるよう、養護教諭の全学校配置すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設				●	新過疎法（教育の確保）
関係省庁	総務省・文部科学省				
参 考	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律				

③教職員定数の標準、学級編成の標準の見直し（多様な科目開設のための定数加配）

県立高校において多様な科目開設のための定数加配を実施すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設				●	新過疎法（教育の確保）
関係省庁	総務省・文部科学省				
参 考	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律				

④児童・生徒の交流促進のための総合的助成制度の創設

空き家・廃校等を活用した児童等の受入施設の整備や多様な主体の参画による受入れのための交流活動に対して支援すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（教育の確保）
関係省庁	総務省・文部科学省・農林水産省				
参 考					

(2) 移住交流施策の推進

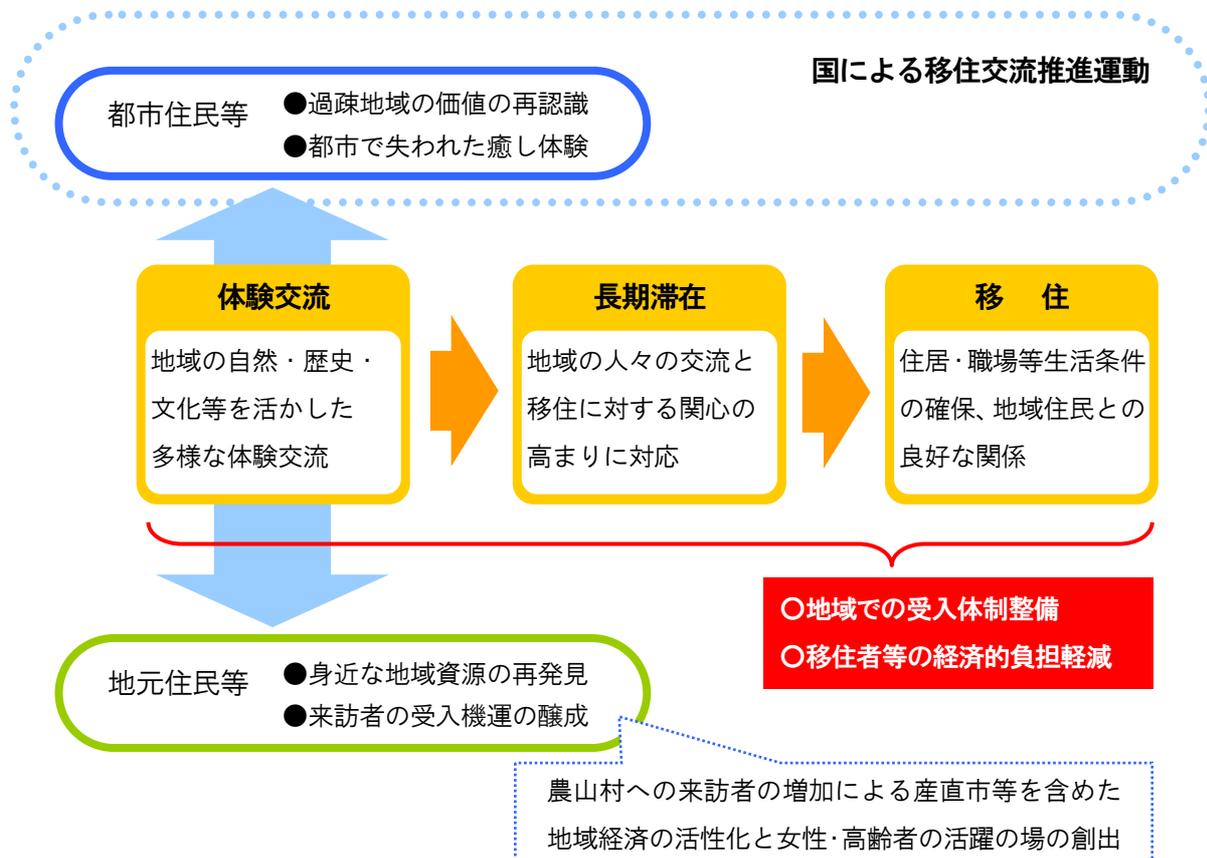
提言20

◎ 過疎地域の価値を都市住民と共有するための移住交流施策を積極的に推進するとともに、県・市町村が連携して実施するUターン者の定住支援施策を支援すること。

提言の理由

- 少子・高齢化が著しい過疎地域にとって、少子化対策とともにUターン者の増加を図ることは重要な解決策のひとつであり、市町村等では、移住希望者の募集、空き家紹介などの相談業務などを始めとした定住支援施策を推進している。
- また、グリーンツーリズムなどの体験交流活動は、来訪者や地域双方にとって、地域の価値を再発見できる有効な機会であると同時に、農山村への来訪者の増加は、体験料収入や産直市を通じた農産物の現金化などを通じて小さな経済を構築する機会となっている。
- 行政ばかりでなく、地元NPOが地域に密着した情報を提供し、効果的なマッチングにより成果を上げている事例もあり、地域の担い手となるUターン者の定着を図るためには、地域団体を含めた県・市町村の連携した取組ができる財源措置が必要である。
- そして、各地方団体の取組を促進するため、関係省庁がより連携して国民運動として移住交流施策を推進することが必要である。
- ふるさと納税のほか、都会から過疎地域への移住に際しての住宅等に係る税制上の優遇措置の創設などが必要である。

移住交流の推進イメージ



具体的な提案

①移住交流施策の推進

関係省庁の連携による総合的な移住交流施策を推進するとともに、都市から過疎地域に移住する場合に、住宅等の資産の買替え特例など税制上の措置を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設		●			新過疎法・租税特別措置法・地方税法(買替え特例)
関係省庁	総務省・国土交通省・農林水産省・財務省				
参考					

②定住支援施策に対する国の助成制度創設

地域の実情に応じた定住支援施策を促進するため、所要経費に対する交付税措置を行うこと。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正	●				地方交付税法(普通交付税)
制度創設					
関係省庁	総務省				
参考					

買換え特例の適用等のイメージ



◎過疎地域の買換え特例制度等により移住後の生活費を確保

- 譲渡益課税の特例(国税)
 - 買換え特例が無い場合 売却益5千万円に課税
 - 買換え特例がある場合 売却益と購入費の差額4千万円の一定割合に課税
- 不動産取得税(地方税)の免除・不均一課税

8 その他の対策

(1) 過疎地域における公営企業のあり方検討

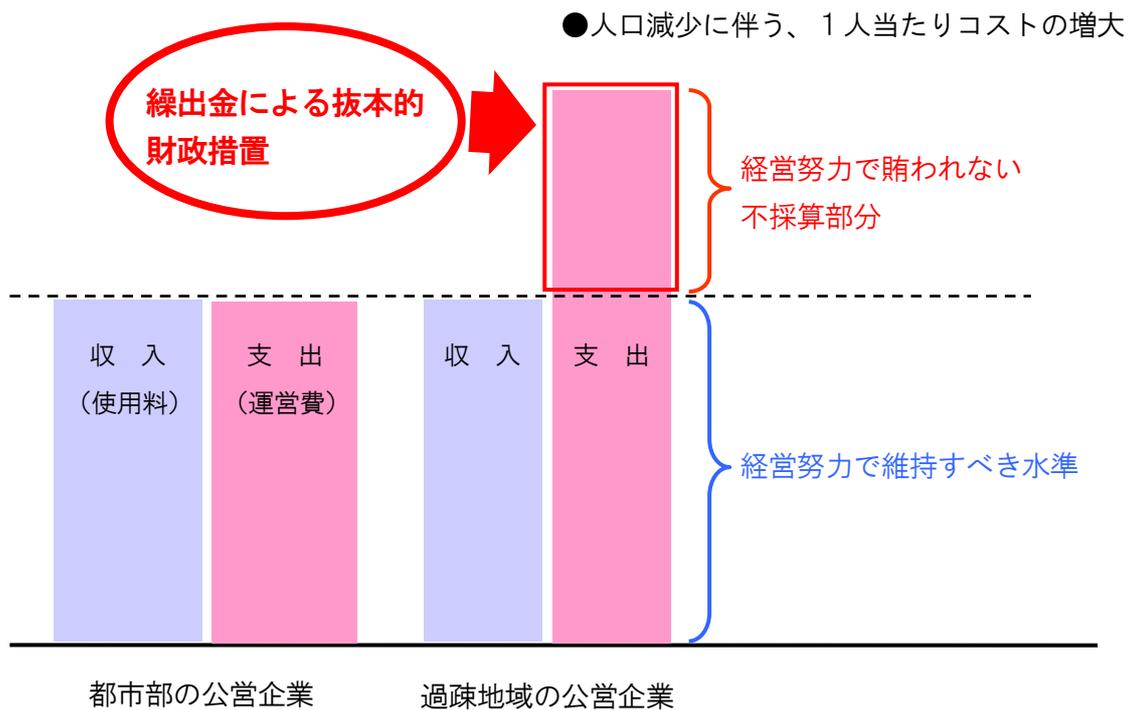
提言 21

◎ 人口減少に伴い、事業採算性を維持することが困難となる地方公営企業については、地域の実情を踏まえて繰出基準を見直すなどの特別な財政措置を創設すること。

提言の理由

- 人口減少に伴い、経営努力のみでは採算性の維持が困難となる地方公営企業については、経営努力を確保するしくみは維持しつつ、事業自体のあり方や繰出基準の見直しなど幅広い視点からの抜本的な検討を進め、将来にわたり経営を安定させることが必要である。
- 特に、病院事業など、不採算であっても生活維持のため継続せざるをえない事業については、特別な配慮が必要である。

都市と過疎地域とのコスト比較イメージ



具体的な提案

①公営企業の運営に対する特別措置

過疎地域は、人口減少等により地方公営企業としての事業採算性は悪化しているが、病院事業など地域生活を維持するうえで必要な事業については、将来に向けて経営が安定するよう、地域の実情を踏まえて、繰出基準の見直しなどによる特別な措置を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正				●	地方公営企業法（繰出基準）
制度創設					
関係省庁	総務省				
参 考					

(2) 遊休施設の有効活用の促進

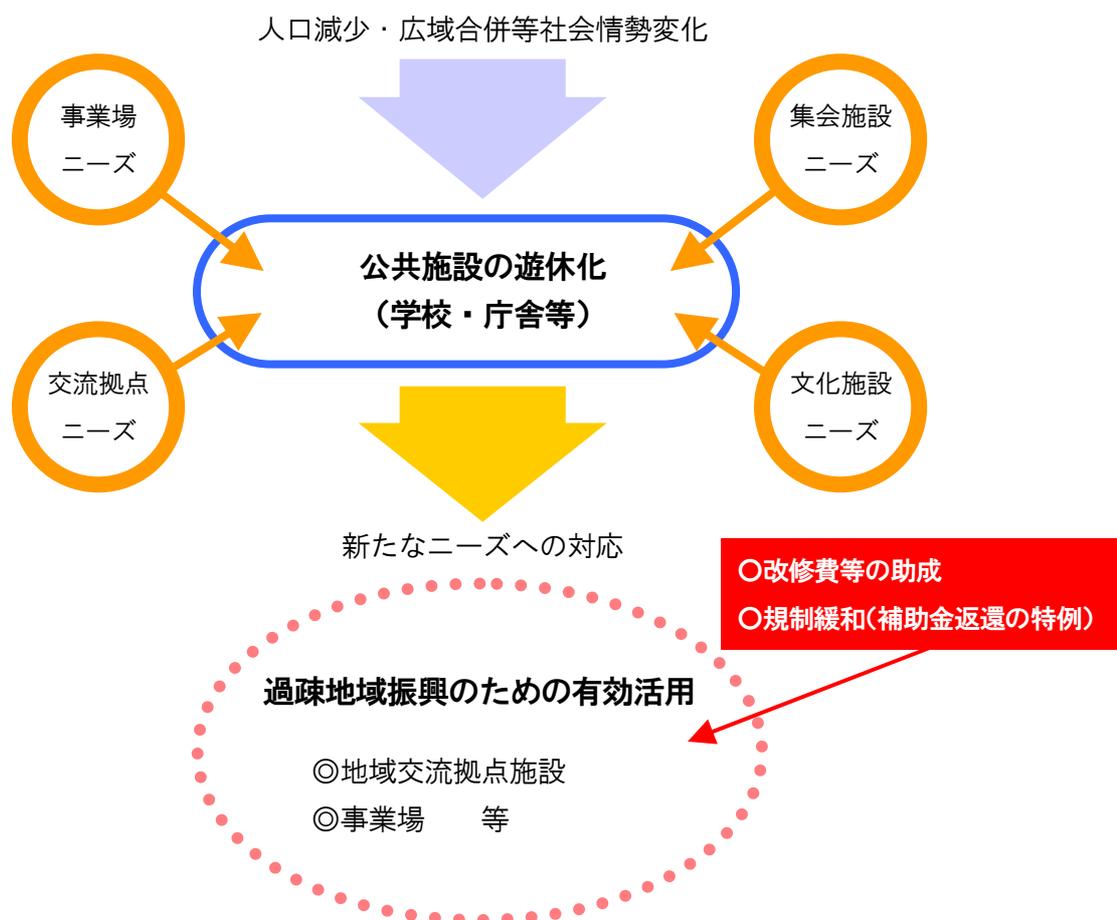
提言 2 2

◎ 人口減少等に伴い遊休化した施設を、過疎地域の振興に資する施設として有効活用することを推進するため、国の助成制度の創設や過疎債の充当、補助金適正化法の運用を緩和すること。

提言の理由

- 人口減少、少子・高齢化の進行に伴う統合等により校舎等公共施設が遊休化しており、これらの地域資源を有効活用することが、過疎地域の重要な課題である。
- 現在、地域活性化債の活用が可能だが、国の補助金等に係る予算の適正化に関する法律（補助金等適正化法）による処分制限の問題があり、地域再生計画と同様に特別な配慮を行うことが必要である。

遊休施設の有効活用イメージ



具体的な提案

①遊休施設を有効活用した施設整備に対する国の助成制度創設

過疎地域で遊休化した公共施設を事業場や交流拠点など過疎地域の振興に資する施設に有効活用する場合には国が助成する制度を創設すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（国の補助の特例）
関係省庁	総務省				
参 考					

②遊休施設を有効活用した施設整備に対する過疎債充当

遊休化した公共施設を事業場や交流拠点など過疎地域の振興に資する施設に有効活用する場合には、地方負担部分について過疎債充当すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設	●				新過疎法（過疎債）
関係省庁	総務省				
参 考	【現行過疎法】観光レクリエーション施設は過疎債対象 地域活性化事業債の対象				

③遊休施設の有効活用のための補助金適正化法上の特例措置

補助金適正化法による処分制限期間内であっても、過疎計画に定めがあれば補助金返還を不要とするよう規制を緩和すること。

	財政措置	税制措置	規制緩和	その他	関係法令・既存制度
制度改正					
制度創設			●		新過疎法（補助金等適正化法の特例措置）
関係省庁	総務省・財務省				
参 考					

その他の主な制度改正要望

産業振興関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
有害鳥獣対策	補助金拡充	個人での鳥獣被害対策は限界があるため、市町村等での対策への助成制度の拡充		○
集落営農促進	補助金拡充 過疎債充当	農業の担い手不足解消のため、集落営農組織が保有する機械・施設の更新に対する助成（新設の際の補助制度あり）	○	

生活交通関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
市町村道整備	過疎債充当	道路網整備のため、過疎債の道路整備要件の緩和（現行は、単年度100m要件等あり）	○	
生活バス運行	補助金拡充	財源不足のため運行が困難になりつつあるバス運行費に対する助成制度の拡充		○
交通システム	補助金拡充 過疎債充当	新たな生活交通システム整備のための人的支援、車両・関連機器への助成	○	○
交通拠点整備	補助金拡充 過疎債充当	利便性向上のため、民間や自治会による交通拠点施設整備への助成	○	

情報基盤関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
携帯電話不感地域解消	補助金拡充	積極的な携帯電話不感地域解消のため、移動通信用鉄塔整備事業での採択基準の撤廃	○	
〃	補助金拡充	携帯事業者が他の事業者の有線伝送路を利用する場合の助成拡充、伝送路の整備主体に自治体を追加（現在の補助制度は、民間のみ、補助期間10年間）	○	
携帯電話多目的活用	補助金創設 過疎債充当	携帯電話を活用した高齢者の買い物サービス、安否確認システム開発等の支援	○	
ブロードバンド高度化利用	補助金創設 過疎債充当	高齢者世帯と行政・医療機関などをつなぐシステム開発等の支援	○	○
地上放送デジタル化対応	補助金拡充 過疎債充当	調査設計費を対象とするなど助成制度の充実	○	
ケーブルテレビ導入推進	過疎債充当	散在する地域の中で整備経費が過大となるケーブルテレビ整備に対する助成拡充（過疎債の対象に第3セクターによる整備を追加）	○	

医療確保関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
医師確保対策	新規制度等	医師確保のための国レベルでの検討（過疎地域での医療従事者促進、奨学金制度の充実など）		○
病院運営支援	過疎債充当	病院収入の減少に対応するため、医療機器の購入・更新支援（現在は、不採算地区病院に限定）	○	

教育環境関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
義務教育施設整備	過疎債充当	教育施設を維持するため、過疎債における統合要件を撤廃（現在は、学校統合に限定）	○	
高等学校スクールバス	補助金拡充	県立高等学校へ遠距離通学できるように、高等学校スクールバス購入費への助成（へき地児童生徒援助費補助金は、全日制高校は対象外）	○	
放課後児童保育	補助金拡充	一定の規模が必要な国の特別保育事業・放課後児童健全育成事業について、過疎地域では実施困難なため、児童数に係る要件の緩和		○

定住推進関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
空き家改修等	過疎債充当	Uターンを促進するための空き家改修事業について、安価な家賃で提供するため、充当率の拡充（現在は75%充当→100%充当）	○	

生活基盤関連

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
飲料水確保	補助金創設	水道整備困難地域での飲料水確保のための助成（現在の補助制度では、給水人口10人以上の水道施設等に限定）	○	
合併浄化槽整備	補助金拡充	市町村の負担軽減のため、エリアを限定した上で、個人設置型への助成拡大（受益者負担の軽減等）	○	
下水道整備促進	補助金拡充	下水道整備の促進のため、助成内容の充実（補助率かさ上げ等）	○	

その他

項目	要望事項	内容	ハード	ソフト
公営企業支援	過疎債充当	公営企業は過疎債との併用充当だが、事業の不採算性から100%充当	○	

V

おわりに

過疎地域の将来像

- 世界人口の増加に伴う食料問題や地球温暖化等の環境問題は地球規模で対応すべき課題であり、我が国の発展を図るうえでも早急に解決の方向性を出すべき時期にきている。
- また、高度経済成長期以降の経済効率性優先の社会構造から生活の質や心の豊かさや多様な価値観を重視する成熟型社会への転換も求められている。
- 団塊の世代の大量退職を迎え、そうした方々の優れた経験と技能を活かすことが、今後の社会の活力を維持するうえでも重要な課題となっている。
- これらの課題の解決と過疎地域振興対策との関連については、過疎地域には食料問題や環境問題と直接関係する農地、森林が多数存在し、農業や林業などの産業が衰退するなか、その対策のあり方が主要な検討課題となる。
- また、豊かな人間性や感性を養う上で効果のある豊かな自然と文化、温かい人間関係など都市で失われたものを育てている過疎地域は、来るべき成熟型社会では貴重な価値、資源ともなる。
- このため、これからの過疎地域の振興は、国家的課題として議論されるべきものであり、また、過疎地域の条件不利性をどう克服するかという消極的な対策ではなく、都市にはない過疎地域の有する貴重な人的、物的資源を強みとして生かす積極的な対策でなければならない。
- 本提言は、このような基本認識にたって検討を進め、個別の対策については、市町村でのケーススタディを通じて現状と課題を整理し、それぞれが特色ある発展を図るために必要となる対策の基本的な方向性を取りまとめたものである。
- 具体的には、次のような条件不利性を是正しつつ、都市と共生した特色ある地域社会の実現を目指している。

(1) 安全かつ安心に生活できる地域社会

- 過疎地域は人口減少、少子・高齢化の進行に伴い地域社会の機能が低下し、通院・買い物など生活条件の維持が困難となりつつある地域が拡大している。
- このため、地域生活を営むうえで基礎的な活動である冠婚葬祭や草刈り、防犯、健康づくり、文化活動などは複数の集落を束ねた新たな自治組織の活動により維持し、医療、教育、商業などの機能は、周辺都市との広域的な機能連携により確保する。

(2) 地域資源を活用した産業振興と雇用の場の創出

- 食の安全や都市住民の多様なニーズなどに対応し、企業等地域を支える多様な主体の参画により、過疎地域の有する豊かな森林・農地等の資源を活かした6次産業化やコミュニティビジネスなど起業化を進め、過疎地域特有の自立した小さな経済システムの構築と雇用の場を創出する。
- また、国土保全、地球温暖化対策の観点から農地・森林の保全管理を進め、バイオマスを活用した地域循環型のエネルギーシステムの構築など過疎地域ならではの取組により、新たな産業と雇用機会を創出する。

(3) 都市との共生社会の実現

- 今後、過疎地域は、二地域居住や田舎暮らしを志向する都市住民にとっては、多様な生き方を実践する場であり、団塊の世代にとっては引き続き自己実現できる貴重な場ともなる。
 - 過疎地域にとっても、これら経験と技能を有する都市の人々を地域に受け入れることにより、新たな地域マネージャーとしての主体的な活動や交流を通じて農地・森林など里山保全活動への参加も期待できる。
 - また、我が国の未来を担う子どもたちに、豊かな人間性と多様な感性をもった人間教育を行うため、学童期から過疎地域での交流体験活動や短期滞在を教育制度として構築することにより、過疎地域の有する豊かな自然や歴史・文化の意義を国民全体に浸透させることもできる。
- 本提言では、以上のような社会を実現するため、主にソフト施策を充実した総合的な対策と、これらを実現するための新たな税の導入や基金の創設などの多様な財源措置の必要性を提案している。
- このほか、新たな法律の制定に向けては、国全体が人口減少社会に突入したことに伴う過疎地域の指定要件のあり方や、過疎地域と同様に疲弊している周辺の状態不利地域の取扱い、離島振興法・半島振興法など他の特定地域振興法との関係の整理など検討すべき諸課題が残されていることも指摘しておきたい。
- 島根県及び関係市町村では、本提言の内容について、国や全国知事会の検討の場などに積極的に提案していくとともに、他県とも共同・連携し、新たな法律に最大限反映されるようあらゆる機会を通じて取り組んでいくこととしている。

島根県過疎・中山間地域対策研究会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな特定地域振興法の成立に向けての過疎・中山間地域に係る諸問題について調査研究するため、島根県過疎・中山間地域対策研究会（仮称）（以下、「研究会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 研究会は、会長及び副会長並びに委員をもって組織する。

- 2 会長は島根県地域振興部地域政策課地域振興室長をもって充てる。
- 3 副会長は島根県過疎地域対策協議会参事をもって充てる。
- 4 委員は別表に定めるものとする。

（任期）

第3条 会長、副会長及び委員の任期は、この研究会の目的が完了するまでとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第4条 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 研究会の会議は会長が招集し、主宰する。

（部会）

第6条 研究会は必要に応じ、部会を設置することができる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞き、または、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 研究会の庶務は、島根県地域振興室、島根県過疎地域対策協議会において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月11日から施行する。